

く衰へ玉へるを嘆きて。夫神武天皇繼ニ神代草昧之蹤。東征平ニ中洲。王道之興。實創ニ於此。我國君臣億兆。當レ致ニ尊奉ニ之廟陵也。澆季至レ此噫哉。と痛く長息きおかれししもありて。今の世にいとものとも。尊くめてたき御事なりかし。さて御此陵に幣奉りて。祭り給ひし事も。古くはものに見えられとも。後に遠近陵墓の御定ありてよりは。近陵墓の御祭のみの如くになりて。遠陵の奉幣などの事は絶てもものに見えすなりぬ。松下氏の云れし事の如く。此天皇の御陵こそは。君臣億兆。永く殊に尊奉すへきを。いとものともあるまじき事なりかし。然るを近き御代よりは。此御陵をしも。いと厚く祭り玉ふ事となりぬるそ。いと尊き。しかのみならず。いにし明治の四年より。殊なる大詔ありて。年毎の二月の十一日間に至るまで。ほどく此天皇の御靈を。遙に拜み祭らしめ給へる事。福津日神の禍事も。漸に静まりて。かゝるめてたき新御代の春に立返りぬるは。至神直日大直日神の。直毘の御靈による事とは云ながら。また此天皇の幽世より。今の御代を。殊に厚く守護り給へる。御靈の幸にあらざらめやも。あなたふとあなかしこ。

日本書紀卷第三終

附録

上古曆日考

上代には。年次月次日次に。十干十二支を配用ぬたることはなくして。年ヒトセフタトセをば一年二年といひ。月ムツキキカラキをば正月二月といひ。日ヒトヒツツカをば一日二日といへり。もとより干支と云ことは。漢土モロコシにて曆コヨミを造らん爲に。ものせし名目なれば。皇國の上古に曆のさたなければ。年次月次日次に。干支を配用むこと。何の用もな徒ことなれば。ましてあるへきよしなり。一年二年といふ事。延喜式風神祭詞に見え。三年八年といふ事。神代紀に見日八夜など神代紀にもみえたり。さて月のこと古くは。古事記景行天皇の條に。美夜受比賣の歌に。新玉のとしか來經れば。あちたまの月はきへゆく。とあるこれなり。但しムツキキカラキなどいふ名目は。記紀に假名書見えねど。此はたまく記すへき事なかりしものなり。必ずふるま名にてはあるなり。記中卷に四月云々。中臣壽詞に十一月云々とみえたり。此等必ウツキ。シモツキと訓へし。萬葉集には數多見えたり。然るに日本紀の神武天皇紀に。是歲也太歲甲寅。冬十月丁巳朔辛酉云々。とあるを始て。凡て上代の年次月次日次を。干支にうつし記されたるは。いかにといふに。此は後に曆を用ぬ給へる御世となりて。某年某月某日とあるに。後より配たるものなり。さてしか干支を年次月次日次にあてたるは。後のことなれとも。年月日次の定りは。全く後の世の如くのことあらね。既く神武天皇の御世の頃より。大凡には定まりしことしるければ。まづこゝに本居翁の眞曆考に云る説を擧て。上代のありさまより。次々にしか轉移ウツリこしすかたをいふへし。考に云く。大名牟遲少彥名の神世より。天のけしきも夙ホシカに。霞なども立きらひて。和けさの氣さしそめ。柳なども萌は

しめ。鶯なども鳴そめて。種々の物の新まり始まる比をなん。初とはさためたりける。さて一年の來經ゆく間ホドは。四つに段キヤみて。春夏秋冬と云ける。是はた神代よりしかあり來ぬる事なれば。今その故はいかなりとも知へきならねと。試にいはい。温なる暑き涼き寒き。四つの異カヘリのあれはなるへし。此春夏秋冬てふ名も。いと古く聞えて。古事記書紀の歌ともにも往々見えたり。かくて此四つの時を。また始なかは末と三つに段みて。春の始秋のなかは冬の末などいひ。春の始は乃年の始なれば。上に云ることくにて。夏秋冬の始なかは末もまた。其時々物の上を。見きうて知れりしこと。春の始と同じく。天のけしき日の出入かた。或は本草のうへをみて。此木の花さくは。某季ソノトキのその比。その木の實なるは。某季のそのほど。此草の生出るは。何時のいつ頃。その草の枯るは。何時のいつ程としり。或は田なつ物晶つものにつきても。稻の刈ときになるは。某のほど。麥の穂の赤らむは某比。と云ことく心得。あるは鳥の常世にゆき歸るを見。むしの穴に隠れ出るを伺ひなど。都て天地のうち。時々アツ從ひて。移りかはる物に因てなむ。某季のいつ程とは定たりける。さて然一季の來經をは。たゞ三に分いへるのみにて。其ほどの日次までを。幾日イツカの日幾日の日と。定めいふ事はなかりき。されは年のはじめ。季の始なども。際やかに某日よりとはなく。その日數はたかならず。幾十日と詳ササカにはあらず。大らかなんありける。武郷云。これまでまづ四時の定まりを考られたる説なり。此四時の運行には付ずて。外にまた月といふ事ありて。天なる月の満み飲み。見えみ見えすみする。一周ヒトメクリを一月とせり。其定めは。一月を三つに段みて。都伊多知。

毛知。都碁毛理といへり。其はまづ西の方の空に。日の入ぬるあとに。月のほのかに見えそむる比を始として。其より十日はかりが間ホドかけて。月立といへり。月の漸々に立行比ホドなればなり。さて中ころ十日はかりか間を。毛知といへり。月の形の満たれはなり。その中に。月立の初より。十四五日にあたる日。夜の月は望の極みなり。さて末十日はかりか間を。月隱ツコモリといへり。月の漸々に隠り行くほどなればなり。其中に三十日頃にあたる夜は。月隱のきはみなり。如此して一月とは定めたりしかとも。何れの月をはじめ終りといふ次第もなく。四時にもつかず。唯一月々々と經行くのみにて。都へて年の運りとは別事なりき。然るは是も十二ユヤたひ運れは。大方に一年なれとも。年の來經とは。十日餘り日數の足らざる故に。常に四時の始終とは。後れ先立つて行たかひて。譬へは秋の最中のころ。天の月は。月隱ツコモリの末。月の始などの時も有けり。されと元より別事にしありければ。彼はかれ此はこれにて。拘はらすなむ有ける。斯てこの月といへる方の來經も。朔望晦。または始かつた。中ころ。末つかた。とも云るのみにて。是はた幾日の日幾日の日と云ふ。日次はなかりき。武郷云。年の一めぐりの運ひに。月は拘はらさるりしか故に。閏月など云事もなかりしなり。抑上の件のこと。季の始なども。際やかに非ず。月次も日次もなく。また天の月による月はありしかとも。別事にて有つるなど。凡て事は足ぬに似たれとも。然思ふは。よろつ巨細コウカに。こちたきを善きにする。後世の心にこそあれ。上代は人の心も何も。只廣く大らかなん有ければ。さて事は足り。またかの空なる月による月と。年の來經とを。強て一つに合する術なども無くて。たゞ天地のあるか儘にて

なん有ける。これその天地の初發の時に。皇祖神の造らして。萬國に授けおき給へる。天地の自然の曆にして。八百萬千萬年を經行けとも。少かも違ふふしなく。改むる勞きもなき。尊きめてたき眞の曆には有ける。以上眞曆考の本文をのみ採れり。なほ委しくは本書につきて見るへし。と云れたるか如く。大名牟遲少彥命の當昔より。皇御孫尊の笠狭宮高千穗宮に坐まして。次々天下所知看し御世まで。然有しなるへし。然るをこの神武天皇の御世の頃となりては。世も甚く變易り。それまでにもなほつきく。賢き人等も世々に必ず出ぬへければ。萬に考へて。まつ一年を十二月として。其月次を四時に配り。其四時に元より孟仲季と云來れる。春の孟仲季を春三月となし。夏の孟仲季を夏二月となし。秋の孟仲季を秋三月となし。冬の孟仲季を冬三月となし。其月々の名を。ムツキ。キサラギ。ヤヨヒ。ウツキ。サツキ。ミナツキ。フミツキ。ハツキ。ナカツキ。カミナツキ。シモツキ。シハスと命け。其孟春一月の月は。大凡今の立春頃の日より數へ始めて。啓蟄の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。其季冬十二月の月は。小寒頃の日より。數へはしめて。立春の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。仲春より。仲冬の月に至る。十月の定めも。此に准へて知るべし。この立春小寒など云へるは。今假に曆の名に因たるものなり。いにしへさる名ありしとはあらず。されど歳首を定めむとするには。必かくのことくならず。えあらぬ事也。然して十まり二月にして。三百六十五日或は六十六日とは。大凡に立たるなり。倍しか一歳を十二に分て。此をムツキウツキなど。月の名を以て號けしは。天なる月の。大凡一歳に十まり二度。反り運る様に准へて。假に月とは云なれど。後の曆法の如く。空なる月と。歳の經曆を數ふる月を。強て一に合する法なとある事なく。

天なる月は眞曆考にも云る如く。何の月を始め終りと云次第もなく。四時にもつかず。唯一月一月と。經行くのみにて。都て歳の運とは別事にて。月の始に天なる月は。満月の時もあり。月の半に天なる月の。上弦下弦の時もありけり。さてまた此空なる月を。朔望晦と三にわかちて。月々の日を數ふる始は。其月の始て西に見えそむる日を。月立の一日とし。夫より月立の二日三日四日と數へもてゆきて。この月二日と數ふる事は。日本書紀天智天皇卷に證あり。なほ萬葉の歌にも。月立て唯三日月の云々。などよめるも。このならひの後までこのれるなり。又月立し日よりをまつなどもよめり。其月の見えすなれる晦の極みを。月の終と定め。また月の見えそむるを。月立の一日と云て。次の月の首と。定めたるなり。かゝれは上に云る孟春一月の始とて。必後の曆の如く。一日二日とよみそむる事なく。空なる月の満缺によりて。月立の一日二日の時もあり。また望の頃もあり。月隱の頃もありて。一樣ならず。仲春二月より。季冬十二月に至りても。月の首はみなこれに同じ。されど眞曆考にも云る如く。彼はかれ此はこれにて。拘はらずなむあれば。後の曆法の如く。晦朔を合する法はあることなく。月の大小閏月などのこともなく。平田翁云。閏は日の餘りを總よせて。一月に立つる事なるを。我神國の古は更なり。蕃國にも。月々の日を多少に定めて。閏を立ざる國は多かり。然れば太昊氏の始。めて甲子元曆を立たる時にも。閏は置かざりしなりと云り。此説にてあきらけし。空なる月によることもなく。然るへきさまに。いと大らかに。一月の日數は定められたりけむ。これらを。諸越の國籍わたり來て。後のこととせるはわつし。かく定日次に依てしられたり。なほ此あたり。眞曆考とは少しく異なり。考合すべし。さて其後あまたの御世御世を経て。漢土の曆法を用ひ給ひし時より。よろつ今世の如くには成れりける。されは神武天皇の御卷より。次々の天皇の御卷とも。總て上代なる年月日次に。干支を配記されたるは。曆を用ひ給へる御世となりて。後より充たるものなり。さるはまつ

年月日次を。古文に記せる趣は。古事記に崇神天皇の御段の末より。次々天皇等の崩御カムアカリさせる。年月日を記せるに。戊寅年十二月。こほ日を闕れたり。乙卯年三月十五日。壬戌年六月十一日。甲午歲九月九日。など書たる。これ古昔イニシヘの文例カキサマとみえたり。其は書紀にも或本云といひ。或は伊吉連博徳書云。など標メられたる類は。もはら古書ともなるか。其文に。以己未年七月三日。發自難波。九月十三日到百濟國。十月一日行到越州之底。などやうに記せるも。みな同じ文例なるを以て知るへし。また上宮法王帝説も。記紀より舊きものなるか。此も文例として。戊午年四月十五日。壬午年二月二十二日。癸卯年十月十四日。或は歲在辛巳。十二月二十一日癸酉。明年二月二十二日甲戌。など書たるをも思ひ合すへし。こゝに或人問けらく。右の書とも因て考ふれば。日次を干支に配用アテわたることは。後のこととも云ふへけれど。古事記なる次々も。年をはみな戊寅年乙卯年など。記せるを見れば。なほ年には上代ツより。干支を配アテ來れる例なるへく見えたりいか。おのれ答。さにあらず。この古事記など記せる比。やゝ前つ方より。年次に干支を配用する例とはなりにたるなるへし。なほ上古イニシヘは。一年二年と記し。又後に一年甲子二年乙丑など書シルシ來れるを。またその後シに。一二字をも省きすてたるものと見えたり。さるは上に引る古事記なる次々の月次日次を。三月十五日六月十一日など記したる。これ古昔の文例なるに。既く上宮法王帝説には。十二月二十一日癸酉。二月二十二日甲戌など。記せる處もあるをおもふへし。後にはその二十一日二十二日も省きすて。直タに癸酉甲戌とのみ記せる例とはなりて。書紀シルシ記せる比は。もはらその如く

なれる。それにても古昔年次の記しさまは。押ばかり知らるへきものなり。また問。上宮帝説は記紀よりも舊きものなるか。それに既く年次日次に。干支をあてて記したるは。なほ干支をは古く用わたる證とすへきか。答。なほさにあらし。當時上宮太子等の。萬を漢めかさむとて。然か新にものせられつらめども。それ大凡の文例にはあらざるか故に。其後に記せる古事記。また書紀の或本。又博徳書などにも。三月十五日七月三日などのみ。書るを思ふへし。なほ古事記なる崇神天皇の條より次々。天皇崩御の年月日を記されたるは。上宮帝説よりも既く記したりし書のありしをとりて。次々其例に書きたるものにも有るへし。これにて日次に干支を當たるは。書紀しるす頃より。やゝ世間にも行はれ。かつ漢籍に似せんとて。かゝる事をも殊更に作り加ふへき頃ほひなること。つら／＼推考ふへし。然はいへ。年次に干支を配アテ記せることは。既く上宮太子の御世の比なる金石銘文の。今世に残れるにも見え。かの帝説を始め。古事記又書紀に引る或本など。みな戊寅年己未年など。記せるを思へば。こは上宮太子蘇我馬子等か。國史を撰ふへき下構に。新に充用おられたるものにもあるへし。また當昔よりさる例の既くありしにも有へし。政事要略に。儒傳云。小治田朝十二年歲次甲子。正月戊申朔始用三曆日。とある文を。眞曆考に。始て曆法を用る給へることに解れたるも。さることにて。年次日次を干支にうつし記すことの始も。此時なりけむもしるへからず。此御世の有さま。つら／＼思ひやりても。しか推はからるゝなり。さゝ右の如く考へ定めて。神武天皇紀なる。是歲也太歲云々。などあるを推考れば。古記には東征ヒムカシヲゴトムカマフヒト、センカミナツキ之一年十月五日云々。同二年三月六日云々。などやうにめやすく記し在つらむを。後より干支を倒に配アテ當るとき。其五日の

辛酉に當るを以て。押のほせて朔^{ツキカタチ}を丁巳とし。六日の己未にあたるを以て。その朔の甲寅たるを知記せるものなり。かくしつゝ皆次々に宛以てゆき。また曆法によりて。大小閏月を^{クマ}支り。からくしてまつ大凡に宛たるものなり。さるからに。上代^{ウツ}の年月日次には。いと疑はしきもあり。また誤れるもあり。中にはいたく猥りなるもありて。見す見す前後齟齬^{ソゴ}へるさへあれど。其は本より博士の心々に。配たる物なれば。如何^{イカニ}もあれど。撰者のかへりみ給はさるものなるへし。しか浮たる干支ならむには。今世の心には。なにか記さてもありぬべきを。それみな捨給はて。記したまひしは。この書紀をば萬漢籍の例に倣ひ給ふか餘りに。しかうきたる干支をも。さなから拾探りたまひて。冬十月丁巳朔辛酉など記し。春夏秋冬の文字をさへに冠^{オカ}れ。年次はさらなり。月次にも干支を充つゝ。建寅を正月とはせるものから。又中には建子正月とせるなともありて。それ互に干支の混ひたるなど。いと紛らはしきもあれど。委しくは訂しあへず。まつ大凡に定めて。採記されたるものとみえたり。故紀中をりくは。建寅の月の日次を。建子の月の日次として見れば。充當れるもあるなど。なほくさくさる事多かり。これらの事は。平田翁の天朝無窮曆にも云置れたり。さて又東征甲寅年十二月丙辰朔とありて。明年乙卯三月甲寅朔とあるを。併せ^{カマカ}按ふれば。此間に必閏月あるへし。さらしては明年三月の朔の甲寅なるへき謂れなし。故保井春海か日本長曆に依て考ふるに。十二月大丙辰朔。正月小丙戌朔。二月大乙卯朔。閏二月小乙酉朔。三月大甲寅朔となれり。されは此御代に。既に曆法を用ひ給ひて。閏月をもおかれ。また閏月あらむからには。大小もあるへく。

萬^{マン}今世の如くなるへきかといはむに。猶さにあらず。これも古記には。十二月二十七日三月六日とのみ記して。更に閏月大小の議^{サダ}もなかりけむを。後より干支を配るときに。曆^{レイ}本を以て。大小閏月を配し。三月六日に曆本の己未をあて。倒に數へて朔日を甲寅とし。又其曆本に因て。その前月に閏をおき。十二月二十七日に壬午をあて。儲それよりまた數へあけて。その月の朔を丙辰とせしものにて。更にその世に閏月大小ありしにはあらず。みな後世の曆術を以て。押當にしかせしものなること論なし。さておのれはかく思ひとりて。論ひ定めしかと。こゝに平田翁の説に。書紀なる曆日は。皇國に本より有つる曆にして。伊弉諾大神の立創めまし。大國主神の謂ゆる合朔に調へたまひしを。大朝廷に用ひさせ給ひ。神武天皇より。つぎの干支即ちそれなり。それよりして。もろこしを始め。あたし戎國々へも及びし祖曆なるよしを。悟り得たりとて。天朝無窮曆を著はされたるは。さるものから。それか中に。干支の妙用を甚くほめ稱へて。これなくては。必ずえあらぬさまに云れたることとも。己か心にはなほ如何にそや覺ゆ。さるは其説に云く。たゞに某月某日などのみ記せるは。其近き間^{ホト}こそあれ。後に至ては。胡亂^{マキラ}はしきことの出来へき理なれば。朔の干支を記す方。こよなく勝れり。といへるはいかゞ。たゞにしか月日のみ記さばこそあらめ。某年某月某日と。たしかに記しおかむには。いかに後世に至ればとて。胡亂^{マキラ}はしきことの出来へきよしなきをや。おのか心には。紀年^{トシナミ}を干支のみにて記しおかんこと。中々にいとまきはしくこそおほゆれ。さるは神武天皇紀なる。東征六年のほどを。太歳甲寅とのみありては。この年は天皇

生アましくより。幾イ年クワンにあたり給ふとかせん。及フ三年四十五歳ニの文。また崩御の御年の數あれはこそ。この天皇生アれまして。四十五歳の御歳に。當りませることしらるれと。もしその文なく。たゞに甲寅年とのみありては。前後考へ合すへきたつきもなく。何年ヤといふことさらに知かたし。これも古記には。天皇東征の某年キとか。または未だ御即位なき以前ならば。前帝崩後の某年キとやうに。然るへくよろしきさまに書し在りつらむを。かく干支を後に配アるより。かへりてあらぬさまに成ゆきし者なり。或人又問けらく。同天皇紀七十六年三月天皇崩とありて。綏靖天皇御即位の年は。太歳庚辰とあり。さてその七十六年丙子の年なれば。その明年丁丑より戊寅己卯と。三年の空位あり。この三年神武天皇に掛て。記すへきにあらず。綏靖天皇御即位なき程なれば。かけて將記ハすへきにあらず。かゝる時には。干支ありてこそは。其三年の空位も知らるへけれ。もし干支なき時は。前帝崩御の明年キを。直ちに後帝の元年と記すより外なし。さては中間三年ありしを。脱すへければ。なほ干支ありける故に。その空位のほとしらるゝにあらずや。答。これも古記には。前帝崩御ありて三年空位。さて四年めに。後帝御即位の趣に記したりつらんを。その間の三年へ。丁丑戊寅己卯を當たるものなり。今その干支をあてたる上よりみれば。これなくは空位のほども。しられしと思はるれと。干支なければなきまゝに。その三年か間ホも。何と漏すましく記すへければ。更に妨なし。今をもて疑ふへからず。さて右のことくにして考ふれば。かの東征七年も。干支といふ事なき世には。東征の後八年めに。天皇御即位し給ひ。即てその年を元年

と申して。すへて東征の間。七年経たまへるよし。記しおきたらんには。まつその元年を辛酉と後より配ア。さてそれより七年前は。甲寅にあたるへければ。しか記せるものなり。さるはそれも。其七年經しこと。今は記したらねは。誠に干支なからましかはと思へとも。それは干支を配て後。七年へしよしを削り去スてたる今より思へはなり。古事記なる此天皇の御條クに。於ニ三紫之岡田宮二年坐云々。於ニ阿岐國之多祁理宮七年坐云々。於ニ吉備之高島宮八年坐。とありて。干支は記さねとも。高島宮に坐々し九年めを。大倭に向ひ幸ませる年とみても。その年以前十五年經給ひしこと。慥に知られたるを思へし。試に今この古事記なる紀年トに。干支を配てむとすれば。まつ暫く書紀の文に従ひて。大倭に入坐し年を戊午年と定め。逆に數へあげたらむには。天皇元年より。三紫岡田宮に坐々し年までは。十八年ありて。假にその前年を。東征初年として。元年辛酉より。さかさまに干支を配アもてゆけば。その初年は太歳甲辰にあたり。これにて書紀なる紀年に。干支を配たるさま思やるへし。さてかくいへはとて。ひたすらに干支を要なきもの。おとしめ云るにはあらず。わが皇朝に上古干支と云もの。なかりしよし。又あらても事記すにあかず足はぬことなき趣を。理われるのみなり。もとより今時イの如くに。曆目を用ひ給ふ御世となりては。干支の妙用。また大なるものと云ふへし。己か上古に干支はなかりしものなりと。決めて云るは。その甲乙丙丁を。キノエキノト。ヒノエヒノトと。木火土金水の五行にあてたるなど。皇國の古ヘに。しか理屈コめきたることあるへくもあらねはなり。また日次ヒをも。一日二日三日と數へ

もてゆけは。こと足れるを。殊更に煩らはしく。子丑寅卯などの名を假て。記すにも及ふまじきものをや。これにて思ふべし。これらをも天朝無窮曆になほくさく、いひおかれつれど、すへて信ひかたし。ある人又問曰。御代御代の大嘗會の時に。中臣氏の宣る天神壽詞は。瓊々杵尊の大御世に。始めて此大祀ありし時のを。後世まで傳へ來れる壽詞なるか。其文の中に。十一月中都卯日云々奉仕利云々。と云る詞あり。神代にもし然る干支のなからむには。かゝる詞あらし。年月日次に干支を配せる曆ありし故にこそ。中都卯日とはいひつらめいか。答。此は次の文に。月内仁。日時遠選定互云々。とあるをみるに。上代には必ず卯日など定まれることなく。その月の内に。良日を撰定めたりしことあきらけし。日時を撰むこと。皇國にはいと古くよりあり。神代紀上卷に。天神の去。乃ト定時日而降之とあり。今の世にいへるも。この習はしなるをや。さて後世となりて。月々御祭どもの。いと數多になり以こしより。其度々に日時を下へ定めむも。あまり煩はしき程になりぬるより。某祭は某月の子日。某の祭は某月の丑日と定めて。式などには記されたるものと見えたり。されとなほ。出雲國造か神壽詞には。八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾云々。などいへるは。右の日時を撰みし時の。まゝなりしと見えたり。この外に干支にあつかりし文。上代のこと例なければ。必ず後のものなること思ひ定むへし。こゝに又伴信友か隨筆比古婆衣に。日本紀干支考とて。くさく云る事ある。その説に云。つらく考るに。そのかみもろこしにて。作りたる干支を。世に用おられたる事あるへくもあらず。年次月次日次の定まりすら。もはら後の如くには。あらざるへきことわりなるに。中略もろこしの曆法を用おらるゝ御世となり

て。夫より上つたのことゝもは。曆によりたる年月をあてゝ。書記せるものゝ。漸に出來りけむを。はるかに遠き御世の古傳説は。近くさたかなる御世より。かつく推のほせて。神武天皇の御上におし及び。中略年紀をととのへられつるものなるへし。但しそは日本紀を撰はるとて。あらたに然ものせられたるにか。またはやくより。史などの然年紀を作り當たる書の。ありしにもあるへし。以上信友説といへる。もろこしにて作りたる干支を。世に用おられたることあるへくもあらず。といへるはさることなれども。年次月次日次も。曆法を用おし後の世より推のほせて。作れるものなりといひ。日本紀の撰者のあらたに。ものせられたるにか。などいへるいたく非ことなり。むかいは。神武天皇紀より次々。曆を用おたまひし御世までの。年次月次日次をは。ひたふるの偽造ものなりとすへきにや。しか後より推當たるものとする時は。彼の無窮曆にもいはれし如く。上代の天皇命たちの御齡を。記せる傳々も諦ならず。その紀年をいへる文をは。みなから廢すはあるまじく。さては神武天皇の元年は。もろこし周惠王か十七年といふ年に當るといふを始め。かしこの某王か某年は。わか某天皇の某年に當るなど。和漢合運して。年代を攷ふる事も。かの征韓以前は。みな虚事となる謂なれば。其よりして。書記なる古き事實の。覺束なく浮たる事の如きこえて。例の異國學ひに心ひく倫の。仍しも上代を蔑如する口實と爲すへく。皇國の史を貴ふとて。かへりて貶しめたるものなり。あなかしこ。すへて近きころ。日本なかくの如し。これは通釋一卷なる總論。紀をよむものを見。みに委しく辨へおけり。故こゝにいはず。又撰者の新に作られたる。紀年曆日ならば。始より一貫に安く通りて。

更に胡亂マキレなく造らるへきものなるを。其曆のいといと猥りなるは。上にもいへる如く。たゞ漢籍に似せ賜はもの御心にて。その曆のあはもあはしには。更に拘り給はさるものなるをや。おもふへじ。

嘉永七年六月稿畢りぬ

飯田武郷

日本書紀通釋卷之二十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第四

- | | |
|-------------|------|
| 神渟名川耳天皇 | 綏靖天皇 |
| 磯城津彦玉手看天皇 | 安寧天皇 |
| 大日本彦耜友天皇 | 懿德天皇 |
| 觀松彦香殖稻天皇 | 孝昭天皇 |
| 日本足彦國押人天皇 | 孝安天皇 |
| 大日本根子彦太瓊天皇 | 孝靈天皇 |
| 大日本根子彦國牽天皇 | 孝元天皇 |
| 稚日本根子彦大日日天皇 | 開化天皇 |

神淳名川耳天皇 綏靖天皇

此天皇の御名義既に云り。○綏靖は。書曰有綏靖宗廟社稷之大勳とあり。

神淳名川耳天皇。神日本磐余彦天皇第三子也。母曰媛踏鞮五十鈴媛命。事代主神之次女也。

綏靖天皇
紀

第三子は。記云。坐日向一時。娶阿多之小椅君。妹名阿比良比賣。生子多藝志美美命。次岐須美美命二柱坐也云々。後伊須氣余理比賣參入宮内之時云々。然而阿禮坐之御子。名日子八井命。次神八井耳命。次神沼河耳命三柱。とあるを。大日本史に。按本書爲第三子。蓋據皇后所生而書也。然帝有三庶兄。則古事記作第五子爲得。と云り。されど岐須美美命は。此紀になき方正かるべきよし既に云り。また日子八井命も。姓氏錄に神八井耳命男とある傳正しく。記は混れたるなるへければ。神武天皇の御子は。手妍耳命。神八井耳命。神淳名川耳尊。三柱に坐り。然れば此紀に。天皇を第三子也とある傳そ。中々に正しかるべき。○五十鈴媛命の媛は。姫とあるべき例なり。○大女は。此天皇の后五十鈴依媛命を。安寧紀に事代主神之少女。とあるによりて記せるなり。

天皇風姿岐嶷。少^{サシ}有^{コト}雄拔之氣^{イキ}。及^テ壯^{ミヤヒ}容貌魁偉^{ミヤヒ}。武藝過^{ミヤヒ}人^{コト}。而志^{ミコト}尚^{サシ}沈毅^{コト}。

風姿云々。仁德紀にも。此四字を此と同じく訓たり。神代紀に容貌且^{ミヤヒ}閑^{ミヤヒ}。繼體紀に斐然之藻^{ミヤヒ}。持統紀に閑雅^{ミヤヒ}。また雄略紀温雅^{ミヤヒ}などあり。言義は已に云り。○岐嶷。垂仁紀天武紀にもあり。仁德紀にはイヤヤカとあり。舊事紀にはイヨヤカとよめり。和訓栞に。文選に森字。常に蓋字をよみ。舊事紀に岐嶷をよみ。土佐日記にいやくかとも。新撰字鏡に。森森をいよよかとよめり。いよは彌彌の義なり。蓋は草木の盛なるなりとあり。此紀仁德卷にも然訓り。されとイヤヤカは誤なるへし。土佐日記なるは假名異なり。てイコヤカのイコは。嚴の義なるへしと。重胤云り。イヨヤカのイヨは。此も武意か。そは語林類葉にいよよか。字鏡枕冊子堀川百首よたけき。よそたつる。山家集上。けふりたつふしのおもひのあらそひて。よたけきこひをするかへそ行く。同下。思ひ出よみつの濱松よそたつる。しかのうら浪たむ杖を。とあるに依るに。武意もありけなり。なほよく考ふへし。岐嶷は。字書に峻嶷之狀。文選注に。岐嶷少而賢者。などあり。○魁偉。通證に。萬葉集云。望月乃滿波之計武。又云。望月乃多田波志家武。與^{モチツキノタ}湛訓意通。とあり。容貌の不足處なく。成とこのひて。世に過絶玉へるを云か。○志尚。晋書に少^{モチツキノタ}志尚^{ハシシケム}とあり。孟子に。高^{モチツキノタ}志尚^{ハシシケム}其志^{モチツキノタ}とあるに

よれる。○沈毅。本に沈毅とあり。沈を古書に然書るかあり。されと中臣本考本。いづれも沈毅とあるならむ。文選注に。沈深。毅決也。とあり。訓オココシ未^シ詳。またオエコシとあるは誤なるへし。持統紀に。龍象をオコシに由るへし。養老私記に。シヅミツヨシとあり。此は字によれる訓なるへし。其力大。とあり。

至^{ヨツチアマリ}四十八^{ヤトセ}歲^{ニシテ}。神日本磐余彦天皇崩。時神淳名川耳尊^{オヤニシタカワヒト}。性^{ナリ}純深^{モハラニシテ}。悲慕^{シノアルコト}無^シ已^ム。特^{ニト}留^{トメ}心^ヲ於^ニ喪葬之事^{モハフシノ}焉^ニ。其庶兄手研耳命^{マヤミヤ}。行^ト年^シ已^{オイ}長^{イデ}久^キ歷^ヒ朝^ヲ機^{マツリコトヲ}。故亦委^{ユタズチ}事^ヲ而親^{ミツカラナサシム}之^ヲ。然其王立操^{コハロハヘ}盾懷^{マロオキテ}。本乖^{ヨリ}仁^{ナリ}義^ニ。遂^テ以^テ諒闇之際^{ミモロオモヒノ}。威福自由^{イキホヒホシキマナリ}。苞^{カキ}藏^{カクシテ}禍心^{マカフ}。圖^{ルソコナハムコトヲ}害^{フタハシラン}。一^{ヒト}弟^ニ于^ニ時^ニ也^ニ。大歲^{オホトシ}己^ミ卯^ト。

喪葬。本に哀葬とあるはあやまり也。兼永本考本舊事紀に喪とあり。重胤云。喪葬之事。其式見奉知へからすと雖。七十六年三月崩御より。翌年九月に至るまで。殯宮に令^シ坐^セて。仕奉らせ給へるを。留^ト心^ヲ於^ニ云々^ニと書されたるなり。其後の御世御世なるも。此に准へて知へし。と云り。○庶兄を。イロ子と訓めるは義たかへり。ママアニと訓へし。異母に坐せはなり。○諒闇。ミモノオモヒは。仲哀紀に喪をもよめり。物思なり。親の喪に籠るを云ひて。中昔の書ともにはあまた見えたれと。古くは見あたらず。記傳にミアガリノホトとよめるは。上代のさまなり。○威福自由。本に威を盛に謬れり。

の地に。この己卯年などに又は去戌寅年頃よりや改て葬り奉りし事の。ありしにもやあらん。さてもその山陵との間。いたくはなれぬ所にて。いつれも畝傍山東北方に。あたりてありければ。改葬の事は。言傳ぬ事とはなりしならんか。さるにても。記に白檜尾上カシハラとあるは。今の地にては叶ひかたきを。此はなほもとの御陵の地として見る時は。いとよく叶へし。畝傍東北陵とのみあるは。いつれにしても叶へり。故かく見る時は。山陵の事の。此年頃までかくりて。事畢たるも。疑しきふしなかるへし。然れども此はおしはかりの考にこそはあれ。うけはりていふへき事にはあらずかし。なほ後の人よく考へてよ。○弓部稚彦。永享本弓削部と作り。其方よろしかるへし。弓削ユケの部なり。職員令。造兵司雜工戸。集解云。弓削三十二戸。とあり。即それなり。垂仁紀に神弓削部あり。續紀養老六年三月。弓削部名譽と云人あり。また天平勝寶四年二月己巳。京畿諸國鐵工銅工金作甲作弓削矢作梓削鞍作鞍張等之雜戶。依天平十六年二月十三日詔旨。雖蒙改姓。不脱本業。仍下本貫。尋檢天平十五年以前籍帳。每色差發。依舊役使。とあり。○倭鍛部。鍛部神代紀に出。倭は韓鍛部に對して云稱か。續紀養老六年三月。近江國飽波漢人。韓鍛治百島等云々。の。見えたり。考證云。神護景雲二年紀。有讀岐國寒川郡人。韓鍛師毗登毛。人韓鍛師牛養。古事記應神段云。百濟國主照古王貢上手人韓鍛治名卓素。本居氏曰。韓鍛治自韓國歸化者。言韓以別倭鍛師。又は大倭國に住る鍛部なれば。しか云るか。今定めかたし。倭鍛師などの例によれば。後方なり。木工業式。鍛治部大和國一百二煙とあり。○天津眞浦は。記の石屋戸段に。求カヌチ鍛人天津麻羅マとあり。記傳に。麻羅は一神の名にはあらて。鍛人の通ナベテの稱などによ。此名のみは神とも命ともいはぬをも思ふへし。と云れたると。姓氏錄和泉國神別。大庭造。神魂命八世孫。天津麻良命之後也。とあれば。鍛師の通稱とも云かたし。平田翁説に。山背忌守。天津比古禰命子。天麻比止都禰命マヒトツチ之後也。とあり。さて天津眞浦は。麻比止都命亦名明立。天御蔭命。の亦の御

名にて。神代に雜刀斧及鐵鐸を。作らしめし鍛師の神にまし。築紫伊勢兩國忌部。倭鍛治等の祖なりと云り。されは神代の神等なるを。此御代に出たるはうたかはし。強て考るに。此は天津眞浦孫造眞磨マとありしか。孫字脱しものにもあるへし。さてその人の名は。傳はらさりしなるへし。次に矢部作レ箭あるも。人名なきにておもふへし。再按るに。姓氏錄攝津國天神。服部連。煥之速日命十二世孫。麻羅宿禰之後也云々。とありて。天津麻羅は。天目一箇命の亦御名なるを。世を隔ても。其祖名を稱ふる事あれば。ここにみえたる天津眞浦は。かの麻羅宿禰なるへし。さて煥之速日命は。天津比古禰命と同神ならんと。重胤云りなほよく考へし。○眞磨マ。眞磨の事神代紀に云り。鏃。和名抄調度部。箭其足曰レ鏃。或謂ニ之鏃。訓ニ夜佐岐。俗云夜之利。○矢部。上に引る令造兵司集解に。矢作二十二戸とあり。垂仁紀に。神矢作部。姓氏錄未定河内。矢作連布都努志乃命之後者不見。○弓矢既成。ここに弓矢の成畢るを待て。事を舉玉へるをおもふに。穴穗天皇と輕太子と。互に箭を作り玉ひしと同じく。御軍士どもに弓矢を授て。手研耳命と互に戦はむと。おもほしめせるなるへし。さるをりしも。手研耳命片丘大嘗中に。ゆくりなく臥たまへると。側ホカに聞しめして。にはかにおもほしたくして。御軍士どもをも引率玉はず。密シひて殺トむと謀玉へるなり。此時二柱御子の。持玉はむ料のみの弓矢にはあらじ。記には持兵入以將殺とあるをおもふし。○片丘。大和國葛下郡なり。記孝靈段に。片岡馬坂上。推古紀に。皇太子遊ニ行於片岡云々。歌之曰。斯那シナ提流テル箇多カダ鳥箇カ夜摩ヤマ爾。古今集歌に。片岡の朝原は云々。などあり。片岡坐神社も帳に見えたり。○大嘗。大。永享本作レ石。それもあらず。嘗の事は神武紀に云り。この大嘗も作りて住玉へるか。または自然の石嘗にもあるへし。通證に。延佳曰。自ニ上山麓。至ニ河内石川郡之路。謂ニ大坂。今尙有ニ大窟。俗云ニ岩窟越。とあるところなら

は。自然の石罅なるへし。さて大牀は臥牀のいと大きなるを云にや。記傳云。是に大罅中に臥とあるに依て思へは。記に持兵入而云々。持兵入以云々。乞取其兄所持之兵入殺云々と。三度まで入と云るは。罅内なる故か。と云れたり。次文に。吾當先開罅戸云々。とあるを合せおもふに。けにさる意も見えたり。

時神淳名川耳尊。謂神八井耳命曰。今適其時也。夫言貴密。事宜慎。故我之陰謀。本無預者。今日之事。唯吾與爾自行之耳。吾當先開罅戸。爾其射之。因相隨進入。神淳名川耳尊突開其戸。神八井耳命則手脚戰慄。不能放矢。時神淳名川耳尊。掣取其兄所持弓矢。而射手研耳命。一發中胸。再發中背。遂殺之。

神淳名川耳命。本に神字脱たり。永享本考本に依て補へし。集解にも。○言貴密。事宜慎。此六字漢文の潤飾過たり。通證に。易係辭。幾事不密則害成。韓非子曰。夫事以密成。語以泄敗。などあり。○預者。舊訓アソフとある。古言なるへし。アヒイフと訓る。相副也と通證にいへる。さもあるへし。顯宗紀

に。有下預。鎔造天地之功とあるも。高皇產靈尊の御靈の相副はして。天地を鎔造玉ひしを云なり。此預字紀中にかえたる。雄略紀に。子々孫々八十聯綿。莫預群臣之例。繼體紀に。國內大人預昇堂者一二。預本作頼。安閑紀。自今以後。勿預郡司。皇極紀に。預中大兄於法興寺樹之下。訂德之侶。孝德紀預其徒。などの訓。アツカル。クハ、ハル。マシル。いづれもソフと云るに。○戰慄。記には手足和那々岐豆とあり。記傳云。神功卷に戰々栗々。清寧卷に慄然振怖。敏達卷に搖震。皇極紀に動手又掉。戰などみえ。字鏡に。悸動也。亦惶也。和奈々久。又乎乃々久とあり。このほか物語文などにも。常に云る言なり。和と乎とは。殊に親しく通ふ音にて。乎乃々久も同言なり。俗言に。身の震動ふ貌を。和陀々々とも。乎拵々々ともいふ。これも同じ。とあり。○一發再發。箭を佐と云るは。天武紀一箭。萬葉投。左乃遠離。また伊乎佐。五百箭。などあり。さて矢の數を。ヒトサフタサとは云へけれども。一發再發の訓にはいかくなり。陸奥風土記に。日本武尊執。則七發之矢者云々。八發之矢者云々。とあるによらば。一。○遂殺之。記云。於是其御子聞知而驚。乃爲將殺。當藝志美。發再發也。ヒトハナチノヤ。フタハナチノヤと訓へさか。○遂殺之。記云。於是其御子聞知而驚。乃爲將殺。當藝志美。之時。神沼河耳命曰。其兄神八井耳命。那泥汝命。持兵入而殺。當藝志美々。故持兵入以將殺之時。手足和那々岐豆。不レ得殺。故爾其弟神沼河耳命。乞取其兄所持之兵。入殺。當藝志美々。故亦稱其御名。謂建沼河耳命とあり。

於是神八井耳命慙然自服。讓於神淳名川耳尊曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅元惡。宜哉乎。汝之光臨天位。以承皇

祖之業。吾當爲汝輔之奉典神祇者。是即多臣之始祖也。

懣然自服。名義抄には懣然をマドフとよめり。説文に懣煩也と注せり。自服を。ウヘナヒヌと訓たれどもあたらず。舊訓にシタカヒとよめるによれり。○讓。この事次に論あり。○不能致果の訓。イシキナカラス。またイシキナキコト。とよみたれど。他にさる訓の例みえず。言の義もわきかたければ。暫く記傳の訓によれり。通證の説は非なり。なほよく考へし。○宜哉乎。此の文いとうたかはし。さるはまつ。記云。爾神八井耳命。讓弟建沼河耳命。曰。吾者不能殺仇。汝命既得殺仇。故吾雖兄。不宣爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人而任奉也。とありて。記傳云。上代には。日嗣御子と申すは。一柱に限らさりしかは。神八井耳命も。神沼河耳命も。共に日嗣御子に御坐て。此時御位を嗣坐へきは。いまた何れとも定り玉はさりし故に。今如此る御論議はあるなり。若豫て。定まり賜へらむには。今更に此御議論はあらめやも。然るを書紀には。四十有二年春正月壬子朔甲寅。立皇子神淳川耳尊爲皇太子。とありて。此に至ては。於是神八井耳命懣然自服。讓神沼河名川耳尊。曰云々。とあるは。心得ぬことなりかし。其故は。若神沼河耳命一柱。既く皇太子に定まり坐てあらむには。皇位を嗣坐むこと本より論なきに。此に至りて。今更に讓云々とあるは如何そや。宜哉乎云々とある語は。かねてより定まり坐る如くきこゆれども。若然らば。いよく讓曰云々と云語に叶

はず。されは。此は哉乎二字を除きて。宜汝之光臨天位以承皇祖之業。と云てこそ。本末あひ叶ふへけれ。此に宜哉乎と云給へるは。上に爲皇太子とあると。首尾を合さむとての文なるへし。と云れたる論は。實にさることなれば。今暫く其説に因て。哉乎の二字をよます。記傳の説に従ひてあるなり。永享本には哉乎の二字なし。これよろしきに似たれども。この前後文。彼本も甚くみだれてあるは。ひたふるには。従ひかたし。かにかくに古來より混れたるものなるへし。○奉典神祇。記云。僕者扶汝命。爲忌人而任奉也。とあり。記傳云。忌人は。紀にも吾當爲汝輔之奉典神祇者と有て。天皇の御親行ひ玉ふ御神事を。扶輔奉り玉ふ職を云なり。然るは。上代には。神事を有か中に。最嚴重き御業として。天皇大御親任奉り賜へる故に。後世までも。大昔な。とには此式遺れり。其御扶輔を爲玉ふなれば。甚々重き職掌にそ有ける。上に扶汝命といひ。書紀にも爲汝輔とあるに。心を著へきものそ。齋主と云すして。忌人と云るは如何と云に。齋主は。中臣忌部などの。諸の神職を。帥て。任奉る職なる故に。主と云を。今此神八井耳命の仕奉玉ふは。然には非ず。天皇の御自ら任奉玉ふ御事を。扶奉玉ふ方の。職なる故に。主とは稱さるなり。と云れたる。こゝも其意なり。○多臣。記に意富臣とあり。記傳云。意富は地名。和名抄に大和國十市郡。饒富とある。今も十市郡に。太とも書り。神名帳に。多坐彌志理郡比古神社。臨時祭式に。太社と見え。或作多社とある是なり。此社今も多村にあり。此氏神に坐らむ。此より出たる姓なり。天武紀十三年十一月多臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別。多朝臣。出自諡神武皇子神八井耳命之後也。とあり。さて此氏人の神祇を奉典給ひし事は。和州五郡神社神名帳大畧注解といふ書に。此書文安三丙寅之歲。黃鐘上旬。牟佐神社。禰宜散位正六位上宮道君述之。とありて。五郡は十市高市宇智吉野宇陀とあれども。今は十市高市二郡のみ。傳はりて。關本なり。此書近きころ。牟佐神社の社家より出たり。意富六處神社の下に。これ式に所謂多坐彌志。理津比古神社の事なり。多神宮注進状と云ものを引て。葛城高岳宮御宇。神淳名川耳天皇。諡曰綏靖。爲人皇二代。御世二年辛巳之歲春中。皇弟神八井耳

命。自_二帝宮_一以降_二居於當國春日縣_一。後改十_{市縣}。造_二營大宅_一。鹽_二梅國政_一。斯蓋起_二立神籬磐境_一。祭_二禮皇祖天神_一。陳_二幣物_一。啓_二祝詞_一。以答_二神祇之恩_一。而主_二神事之典_一焉。使_二縣主遠祖大日諸命_一。爲_レ祝而奉_二仕之_一。洎_二于磯城瑞籬宮御宇_一。御間城入_レ產五十瓊殖天皇_一。人皇十代。爲_レ神。御世。七年庚寅之歲冬中。依_レト令_レ祭_二八十萬群神之時_一。詔_二武惠賀前命_一。神八井耳命。五世孫。改作_二神詞_一云。武鄉云。こゝに意富六所神社の神名ともを出されたりとも。疑かはしき事おほし。今略けり。號_二社地_一曰_二太郷_一。定_二天社_一。封_二神地_一。舊名_二春日宮_一。當神社與_二河内國日下縣神社_一。共所祭。今云_二多神社_一。其後志賀高穴穗宮御宇。稚足彥天皇御世五年乙亥之歲初秋。詔_二武惠賀前命孫仲津臣_一。武彌依。爲_レ下祭_二多神之主_一。負_二多氏_一。依_二社號_一也。是同天皇依_二神託_一。詔_二仲津臣_一。奉_レ齋_二祀外戚天神皇妃兩神於目原地_一。今目原神社是也。武鄉目原神社。天神高御產巢日尊。皇妃。袴幡千々媛命。同書に見えたり。及_二于泊瀨朝倉宮御宇_一。大泊瀨幼武天皇。詔_二六世孫螺贏_一。清眼弟。云々。中。九年乙巳初春。天皇依_二靈夢_一。詔_二螺贏_一。奉_レ齋_二祀皇枝彥日根兩神於子部里_一。武鄉云。子部神社二座天之體。今日。子部神社是也。至於淨御原宮御宇。天淳中原瀛真人天皇。人皇四十代。即位十三年甲申仲冬。改_二天下之萬民姓_一。而分_二爲三八等之日_一。多清眼十一世孫。小錦下品治。子。賜_レ姓曰_二多朝臣_一。厥後和銅五年壬子孟春。正五位上太安磨。品治子也。安磨改_二氏_一。奉_レ勅撰_二古事記三卷_一。以獻上之。養老四年庚申仲夏。一品舍人親王。奉_レ勅撰_二日本書紀三十卷_一。于時安磨預_二筆削_一。既功畢。因以授_二從四位下_一。武鄉云。續紀には。靈龜元年正月。爲_二太氏長者_一。武鄉云。二年九月爲_二加位補_一民部卿。然後水火知男女神。武鄉云。是も同書に。大宮二坐珍子賢津日。延曆五年丙戌孟夏望前。奉_レ授_二正四位上勳六等_一。永治改元。年辛酉季夏初旬。進_二加神位階_一。奉_レ授_二正一位_一。

充_二位田_一納_二神稅_一。先是制_二撰弘仁式_一之節。改入_二神祇官神牒_一。每_二春冬_一預_二口度_一。祈年月女_一官幣_二奉_レ祈_二禱_一。年穀豐稔_一。修_レ禮。請_二鎮_一護_二天下_一。安全_一致_レ敬。應_二令旨_一。獻_二注進_一。如_レ右上狀。謹恐敬白。久安五年己巳二月十三日。彌宜從五位下多朝臣常麻呂。祝部正六位上肥直尙彌。祝部正六以下川邊連恭和。とあり。此中には疑かはしき事もあれども。かにかくに。古傳とおほしければ。こゝに舉つ。さて此紀には。多臣をのみ録されたり。記には。此命の御末の氏々いと多く出されたり。其は神八井耳命者。意富臣。小子部連。火君。大分君。阿蘇君。筑紫三家連。雀部臣。雀部連。小長谷造。都祁直。伊余國造。科野國造。道奥石城國造。常道仲國造。長狹國造。伊勢船木直。尾張丹羽臣。島田臣等之祖也。とあり。

元年春正月壬申朔己卯。神淳名川耳尊即天皇位。都_二葛城_一。是謂_二高丘宮_一。尊_二皇后_一曰_二皇太后_一。是年也大歲庚辰。

神淳名川耳尊。本に耳字なし。今考本信友校本に依て補ふ。○葛城。前紀に出。○高丘宮。記云。坐_二葛城高岡宮_一。治_二天下_一也。記傳云。高岡此名他に見えたることなし。大和志に。此宮趾葛上郡森脇村にありと云れ。南葛城郡(舊葛上郡)吐田郷村大字森脇の神宮の芝と云。地。これ皇居の一局部なるべし。其地荒廢すと云り。高宮と云は。若は此宮の跡にて。岡を省きて云る名か。はた其は別なるか知らず。とあり。倭姬命世記。垂仁天皇二十二年遷_二飯野高宮_一。四箇年奉_レ齋_二云々_一。二十五年從_二飯野高宮_一。遷_二幸于伊蘇宮_一。令_レ坐_二支_一云々。とあるを。同記一書には。倭姬命入_二坐飯野高丘宮_一。作_二之機屋_一云々。

また垂仁天皇二十二年。飯野高丘宮坐云々。ともあり。これ高丘宮を。高宮とのみも。古へ云りし一例證なり。記傳の前説は當れりと云へし。

二年辛巳

二年春正月。立テ五十鈴依媛命スホヨリヒメノミコト爲シ皇后ミコト。一書云。磯城縣主女川派媛。一書云。春日縣主大日諸女糸織媛也。即天皇之姨也。后生磯城津彦玉手看天皇。

五十鈴依媛命。媛例に依に姫に作るへし。次の安寧紀なるも同じ。本に命字脱したり。水戸本に依て補ふ。此姫命は。御名義媛踏輔五十鈴姫とは異にて。五十鈴と多くの鈴を御裝束に取飾るか如く。麗き御姿を美稱へたる御名なり。依は宜なり。○磯城縣主。河内志貴縣主なる事。已に出。○川派媛。記に師木縣主之祖河侯比賣とあり。記傳云。河侯は地名。和名抄に河内國若江郡川侯郷是なり。神名帳に。同郡川侯神社もあり。武郷云。靈異記中。河内國若江郡川派里有二女人。川侯村今もあり。又川侯公と云姓もあり。又神名帳に。大和國高市郡川侯神社あり。是は御子天皇の御代祭り玉へるなどにやあらん。○武郷云。記には御子天皇を。此川侯比賣の生たまへるとしたる傳なり。此紀と異也。然れと此御名は。なほ河内のより出たるなるへし。と云れたるか如し。磯城縣主。河内に住たる。と前紀の注に委く云り。舊事紀に。彦湯支命日下部馬津名久流久美女河野姫爲妻。とある日下は。河内國河内郡なれば。是も由あり。彦湯支命は。可美眞手命の子なり。記傳に。河侯比賣は。時世を以思ふに。彼日子湯支命の女にやあらむ。若姉妹ならんには。祖とは云へからず。日子湯支命は。此縣主の始なればなり。第二世よりの姉妹をこり。祖とは云へけれ。とあるもさる言なり。○

春日縣主。和名抄に。大和國添上郡春日郷須加とある。地は名高き處なれとも。此春日はそれにはあらず。上にも引る多神宮注進狀に。神八井耳命。自帝宮。以降居於當國春日縣。後改十市縣。とある地にて。大和國十市郡の舊名なり。故春日縣主十市縣主。同氏なるよしも。五郡神社略解に引る。十市縣主系圖に見えたり。さて此縣主の祖は。右系圖に載たるを見れば。事代主命の子鴨王命。亦曰天日方命。とあり。但し鴨王は鴨主の誤なること。次に云り。四世孫春日縣主豊秋狹太彦子五十坂彦の下に。孝照天皇御世。春日稱改名云。十市縣。詔五十坂彦爲縣主。此紀孝安天皇二十六年の下に。十市縣主五十坂彦とある人也。とあるにて明らかし。なほ次に云。○大日諸女糸織媛。右の系圖に。鴨王命の子大日諸命。亦曰武研貴。彦友北命。春日縣主大社祝部。其子大間宿禰。春日縣主。妹糸織媛。綏靖天皇妾妃。とあり。さて大日諸も。糸織媛も。名義詳ならず。○五十鈴媛命を爲皇后の下に。一書云と有ては。川派媛も糸織媛も。一傳には爲皇后給へるよしの如く通ゆれと。さにはあらず。此人等は妾妃として。御たまへるを。皇后の因に記出たるなり。次々の卷いつれも同じ。○磯城津彦玉手看天皇。記に師木津日子玉手見命。記傳云。師木は御母の家の師木。玉手は今河内國安宿郡に。玉手村玉手山あり。此地名なるへし。見は耳と同くて尊稱なり。とあり。此御名によれば。河侯毘賣の生給へるとせるや正しからん。

四年夏四月。神八井耳命ミウセツ薨カクヌ。即葬于畝傍山北。

四年癸未

此御墓は。通證に。在高市郡山本村。稱御陵山。傍有小祠。曰岩井耳。とあり。畝傍山の北とあるにあたり。岩井耳は。八井耳の轉訛なるへし。

二十五年
甲辰

二十五年春正月壬午朔戊子。立皇子磯城津彦玉手看尊爲皇太子。

壬午。本に壬子とあるは誤なり。永享本考本に依る。小寺本にも改めたり。○戊子は。七日なり。○爲皇太子。此時御年二十一と舊事紀にあり。大日本史安寧帝即位下云。按據本書立爲皇太子。時年二十一之文上推之。則天皇即位年二十九。然與本書崩年五十七之文不レ合。若據崩年推之。則此時年十九。然據下本書懿德帝立爲太子。時年十六之文。則天皇年十五。懿德帝已生頗爲可レ疑。蓋立爲太子。年二十一近レ是。而崩年五十七。五或六之誤。又按。水鏡愚管抄並云。元年年二十。此亦據本書崩年推之耳。今姑闕レ疑。不レ注。即位時年幾とあり。なほ下にも云り。

三十三年
壬子

三十三年夏五月甲子朔。天皇不豫。癸酉崩。時年八十四。

甲子朔三字。本になし。今は考本朱書。及信友校本に。異本とあるに依て補ふ。○癸酉。十日なり。○八十四。記には肆拾伍歳とあり。甚く異れり。

磯城津彦玉手看天皇 安寧天皇

史記。周本紀曰。成康之際天下安寧。

磯城津彦玉手看天皇。神淳名川耳天皇太子也。母曰五十鈴媛命。事代主神之少女也。オトムスメナリ天皇以神淳名川耳天皇二十五年立爲皇太子。年二十一。三十二年夏五月。神淳名川耳天皇崩。其年秋七月癸亥朔乙丑。皇太子即天皇位。

安寧天皇
紀

事代主神少女。已に綏靖紀に云るか如く。媛踏鞮五十鈴媛命は。事代主神の大女にあらず。大物主神。三島溝織耳大女溝織姫に御合て生る御子なるを。誤りて事代主神の大女とし。それに依て。五十鈴依姫命を少女としたる誤なり。まことには。神代紀に既に云るか如く。事代主神。溝織耳少女玉櫛媛に合て。生る御子五十鈴依姫命なれば。事代主神の少女には非ず。たゞ女也とあるへき也。○二十一。集解本また信友校本に二字なし。水鏡にもしかあり。此は即位の年を二十として。推考したるにもあるへし。さるにても一年の相違あり。○秋七月。秋字本に脱したり。水戸本に据て補ふ。○皇太子。本に皇字な

し。考本また信友校本に依て補ふ。○即天皇位。舊事紀水鏡皇代紀愚管抄ともには。元年癸丑即位とあり。

元年癸丑

元年冬十月丙戌朔丙申。葬神淳名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵。尊皇
后曰皇太后。是年也太歲癸丑。

桃花鳥田丘上陵。記に御陵在_二衝田岡_一也とあり。諸陵式に。桃花鳥田丘上陵。葛城高丘宮御宇綏靖天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北一町。守戸五烟とあり。武郷云。陵墓一覽にも。此陵を高市郡四條村とあり。記傳云。此御陵今は詳ならず。都夜を桃花鳥と作れたるは借字にて。和名抄に。鴨和名豆木とある鳥名に。今今は登夜と云り。登夜色も此鳥の色なるを云なり。鴨漢名朱鷺ともいふ。此郡内に身狹桃花鳥坂垂仁紀宣化紀にみゆ。神武紀のあれは。其と同地ならむか。大和志に。桃花野在_二三瀬村_一と云るは。今然云野のあるにや尋ぬへし。いかにも身狹るは。是か非ぬか。又鳥屋村の西南方に。宣化天皇の御陵と申すあり。是桃花鳥田丘上陵ならむか。周は池にて。中に御陵あり。樹とも生茂れり。廟陵記に。桃花鳥田丘。俗云鳥田丘。在_二久米寺成亥_一と云るも。此所を云るに似たり。若此御陵ならば。桃花鳥坂と同地には非ず。桃花鳥坂の御陵の事は。檜垣宮段に云へし。空海益田池碑銘序に。右鳥陵と云へるは。桃花鳥田丘上陵を云るか。若然らば益田池の西方近所にあるへし。此鳥陵を倭建命の白鳥陵のことと謂は非なり。其は彼池より程遠ければなり。と云れしは。允當れる考なり。其は五郡神社略解に。高市郡牟佐坐神社の下に。在_二久迷郷牟佐村築田_一云々。安康天皇勅_二吳使主青_一爲_二牟佐村主_一。當_二此之時_一。依_二靈夢_一。奉_二祀生雷神於牟佐村築田_一。爲_二祝部_一云々。また同郡鳥坂神社の下に。在_二久迷郷牟佐_一。衝鳥坂とも見えて。築田も衝鳥坂も。久迷郷牟佐村にありといへ

れは。同地なること明らけし。されは御陵も此地にあること疑なし。さるを大和志に。桃花鳥田丘上陵。在_二慈明寺村東南丘_一。俗呼_二主膳家_一。と云るは非ず。其は記傳にも其を辨へて云く。神武安寧懿徳などの御陵。畝火山に附たるは。何れをも此記書紀共に。畝火山某陵と記されたれば。此綏靖の御陵も。若かのいはゆる主膳家ならば。殊に畝火山に附たる尾なれば。必畝火山某とあるへきに。是は畝火山を云ず。たゞ衝田丘とあれば。彼山をは離れたる地なること明らけし。貝原氏か。畝火山の乾方に鳥田陵あり。綏靖天皇御陵なりと云る。乾方と云るは。彼主膳家の如く聞ゆれとも。鳥田陵と云るは。又彼廟陵記の鳥田丘のことと聞えられたれば。乾方は誤なるへし。と云れたるにて知へし。

二年。遷都於片鹽。是謂浮孔宮。

二年甲寅

遷都。記云。坐_二片鹽浮穴宮_一。治_二天下_一也。記傳云。凡て書紀に遷都とあるは。たゞ漢籍にならひて。記されたるものにして。實は後世の如く。引遷されたるには非ず。上代に御代ことに。都のかはれるは。大方上代には。皇子たちも御父天皇と。同大宮には住坐すて。多くは別地に住坐りしかは。御父天皇崩坐て。皇太子天津日嗣所知めせは。其元より住坐る郷。即都となれりしなり。さるは諸臣連たちなとも。多くは各其本郷に住りしかは。都城と云ても。後世の如く。とよなく大きになとはあらさ

りしかは。何地にまれ。元來住坐る宮なからに。天下治しくなり。されは此記などの如く。坐某宮治天下と云るそ。實に古言には有ける。と云り。○片鹽。大倭葛下郡なり。次に云。記傳に訶多志波と訓れたれと。此地の在處さたかならねは。本のまゝに訓てあるなり。たゞし記傳に。此は萬葉九に。見河内大橋獨去娘子歌に。級照。片足羽河之左丹塗。大橋之上從云々。と賦る地なりと。師の説れつる。信に然るへし。と云れたるによらは。訶多志波と訓へし。されと同處と定めかたし。○浮孔宮。大和志に在葛下郡三倉堂村とあるに付て。舊郡趾要覽云。北葛城郡(舊葛下郡)浮穴村。大字三倉堂字北大殿字西大殿字南大殿の地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。といへり。記傳云。姓氏錄河内國神別に。浮穴直ありて。續後紀三に。女孺河内國若江郡人。浮穴直永子賜姓春江宿禰。和名抄。伊豫國の郡名に。浮穴と云あり。續後紀に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜姓春江宿禰とある。是ら共に。春江宿禰とあると。姓を賜へるをともへは。河内國なると同姓なるへし。然らば伊豫なる浮穴も。元河内なるよりうつれる地名なるへしか。

天皇の御母の御名の。川侯の在所とを思合すれば。若江郡ならむか。但河内志に。片足羽河を志紀郡と安宿郡との界なる。石川の舊名なりと云。或人も此川なりとして。彼大橋は。今國府渡と云所に掛れりしなりと云る。石川は。石川郡より古市郡を経て。安宿郡西志紀郡東堺を。北へ流れて大和川に入川なり。國府渡と云は。大和國平群郡より。津國住吉郡へ通る大道にて。此川を渡る所なり。是ら古く語傳へたる説にやあらむ。天皇の御名の師木も由あり。志紀。かの玉手てふ村も。此石川に近き地にて。かた／＼由縁あれば。此宮は。此川の近きあたりにそありけむ。彼若江郡と志紀郡の北に並へり。とあり。されとなほ大和なるへし。

三年春正月戊寅朔壬午。立淳名底仲媛命。亦曰淳。大間宿禰。爲皇后。一書云。磯城縣主葉女系井媛。先是后生三皇子。第一曰息石耳命。第二曰大日本彥耜友天皇。一云。生三皇子。第一曰常津彥某兄。第二曰大日本彥耜友天皇。第二曰磯城津彥命。

淳名底仲媛命は。懿德紀に事代主神孫鴨主女也。とありて。其御父の事はそこに云り。御名義未考得ず。○磯城縣主葉江女川津媛。記には河侯毘賣之兄。縣主殿延之女。殿は波阿久斗比賣とあり。磯城縣主の事も。川派媛の事も。既に。葉江は。記傳にも地名かされたかならずとあり。川津地名なるへし。記に阿久斗とあるは。神名帳に攝津國島上郡阿久斗神社あり。此社芥川村にありと云り。然らば。芥はもと阿久斗なるへし。と記傳に云り。○大間宿禰は。上に引る十市縣主系圖に。大日諸命の子。大間宿禰春日縣主とありて。糸織姫の兄なるよしみえたり。名義未詳。地名か。姓は大眞連と云。私記に昔稱三皇子。爲大兄。又稱三近臣。爲少兄也。宿禰之義取於少兄也。とある此意の稱なり。但し九恭天皇の御名にも負給へるは。御兄の大兄云々に對へて。少兄と申せるなるへし。然らば臣のみに限らざりけむ。須久那延を約て須久泥と云なり。○武輝云。須久泥は直に須久那泥なり。臣のみに限らざりけむ。と云れたるはさる言なれど。九恭天皇の御名は。御兄の大兄に對へたるにはあらず。履中天皇。さて此は古はたゞ臣等を。尊み親みて云る稱にして。姓の加婆禰になれるは。淨御原御世より始れり。とあり。按ずるに宿禰は。上代執政の職名なりしこと。舊事紀に見えたり。たゞ近臣のみの義にはあらず。○糸井媛。右の系圖に。大

間宿禰子二人あり。兄を春日日子。春日縣主。妹を糸井姫。安寧天皇妾妃。と見えたり。春日日子の事尙次にさて糸井地名とみゆ。通證に。敏達紀有_二糸井王_一。神名式城下郡有_二糸井神社_一。姓氏錄有_二糸井造_一。○生_二皇子_一。記には常根津日子伊呂泥命。次大倭日子組友命。次師木津日子命と三柱。○息石耳命。息石地名か。此命記には見えす。舊事紀には。次の常津彦某兄を。此命の亦名とせり。さて同紀に無_レ後と云るは誤なり。孝昭紀に息石耳命之女天豊津媛命とあり。○大日本彦相友天皇。彦は大日本へ屬て讀へし。相は磯城なり。大御父天皇。及弟命などの御名に負坐ると同じ。何れも地名なるよし。上に云り。記傳云。友は登毛志と云事にて。美稱なり。と云り。○一云生皇子。記とあへり。○常津彦某兄。記には常根津日子伊呂泥命とあり。記傳云。御名義。常何の由にか未思得す。若書紀の如く。御母淳名底仲媛命とせば。其御名の底に依れるか。底と常と通ふ由は。上卷に云るか如し。根は美稱。伊呂泥は伊呂勢と同くて。同母兄の意か。書紀に此御名を某兄と作れ。神代卷神武卷欽明卷孝徳卷などに。兄をも然訓り。和名抄にも。兄日本紀云伊呂禰とあり。されは此は男女に通ふ稱也。さて伊呂とは人を親み愛みて云る言にて。某入彦某入姫と申す御名の伊理。又郎子郎女などの伊良も。皆此同言の活用にて同意なり。さて此伊呂泥を。書紀に某兄と書れたる。某は如何なる由にか。若くは古に人を親みて云るより轉りて。其名を云へき時に。名に代へて伊呂と云しことありしにや。某是那爾賀志。曾禮賀志など訓て。名に代て云字なり。書紀には此下なる。蠅伊呂泥。蠅伊呂抒をも。緇某姉。緇某弟と書れ。垂仁紀に。某邊とも書れたり。とあり。

十一年癸亥

十一年春正月壬戌朔。立大日本彦相友尊_二爲_二皇太子_一。弟磯城津彦命。是猪使連之始祖也。

爲皇太子の下に。本に也字あり。今は信友校本集解に無に依る。○弟磯城津彦命云々。此皇子上には分注に。一云としていさせるを。こゝに本文とせるはいかゞ。○猪使連は。天武紀十三年十二月宿禰になれり。姓氏錄右京皇別。猪使宿禰安寧天皇々子。紀都比古命之後也。紀上に志。また左京皇別新田部朝臣。安寧天皇々子。磯津彦命之後也。と見ゆ。磯下に城を脱せり。氏人は。天武紀猪使連子首とある外。書に見えず。さて舊事紀には。猪使連等祖。新田部等祖。とあり。また同書に。神皇産靈尊子生魂命。猪使連等祖。とあるは別氏なり。記云。師木津日子命之子。二王坐。一子孫者。伊賀須知之稻置。武郷云。和名抄名張郡周知。式阿拜郡須知荒木神社。張郡名張三野之稻置之祖。武郷云。伊賀郡身野。一子和知都美命者。坐淡道之御井宮。武郷云。宮趾未詳。故此王有_二二女_一云々。とありて。猪使連_{部等}は漏たり。さて又中原氏系圖云。本姓十市宿禰。安寧天皇第三皇子磯城津彦命之後也云々。天祿二年九月日。博士有象。助教以忠等。改_二十市首姓_一爲_二中原宿禰_一。天延二年十二月日。改_二宿禰_一賜_二朝臣_一。と云ことあり。これもこの皇子の裔なり。此事他に見えず。なほ考へし。

三十八年冬十二月庚戌朔乙卯。天皇崩。時年五十七。

三十八年庚寅

乙卯は。六日なり。○年五十七。記傳に云。此御年數に依ときは。綏靖天皇の十五年に生坐るなり。然るに其二十五年に。皇太子に立坐る年二十一とあるは。十年違へり。其年は十一歳にこそ當りたまへ。とあり。上に引る大日本史にも。崩年五十七。五或六之誤。とあり。記には。御年肆拾玖歳とあり。甚く異なり。

大日本彦耜友天皇 懿德天皇

毛詩大雅。蒸民曰。民之秉彝好。是懿德。傳曰懿美也。

懿德天皇 紀

大日本彦耜友天皇。磯城津彦玉手看天皇。第一子也。母曰淳名底仲媛命。事代主神孫鴨主女也。磯城津彦玉手看天皇十一年春正月壬戌朔立爲皇太子。年十六。三十八年冬十二月。磯城津彦玉手看天皇崩。

第二子。大日本史云。按水鏡皇代記爲第三子誤。とあり。○事代主神孫鴨主。主字本に王と作り。永享本には。此は記傳にも。鴨王と云名心得す。其故は。王とは必皇胤ならては申さぬ例なるに。事代主神御子に。此名あるへきよしなし。と云れたるか如く。必誤なり。今は信友校本に依る。名義。鴨は大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社。高市郡高市御縣坐鴨事代主命神社。などの鴨と一つなるへ

し。さてここに。事代主神孫とあるは。五郡神社略解に引る所の。十市縣主系圖には。事代主命子鴨王命。亦曰天日方命。其子大日諸命。次に淳名底仲媛。次に建飯勝命と系て。一世の違あるか如くなれと然らず。淳名底仲媛を。事代主命の孫にまして。鴨主命即天日方命の女なりと云傳なり。然見る時は。系圖とよく符へり。重胤云。式常陸國新治郡鴨大神御子神主神社とあるを。常陸國志に。按神主宜訓。加毛奴志。鴨主命是也。と有か如るは。さることなり。神と鴨とは。古へ通はせたる例殊多し。さて天日方命の事は。地神本紀に。都味齒八重事代主神云々。生一男二女。兒天日方命日方命とありて。事代主命の長子に坐り。○壬戌朔。本に朔字漏たり。信友校本にあるに依る。

元年春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。秋八月丙午朔。葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵。九月丙子朔己丑。尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛卯。

元年辛卯

即天皇位。大日本史云。時年四十四。據皇代記及本書立爲太子。年十六之文。按愚管抄作三十四誤。とあり。○畝傍山南御陰井上陵。記には御陵在畝火山之美富登とあり。御陰は山をも人體に准へて云るにて。巔腹腰脚なども云類なり。按此陵岡の崛起したる所に在れば。男陰の狀に象りて云か。諸陵式に。畝傍山西南御陰井上陵。片鹽浮穴宮御宇安寧天皇。在大和國高市郡。兆域東西二町南北二町。守戸五烟。とあり。此御陵吉田村と

云にあり。畝火山の西南方麓に著たる高き岡にて。字花陰山。俗西山新開又阿と云。書紀に畝傍山南とあり。西字を脱せるなるへし。御陰井は吉田里中の路傍に在て。尋常の小さ井。○己丑は十四日なり。本に己を乙に誤れり。今考本小寺本等に依る。

二年壬辰

二年春正月甲戌朔戊寅。遷都於輕地。是謂曲峽宮。二月癸卯朔癸丑。

立天豐津媛命爲皇后。一云。磯城縣主葉江男弟猪手女泉媛。一云。磯城縣主太真稚彦女飯日媛也。 后生觀松彦香殖稻

天皇。一云。天皇母弟武石彦奇友背命。

輕地。記傳云。大和國高市郡にあり。神名帳に。此郡に輕樹村坐神社あり。此は輕の内の樹村てふ地名か。又輕樹てふ地名か。大和志に。

此社池尻の屬邑。輕子と云にあり。と云り。いかならむ。○武郷云。五郡神社略解に。此社の事を載て。輕樹神社。在加美郷輕樹村。とあるに。よれば。輕樹と云地名の方なるへし。今輕子と呼ぶもよしあり。さて祭神は。同書に社家者輕我孫公。説曰。注進狀載。輕樹神社二坐。彦坐命白髮王。古傳云。川俣公祖彦坐命四世孫白髮王。獻代奉。仕川俣社。有功。到于成務天皇御世。白髮王賜輕地三千代。今も輕村。輕我孫公。因先祖彦坐命之遺命也。然後輕我孫公何某。建社於輕樹村。奉祭。未レ知其時代。者也。とあり。

記には輕之境岡宮とあり。記傳云。此宮は今彼哥留村より。西方三瀨と云處へ行間。小高く廣き岡越の道にて坂あり。其あたりを有けむ。境は坂合なれば。境岡と云へき地のさまなり。又此岡上廣き原なれば。堺原宮孝元天皇の大宮也も。此あたりなるへし。或人云。此宮の跡は。輕の坤方。白檀村大字見瀬字

末波理乎佐と云田地の號のこれり。とあり。曲峽も境岡も。共に地のさまに依て名つけしなるへし。

○癸丑は十一日なり。○天豐津媛命は。息石耳命の女とあれば。天皇の御女姪に坐り。○葉江男弟猪手女泉媛。葉江男は。上に見えたる磯城縣主葉江と同人か。泉媛は。次なる飯日媛と同人にて。傳の異なるか。名のさまいとよく似たり。○太真稚彦女飯日媛。記には師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命。亦名飯日比賣命とあり。太真稚彦の女なれば。賦登麻和訶比賣命と云しなり。名義字の如くなるへし。飯日媛。名義未詳。地名か。○觀松彦香殖稻天皇。記に御眞津日子訶惠志泥命とあり。記傳云。御眞は御眞木入日子。又御眞津比賣などの御眞と一にて。御孫の意か。又地名か。詳ならず。國造本紀に。長國造。志賀高穴穗朝。泥は例の美稱なるへし。とあり。掃磨風土記。防磨

御世。觀松彦色止命九世孫。韓背足尾定。賜國造。と云り。長は阿波國那賀郡なり。式名方郡御間都比古神社あり。彼色止命を祭れるか。訶惠志泥も未思得ず。 別。多遲麻之竹別。葦井之稻置之祖。とあり。記傳に。名義白檮原朝の皇子多藝志耳命と同じかるへし。多藝志と武石と通へり。舊事紀には此御子無くて。安寧天皇の御子に。師木津日子命の御弟に。手研彦奇友背命あり。とあり。

二十二年春二月丁未朔戊午。立觀松彦香殖稻尊爲皇太子。年十八。

二十二年壬子

三十四年
甲子

戊午は十二日なり。本に午を子に誤れり。考本水戸本永享本信友校本等に依て改む。

三十四年秋九月甲子朔辛未。天皇崩

辛未は八日なり。○天皇崩。記云。天皇御年肆拾伍歳とあり。大日本史云。年七十七。據下水鏡皇代記皇年代畧記及本書立爲太子一年十六之文とあり。

觀松彦香殖稻天皇 孝昭天皇

漢書惠帝紀。師古曰。孝子善述父之志。故漢家之諡。自惠帝以下皆稱孝也。又昭帝紀。應劭曰。禮論法聖聞周達曰。昭とあり。諸本及唐書百四十五の傳に。昭を照に作る。さうば昔は二方にも書しなるべし。

觀松彦香殖稻天皇。大日本彦耜友天皇太子也。母皇后曰天豐津媛命。息石耳命之女也。天皇以大日本彦耜友天皇二十二年春二月丁未朔戊午。立爲皇太子。三十四年秋九月。大日本彦耜友天皇崩。明年冬十月戊午朔庚午。葬大日本彦耜友天皇於畝傍山南織沙谿上陵。

孝昭天皇
紀

母皇后曰云々。本に曰字なし。信友校本集解本に依て補ふ。必あるべき字なり。其例は。垂仁紀に母皇后曰御間城姫。景行紀。母皇后曰日葉洲媛命。などなり。○息石耳命は。天皇の御兄なり。○明年冬。乙丑年なり。或説に。明年以下當下屬前紀。削尊號八字。此帝以甲子崩。而乙丑年空位也。據神武天皇紀之例。以宜知其誤とあるはさる事なり。されとさる本あるにはあらず。○朔戊午。本に此三字脱したり。考本に依る。○戊午朔。本に戊子に作る。北野本永享本に依て改む。○庚午。十三日。○織沙谿上陵。記に畝火山之眞名子谷上とあり。諸陵式に。畝傍山南織沙谿上陵。輕曲峽宮御宇懿徳天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北一町。守戸五烟。とあり。記傳云。此御陵は。畦樋村より西方。吉田村へ越る路の。少し南方にあり。即畝火山の南の谷の内なり。具原氏か。畝火山の巽の方に小谷陵あり。懿徳天皇の御陵なり。と云る小谷は。眞名子谷の眞名を首ける名にや。其ころ此地は然云るにこうあらめ。又或説に久米寺の東南にありと云るは。越くたかへり。とあり。

元年丙寅

元年春正月丙戌朔甲午。皇太子即天皇位。夏四月乙卯朔己未。尊皇后曰皇太后。秋七月遷都於掖上。是謂池心宮。是年也太歲丙寅。

甲午。本に甲子に作る。舊事紀及帝王編年記考本集解等に依て改む。九日なり。○即天皇位。大日本史云。時年三十一。據下本書立爲太子一年十八之文。水鏡作三十二。歷代皇紀三十四。とあり。○己未は五

日なり。○秋七月。本に秋字なし。今は北野本永享本中臣本集解等による。さて七月の下に。大倭神社注進狀家牒には。甲寅朔の三字あり。此紀に無きは脱したるなるへし。○掖上。記には葛城掖上宮とあり。葛上郡にあり。此地名。神武紀三十一年の下に云り。此の掖上を。大倭神社注進狀には葛城とあり。○池心宮。此宮趾大和志に。葛上郡池心宮。古蹟在池内御所二村間。即此一名大葦古原。今云蓬原とあり。武郷云。舊都趾要覽云。今御所町の蓬原と云地。もと大葦古原。守部云。池心は是も地名なり。其は記の仁徳天皇の大御歌に。美母呂能。曾能多迦紀那流。意富葦古賀波良邇阿流。岐毛牟加布。許々呂袁陀邇加。とある意富葦古賀原。即此所にて。其原に在る池心の地を。許々呂と御詠坐るにて。下へ續く意は。心をたに歎なり。と云るさもあるへし。さらは此地もとは心と云へりけむを。池のあるに依て。池心とは稱しならむ。今池内村と云にて。池ありしことは知られたり。さて右の御歌の美母呂は。葛上郡なる御室山にて。御所町へ出る方の路なり。又其山の下。御所村の邊までを。古く高城と云へり。と云り。

二十九年春正月甲辰朔丙午。立世襲足媛爲皇后。一云。磯城縣主葉江女淳名城女大井媛也。后生天足彦國押人命。日本足彦國押人天皇。一云。倭國豊秋狹太雄

世襲足媛舊事紀に命字ありは。尾張連祖瀛津世襲の妹と紀にあり。記には。余曾多本毘賣命とあり。記傳云。舊事紀に。天忍男命の二男一女を擧て。瀛津世襲命。次建額赤命。妹世襲足命。亦名日置姫命。と云

二十九年甲午

り。和名抄に。大和國葛上郡に日置姫あり。名義。妹兄共に未思得す。とあり。多本を此紀には足とあるに依て思ふに。本は利の誤か。さらはヨツタリとよむへくや。○爲皇后。此に尾張氏の女を以て。皇后と爲玉ふ事甚疑し。熟考るに。上古には皇后は必皇親。又は特貴なる神の御子に限る事にて。臣下の女の皇后に立し事なし。既に大寶令にも。皇后はさておき。其次なる妃と云るをさへも。臣下の女は加へられず。四品以上とあるにて。皇后はもとより。皇親に限る事明らかなり。然るに仁徳天皇の皇后磐之姫を立玉ふを。臣下の女の立后の例なりとて。聖武天皇御世天平元年八月に。藤原不比等公の女安宿媛所謂光を。皇后に立玉ふ時の詔に。此時の宣勅は舍人親王に坐き。藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者云々。然毛朕時乃未爾波不有。難波高津宮御宇大鷦鷯天皇。葛城曾豆比古女子。伊波乃比賣命皇后止御相坐而。食國天下之政。治賜行賜家利。今米豆良可爾新伎政者不有。本由理行來迹事曾止詔。とありて。故にかく詔ふを見れば。此に尾張氏の女を立て。爲皇后とあるをはしめ。孝靈天皇二年二月。立細媛命爲皇后。此は磯城縣主大目之女とあり。また孝元天皇七年二月。立鬱色謎命爲皇后。是は物部氏遠祖大穗積臣遠祖。鬱色雄命之妹とあり。また開化天皇六年正月。立伊香色謎命爲皇后。是は物部氏遠祖大綠麻杵之女とあり。とある此等の文。決く撰者の當昔の本文にあらずして。後世藤原氏の徒か。爲にする所ありて。時の文人等に命じて。作り加へしめたるものとそおぼしき。かく正かに録してあるからには。眞に如此もありしものならむと云もあるへけれど。若然らば。仁徳天皇の皇后の事は。珍らしからず。不比等公の女を皇后に定玉はむとて。かく事々しけなる詔詞を作りて。臣の女なれと。云々の縁ありて。此般皇后に立玉ふ例證は。

仁徳天皇の皇后磐之姫なりとやうに。理り玉ふへき謂もなき事にあらすや。なほいはく。此磐之姫もまことは臣下の女にはまさす。其御父葛城襲津彦命は。武内宿禰の子にして。未姓をも玉はらす。臣下の列に屬し人にあらず。いはく王族に坐せば。其子とある磐之姫命。何てか臣の女なるへき。此事に詳に云れば。此にいはず。委しき辨論ありて。成務紀に詳に云れば。此にいはず。其をしもかく取出て詔へるは。全く藤原氏の所爲にて。當時不比等公の權勢はあれども。此れまで例なき事なれば。世の議論あらむ事を。さすかに思慮悩みて。古代の事實をかきくらまし。武内宿禰其子葛城襲津彦も。既に姓を賜はりて。臣下の列に入しものと取做し。それを宜しき様に。天皇にも奏上げ。臣下の女の例なりとして。詔をさへに潤飾したる當時のさま。まことに思ひ遣らるゝ計なり。さてさやうに世をも人も欺きつゝ。わか預り作爲りたる大寶令をすら。蔑にしたる計策の。遂に行はれしものゝ。なほ其後の藤原氏の人等か。かにかくに。其例の鮮きに苦しみつゝ。また其上に。此及び孝靈孝元開化の御世の皇后も。既に此例なりとやうに。後より作爲加へし文の。遂に本文とはなりしものなる事明けし。此事は既く本居豊頼もしか心附れし説ありて。記したるを見たり。卓見るは惜へし。いふへし。されどこれを撰者の潤飾にかゝられたるものと。見做された偕又次の御世孝安紀に。元年八月尊皇皇后曰皇太后とあり。これも同じ。もとより天皇の生の御母ならんからには。其御世となりては。大御祖と崇ひて。先帝皇后に准玉はむ事。申もさらなれど。かく際やかに。尊皇皇后曰皇太后などあるへき世のさまならず。此事は記傳にも既く云おかれし説あり。なほ上古皇后の御事は。神代紀海宮遊行章に。委しく云る事あり。立歸りてよく讀知ぬか

六十八年 癸酉

六十八年春正月丁亥朔庚子。立日本足彦國押人尊爲皇太子。年二十。天足彦國押人命。此和珥臣等始祖也。

し。○磯城縣主 は。安寧天皇の妃に立玉ふも。磯城縣主葉江女川津媛。記には河俣毘賣兄縣主殿延之女。阿久斗比賣とあり。また懿徳天皇の妃も。葉江男弟猪手女泉媛とありて。また此御世にも葉江女とあるは。聊か疑はし。別人か。また下に孝安天皇の妃をも。磯城縣主葉江女長媛とあり。ますます疑はし。○淳名城津媛。名義未詳。○倭國豊秋狹太雄女大井媛。此人は。十市縣主系圖にみえて。上に出せる。春日縣主大間宿禰子。春日日子の子豊秋狹太彦。春日縣主。と見えて上にも引り。大井媛。右の系圖に。秋狹太彦子二人ありて。兄を五十坂彦。この人のこと。妹を大井媛。孝昭天皇妾妃とあり。大井地名なるへし。天武紀に大井寺あり。今本雄を媛とあるを。信友校本に。古本に雄とあるよしなればそれに依る。集解にも改めたり。系圖には彦とあり。いつれにしても媛は誤れり。さて倭國は。熱田本ヤマトクニと訓れたるに據るへし。ヤマトノと訓むはわろし。狹太雄は。佐多袁とよむへきか。式大和國宇智郡高天山佐太雄神社あり。帳考今在。佐名傳村。○天足彦國押人命。日本足彦國押人天皇。記には天押帶日子命。大倭帶日子國押人命とあり。記傳云。二柱の御名共に皆美稱なり。押は大の意。帶は足の意なり。萬葉二に。御壽者長久。天足有とあり。

和珥臣。和珥は地名。既に出。記傳云。此氏は。水垣宮段に。日子國夫玖命。訶志比宮段に。難波根子建振熊命。其餘明宮。高津宮。多治比宮。朝倉宮。廣高宮などの段々にも見えたり。雄略卷には。春日和珥臣ともあり。さて淨御原朝御世に。臣の尸の氏々。多く朝臣の尸を賜へるに。如何なる故にか。此氏は漏たり。續紀二十六に。天平神護元年七月。左京人丸部臣宗人等二人。賜姓宿禰。二十九に。神護景雲二年閏六月。左京人和珥部臣男綱等三人。賜姓和邇部朝臣。姓氏錄に。左京和邇部宿禰。和珥部朝臣同祖。彦姥津命四世孫。矢田宿禰之後也。また和珥部朝臣。彦姥津命三世孫。難波宿禰之後也。丸部。彦姥津命男。伊富都久命之後也。また京和珥部。天足彦國押人命三世孫。彦國昔命之後也。また山城和邇部。天足彦國押人命六世孫。米餅搗大使主命之後也。三代實錄七に。播磨國飾磨郡人。和珥部臣宅繼賜姓邇宗宿禰。自言。天帶彦國押人命之後也。邇宗はチカム子と訓へまか。など見えたり。さて此姓古くは。和邇とのみあるを。天武紀に始て和邇部臣君手とある。是より後の書には。和邇部とのみあり。何時よりか部は添りけむとあり。氏は。雄略紀春日和珥臣深目。天武紀和珥部臣君手。稱徳紀丸部臣宗人。和邇部臣男綱。仁明紀和邇臣龍人。丸部臣明麻呂。清和紀和邇部大田麻呂。陽成紀丸部臣百世。類聚符宣抄。醍醐帝時。丸部安澤。除目大成抄。一條帝時。丸部宿禰秋時。平戸記。後嵯峨帝時。和邇部忠棟あり。天台座主記に丸部連。除目大成抄に丸部首あり。連首も同族と見えたり。さて記には。天押帶日子命者。春日臣。大宅臣。粟田臣。小野臣。柿本臣。壹比韋臣。大坂臣。阿部臣。多紀臣。羽粟臣。知多臣。

牟邪臣。都怒山臣。伊勢飯高君。壹師君。近淡海國造之祖也。とあり。此に此等の姓は漏たり。此は殊に廣き氏なれば。此にも必載るべき事なり。さて此皇子の御後は。上件の外にも氏々多くして。姓氏錄に見えたり。又三代實錄九に。民首方永といふ人。此命の後とあり。又續後紀四に。近江國人島朝臣眞行。賜姓高生朝臣。其先觀松彦香殖稻天皇之後也。島朝臣。古本には島脚臣とあり。とあり。是も此皇子の後なるへし。

八十二年秋八月丁巳朔辛酉。天皇崩。

辛酉。五日なり。○天皇崩。御年は大日本史云。一百十四。據下水鏡皇代記一説。皇年代畧記及本書立爲太子一年十八之文とあり。記には玖拾參歳とあり。

日本足彦國押人天皇 孝安天皇

後漢書。安帝紀注。諡法曰。寬容和平曰安。

日本足彦國押人天皇。觀松彦香殖稻天皇第二子也。母曰世襲足媛。

尾張連遠祖瀛津世襲之妹也。天皇以觀松彦香殖稻天皇六十八年春正月立爲皇太子。八十三年秋八月觀松彦香殖稻天皇崩。

世襲足媛の下。考本舊事紀本に命字あり。○尾張連。遠祖瀛津世襲の下。信友校本舊事紀に命字あり。尾張連は既に出。此氏人は。天神本紀に。饒速日命天降ませる時の。御供奉二十二神の首に。天香語山命。尾張連等祖とあり。又天孫本紀に。饒速日尊兒天香山命は。天火明命の子ともあり。神代紀に出て既に云り。天香語山命。異妹穗屋姫命爲妻。生一男。孫天村雲命。亦名天。五多底。此命阿俣良依姫爲妻。生二男一女。三世孫天忍人命。此命異妹角屋姫。亦名葛木出石姫爲妻。生二男。次天忍男命。此命葛城土神劔根命女。賀奈良知姫爲妻。生二男一女。妹忍日女命。四世孫瀛津世襲命。亦云。葛木彦命。尾張連等祖天忍男命之子。此命池心朝御世。爲大連。供奉。次建額赤命。此命葛城尾治置姫爲妻。生一男。妹世襲足姫命。亦名日。置姫命。此命腋上池心宮御宇。觀松彦香殖稻天皇。立爲皇后。誕生二皇子。則天足彦國押人命。次日本足彦國押人天皇是也。とありて甚詳なり。記傳云。此氏人の尾張國に住しは。十四世孫小豐命フトヨシや初也けん。かくて其孫尻綱根命シラツナネに至りて。尾張連と云姓を賜ひしなり。武郷云。これらの事。國造本紀姓氏錄を引て既に云り。○天皇崩。此下に舊事紀には。明年八月葬於掖上博多山上陵とあり。この事下に云。

元年己丑

元年春正月乙酉朔辛卯。皇太子即天皇位。秋八月辛巳朔。尊皇后曰皇太后。是年也太歲己丑。

辛卯は七日なり。○即天皇位。大日本史に。時年三十六。據下水鏡歷代皇紀愚管抄及本書立爲太子二年二十之文とあり。

二年庚寅

二年冬十月。遷都於室地。是謂秋津島宮。

室地は。和名抄に。大和國葛上郡牟婁郷あり。是なり。今も室村あり。又三室村と云もあり。履中紀に。掖上室山とあるも此處なり。○秋津島宮。記に葛城室之秋津島宮とあり。舊都趾要覽云。秋津村字室の宮山と云地。これ皇居の一局部なるべし。とあり。秋津島の名の起本。既神武紀に出。

三年辛卯

三年秋八月庚午朔己丑。葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵。

此一段は。本には三十八年秋八月丙子朔己丑云々として下に出せり。此はいとも心得ぬ事なるを。信友校本に。古本にかくあるよし見えたるは。正しとおほゆれば。それによれり。舊事紀には。明年葬るよし見えて。上に引出たるか如し。

元年己丑

されどかくまざし文あるか。○己丑は二十日なり。○掖上博多山上陵。諸陵式に。掖上池心宮御宇孝昭天皇。在_二大和國葛上郡。兆域東西六町南北六町。守戸五烟。大和志に。在_二室村。陵畔有_二八幡祠并冢四。とあり。陵墓一覽には。葛上郡三室村とあり。

二十六年
甲寅

二十六年春二月己丑朔壬寅。立_二姪押媛_一爲_二皇后_一。一云。磯城縣主葉江女長媛。一云。十市縣主五十坂彦女五十坂媛也。后生_二大日本根子彦太瓊天皇_一。

壬寅は十四日なり。○姪。記傳云。姪は和名抄に。姪釋名云。兄弟之女爲_レ姪。和名米比。と見ゆ。女嫻の意の稱なるべし。○押媛。記に忍鹿比賣命とあり。押は大なり。記傳に。鹿の義未思得すとあり。此の媛命は。次紀に母曰_二押媛_一。蓋天足彦國押人命之女乎。とあり。○葉江女。このこと孝昭紀に云り。○十市縣主。十市は和名抄大和國十市郡止布知。印本布を保とあり。今は信友が校本に依る。筑前國遠賀郡十市をも止布知とあり。とある是なり。さて十は登袁なるを。止布とあるは。假字違へるか如くなれと。布と袁と通はせて書る例。淡路國郷名賀集_{加之}なども。之布と之乎と通はせられたは。古はかくも書しなるへし。北邊隨筆に。之を通ひかたしと定めし。和名抄の例を考られざりしなり。されは唱は和名抄に従ふへし。記傳の説は。印本によられたるものにて信かたし。さて此縣主は。春日縣主と一にて。事代主命の裔孫なること。既に綏靖紀に云り。○五十坂彦は。孝昭紀に。倭國豊秋狹太雄か子にて。大井

七十六年
甲辰

七十六年春正月己巳朔癸酉。立_二大日本根子彦太瓊尊_一爲_二皇太子_一。年二十六。

癸酉は五日なり。

百二年庚
午

百二年春正月戊戌朔丙午。天皇崩。

媛か兄なるよし。上に引る十市縣主の系圖に見ゆ。さて其名の下に。孝昭天皇御世。春日稱改名_ニ十市縣_一。詔_ニ五十坂彦_一爲_二縣主_一とあり。名義未詳。もしくは地名か。たつぬへし。○五十坂媛。右の系圖に。五十坂彦子二人あり。兄を大日彦。十市縣主妹を五十坂媛。孝安天皇妾妃とあり。大日彦のことは次紀に云。○大日本根子彦太瓊天皇。記傳云。御名意。根子は尊稱にて。景行天皇の御子にも。倭根子命と申すあり。凡人にも。記中に難波根子。神功卷に山背根子など云名見えたり。天皇は。大倭國所知看を以て。倭根子とは申奉るなり。故此御號是を始として。孝元開化の二御世。又清寧元明などの御名にも稱奉れり。光仁より仁明までの御號には皆是あり。凡て御代々々の天皇の御通號となりて。詔命などにもみな。倭根子天皇と申し奉ることなり。とあり。太瓊の太は。字の意。瓊は借字にて美稱なり。神代紀に。妍意美等の字をよめる。其意なり。さて記には。此天皇の御兄に。大吉備諸進_{モロズミ}命と申すまじ坐り。記傳に説あり。次の紀に云へし。

丙午は九日なり。○天皇崩。記云。御年壹佰貳拾參歳とあり。大日本史云。一百三十七。據下水鏡皇代記皇年代畧記及本書立爲太子二年二十之文とあり。

大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇

後漢書。靈帝紀注。諡法曰。亂而不損曰靈。

大日本根子彦太瓊天皇。日本足彦國押人天皇太子也。母曰押媛。蓋天足彦國押人命之女乎

押媛。考本信友校本に。媛下命字あり。○蓋以下十一字。集解には削れり。其説に云。舊事紀無。明矣私記。攙入。上文既曰姪。而天皇連枝。獨天足彦而已。不書其父以既明也。と云れたるは然る言なり。信友校本に。かくさまに疑ひて。蓋云々乎と云へるは。紀中何れも攙入なる例なり。但し水戸本に乎を也に作れり。されと蓋字ありてはなほいかくなり。さかむらに改められしものなるべし。但しに。天皇連枝獨天足彦而已。不書其父以既明也。と云へれど此は。記傳にかく日子命一柱のみ坐は。御姪ならむには。必此御なるべく。されと誰の御女と云ことは。故今は姑く闕て訓ます。

天皇以日本足彦國押人天皇七十六年春正月。立爲皇太子。百二年春正月。日本足彦國押人天皇崩。秋九月甲午朔丙午。葬日本足彦國押人天皇于玉手丘上陵。冬十二月癸亥朔丙寅。皇太子遷都於黑田。是謂廬戶宮。

甲午。本に甲子に作る誤なり。永享本考本に依る。○丙午は十三日なり。○玉手丘上陵。記も同じ。諸陵式に。玉手丘上陵。室秋津島宮御宇孝安天皇。在大和國葛上郡。兆域東西六町南北六町。守戸五烟とあり。今も玉手村ありて。即御陵も其地にあり。前皇廟陵記に。玉手村是也。在室村西北河東といひ。大和志。陵南有天神祠。小家二在邑中と云り。○丙寅は四日なり。○黑田。記傳云。和名抄に。大和國城下郡黑田郷久留多。とある此なるへし。今も黒田村あり。出雲風土記に。意宇郡。黒田驛。土體色黒。故云黒田とある。此例に依らば。此處も然る故の名にや。○廬戶宮。大和志云。城下郡廬戶宮。古蹟在宮古黒田二村間都杜とあり。舊都趾要覽云。磯城郡(舊式上郡)都村大字黒田大字宮古の兩地に亘る都杜。宮古の前。大君。内裏ヶ坪など云處。これ皇居の一局部の地名となりて。今に存するものなるへし。其地荒廢す。集解云。按上古制世々遷都。綏靖天皇以下。皆以即位以後。獨天皇以即位以前。與先例異。と云れたれど。此は上にも既に云る如く。後の

御代の遷都のさまと。一つに思はれたる説なり。此御代頃のさまは。先帝崩ませれば。皇太子の御坐す宮ぞ。即都となれは。御即位の前後に拘はるへきにあらす。

元年辛未

元年春正月壬辰朔癸卯。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛未。

癸卯。十二日也。○皇太子。皇字本になし。信友校本に依て補ふ。集解にも補はれたり。○即天皇位。大日本史云。年五十三。據下水鏡愚管抄異本皇代記及本書立爲太子二年二十六之文。歷代皇紀皇代記。どあり。

二年壬申

二年春二月丙辰朔丙寅。立細媛命爲皇后。一云。春日千乳早山香媛。一云。十市縣主等祖女眞舌媛也。后生。

大日本根子彦國牽天皇。妃倭國香媛。亦名細某姉。生倭迹迹日百襲姫命。彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命。倭迹迹稚屋姫命。亦妃細某弟生彦狹島命。稚武彦命。弟稚武彦命是吉備臣之始祖也。

命。弟稚武彦命是吉備臣之始祖也。

丙寅。十日也。○細媛命。次紀に。磯城縣主大目之女也とあり。記には。十市縣主之祖大目之女とせり。此は次なる春日千乳早山香媛の祖と混れたるなり。細媛は。磯城縣主の方正しかるへし。記傳云。細は師の久波志と訓れたるを用へし。目微比賣など云例もあればなり。又細字を然訓る例も。萬葉などにも多かり。と云り。一云云々。此傳は爲皇后とある人の一の傳なり。細媛命の異説にあらす。○春日千乳早山香媛。此次に出たる倭國香媛なり。この媛は。十市縣主系圖に見えたる。大日彦十市縣主五十坂彦の子にて。五十坂媛の兄なるよし。既に云。の子二人ある。第一を倭國早山香媛。亦曰細某姉媛。中原連。山祖。十市。第二を倭眞舌媛。亦曰細某弟姫。孝靈天皇妾妃。第二を倭細彦。代石邊君等あるは。大目の。されは此の春日も。十市郡の本名なり。添上郡なる春日にはあらず。千乳早山香媛は。記に又妃に千々速眞若比賣と申すあり。記傳云。千々は神代の栲幡千千姫命。水垣宮天皇御子に。千々都久和比賣命と申すも坐り。速は光映なり。速眞若と。早山香とは。互に夜と和との省かりたるか異なるのみなり。さて記紀共に父を擧さるは。傳さりにこそ。とあり。○眞舌媛。信友校本には。舌。右の系圖に據れば。山香媛の弟なり。名義。舌は借字にて。紅顔を稱美たる名なり。其は記境原宮段に。山下影日賣と云人名あり。また明宮段に。秋山之下氷壯夫と云もあり。その傳に云。名義下水は。字は借諸木の變紅したる秋山の色を云。其は萬葉二に。秋山下部留妹。十に金山舌日下などあるを。秋山の紅葉の色なりと。師の云れたる是なり。とあり。なほ萬葉十五に。安之比奇能山下比可流。六にもとある下

催馬樂歌に玉ひかる志多ひかる。とある志多。も同言。また神代に下照姫と申す御名も此意なるへし。なほ此媛の事次にも云り。○大日本根子彦國牽天皇。記に大倭根子日子國玖琉命とあり。記傳云。御名義。玖琉は括クにて統スる意なり。今の俗言に物を統るを久留米流とも。久々流とも云り。凡て久流てふ言は。環る意なれば。統ると云も。環らし包て。もちさぬ意より云なり。さて書に牽字をしる書れたるは。纒引く意か。又拘也と注せる意か。其は史記に。牽於所聞など云る類にて。俗言に久々良留々と云にあたり。とあり。○倭國香媛。此上に出たる。春日千乳早山香媛の事なり。訓は孝昭紀に。倭國豊秋狹太雄此氏人なり。の。倭國云々と同じく。ヤマトクニカ媛とよむへし。熱田本しか訓めり。本にヤマトノと訓れしは宜しからず。○緇某姉。緇ハの義未思得す。緇は借字なるへし。記には。浮穴宮天皇の御子。師木津日子命。御子和知都美命の御子。蠅伊呂泥。亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命とあり。されと上に引る十市縣主系圖に據れば。倭國早山香媛。亦曰緇某姉とありて異なり。今何れを正しとも云へからねと。此系圖も捨かたければ。暫くそれによりて見る時は。山香媛も。此國香媛も。同人なれば。名義も此媛の山にも國にも香に香ふ狀を以て。美たるなるへし。○倭迹々日百襲姫命。記には。娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命。生御子夜麻登々母々曾毘賣命とあり。記傳云。此御名夜麻登々のこと。紀には倭迹々とあり。又御妹の御名倭飛羽矢若屋比賣と申すも。紀には倭迹々稚屋姫命とありて。各互に少しつゝの異なるを。彼此相照して參考るに委く云へは。倭登々なるを。登を一略ツて倭登とも云るなり。記は略ける方。紀は委き方なり。又崇神卷に。倭迹速云々と云名もある。是も同じことなるを。迹を一略ツけるなり。凡て同音の重なるときは。一略かるゝ例多し。さて又紀にも。御妹の御名にも。共に登の下に毘てふ言あれば。此も然るきへか。脱たるにやと

も見ゆめれと。然らず。毘は稱名なれば。添ても省きても云るにて。御妹の御名倭飛ヤマトトヒを。紀には倭迹々とありて。毘はなく。又彼倭迹速は。速と連きたるさへ同じきにも。毘は添さる。これらを以准知るへし。さて御名義は。登々登を一略ける意は同じ。は。上の千々と同じ。音母々は百。曾は勤功イなり。伊曾は伊佐の約さて此日女命は。崇神卷に。朝廷の御爲に。種々の勤功しみ坐ける故に。百勤功モイとは稱奉られしなるへし。とあり。○彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命。記には。右の母々曾比賣命の次。日子刺肩別命。此紀にはなし。次比古伊佐勢理毘古命。亦名大吉備津日子命とあり。記傳云。御名義。伊佐は勇。勢理は神代の火須勢理命の須勢理と同く。須勢は勢と切まる。進も意なり。彼神名を。一書に火進命ホススミもあるを以知へし。續紀二十伊佐世利宿禰とあるも。勇を賞たる由の姓なるへし。とあり。さて記には。孝安天皇の御子に。大吉備諸進命モロススミと申坐せり。此は此の彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命を。傳へ誤れるには非るか。其故は大吉備と申す御名負坐る由も。おほつかなく。又進も伊佐勢理と同意なればなり。と記傳に云れたり。○吉備津彦命。記には大吉備津日子命とありて。吉備上道臣カミツノ之祖也とあり。吉備は國名。如此御名に負坐る由も。此氏の祖なるよしも次に云。○倭迹々稚屋姫命。記には倭飛羽矢若屋比賣とあり。記傳云。名義。飛トヒは登々毘の略なること。御姉の御名の例に同じく。其意も同じ。毘は稱名なり。羽矢は千々速などの速と一なり。屋は阿夜にて美稱なり。繼體天皇の皇女若屋郎女を。紀には稚綾姫ワカヤとあるにて知へし。とあり。○緇某弟。記には和知津美命の御子。阿禮比賣命の弟なるよし。既に引り。さるを十市縣主系圖には。

上に見えたる。倭國香媛の弟にて。倭真舌媛。亦曰_ニ緬某弟姫_トとあり。○彦狹島命。記には日子寤間命とあり。記傳云。名義未思得ず。紀には彦狹島命とあり。此御名は論あり。彼景行卷に。五十五年以_ニ彦狹島王_ト拜_ニ東山道十五國都督_ト。是豐城命之孫也。然到_ニ春日穴_ト。臥_レ病而薨之。是時東國百姓。悲_ニ其王不_レ至_ト。竊盜_ニ王尸_ト。葬_ニ於上野國_トとありて。下總國に狹島郡あれば。此地名を以て。後に稱へたる御名なるへし。然れば彦狹島命と申さしは。此御代の皇子には非るを。寤間と名の似たるに依て。まされつるものにて。此は記を正しとすへきにや。姓氏錄垂水史條にも。豐城入彦命男彦狹島命と見えたり。男とあるは。書紀に孫とあると。少し異なれども。何れにまれ。是又此御代の皇子に非る證なり。又國造本紀に。活目帝皇子。大入來命孫。彦狹島命と云り。大入來命は。崇神の皇子なるを。活目帝皇子と云。彦狹島を其孫と云る。是又異なる傳なれども。此御代の御子には非る證なり。凡て古には。同名も多けれとも。又一人を紛らはしく。此にも彼にも擧たる例も多そかし。と云り。さて記には。日子寤間命者。針間_ノ牛鹿臣_ノ之祖とあり。姓氏錄右京皇別。宇自可臣。孝靈天皇々子。彦狹島命之後也。又三代實錄。貞觀六年八月。右京人宇自可臣吉人。賜_ニ姓笠朝臣_ト。彦狹島命之後也。また元慶元年にも見えたり。櫛樟記に。孝靈天皇皇子。伊與皇子諱彦狹島尊云々。と云と見えたるは。疑はしき書さまなり。大日本史氏族志云。按河野系圖。豫章記叙_ニ世系_ト。曰。孝靈皇子彦狹島。有_ニ三子_ト。長居_ニ伊豆三島_ト。爲_ニ大宅氏菴原氏_ト。次居_ニ備前兒島_ト。爲_ニ三宅氏_ト。季名_ニ小千_ト。居_ニ伊豫和氣島_ト。子孫以_ニ其名_ト。爲_ニレ氏_ト。至_ニ十餘世_ト。孫玉澄。改爲_ニ越智氏_ト。蓋以_ニ小千與_ニ越智_ト訓讀相通_ト。且避_ニ祖諱_ト也。又以_ニ其所_ト。居_ニ命_ト。族爲_ニ河野玉澄_ト。十四世孫家時無_レ子。以_ニ嵯峨帝第十子_ト爲_ニ世_ト。爲_ニ增繼_ト。河野氏。爲_ニ世六世孫親經_ト。又無_レ嗣。養_ニ源賴義子_ト。爲_ニ後_ト。妻以_ニ其女_ト。即親清也。今檢_ニ國史_ト。無_レ彦狹島封_ニ伊豫_ト。文_ト。蓋以_ニ崇神帝曾孫彦狹島_ト。誤爲_ニ孝靈皇

子彦狹島之事。而不_レ知_ニ同名別人_ト也。と云れたるは。さる言と聞えたり。○稚武彦命。記には若日子建吉備津日子命とあり。舊事紀には。次弟稚武彦命とありて。三皇子と爲るは誤なり。記にも。また若建吉備津日子命ともあり。建の上の日子は。省きても申さしなり。されど此の御名に。吉備てふことの無きはいふかしと。記傳にもいはれたり。其よし次に云。○吉備臣之祖。記云。大吉備津日子命。與_ニ若建吉備津日子命_ト。二柱相副而。於_ニ針間冰河之前_ト。居_ニ忌_ト。爲_ニ針間爲_ニ道_ト。口_ト。以言_ニ向和吉備國_ト也。故此大吉備津日子命者。吉備上道_ノ臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者。吉備下道_ノ臣。笠_ノ臣祖云々。とあり。まつ此氏の。吉備臣の姓を賜へる根本は。應神天皇吉備に幸行しける時。此稚武彦命の子。吉備武彦命_ノ子。御友別_ノ子。三代實錄に二男。か。謹慎み仕奉れる狀を悦坐して。此國を分ちて。其子等に封し給へりしこと。其御卷に委しく見えたるか中に。則分_ニ川島縣_ト。封_ニ長子稻速別_ト。是下道_ノ臣之始祖也。次以_ニ上道縣_ト。封_ニ中子仲彦_ト。是上道_ノ臣云々之始祖也。とありて。記に兄命の子孫は。吉備上道臣之祖。弟命の子孫は。吉備下道臣祖とあると異なり。こゝに栗田寛云。紀の傳にては。下道臣も上道臣も。並稚武彦命の子孫なれば。兄命の子孫は無しにや。甚いふかし。其故は。崇神紀四道將軍のうち。吉備津彦_ノ遣_ニ西道_トとありて。西道を言向玉ひしは。此兄命にこそあれ。弟命の御事は見えす。若西道を言向給はずは。彼國に弟命の御子孫の。其處にあるへき由縁なればなり。されは書紀の此傳は誤れるにて。記に二柱相副而。とある傳を正しかりける。さて御兄弟相副して。彼國言向玉ひしかとも。兄命の御末はなくて。たゞ弟命の御末のみ。榮えましてあめれば。其上祖をいへるは。

記の誤にて。紀の方を正しかりける。と云れたるは然る説なりけり。記傳にもさるさまに既に論はれて。姓氏錄などにも。吉備より出たる氏々は。稚武彦命之後とのみありて。大吉備津彦命之後と云は見えず。故且く紀の傳に従ひていはく。御兄弟相副して。彼國言向玉ひしかとも。兄命の御末は。無くて。たゞ弟命の御末を。彼國に榮えけん。其世嗣は。若建日子命の御子。吉備建日子命。其弟二男彼御友別なり。かくて其長子稻速は。下道臣の祖。次子彦仲は上道臣の祖なるを。記には此兄弟を誤りて。始祖御兄弟大吉備津日子命と若建日子命と傳へたるまきれとやいはむ。と云れたり。さて此吉備氏。後には此彼と別れつれとも。上世には唯廣く吉備臣と云つと見えて。記日代宮段。神功雄略顯宗欽明御世の卷々にも。しか云るあり。かくて雄略紀。二十三年此人乘ありしこと見えたれば。それより衰へやしにけむ。天武天皇御世に。朝臣姓を玉ひし氏々の中にも漏れ。姓氏錄などにも。此氏は見えず。續紀十六に。天平十八年十月。從四位下道朝臣眞備。賜姓吉備朝臣。此人のみ此時下道を改て吉備となれり。式に備中國賀夜郡吉備津彦神社。大神。是は此氏神に坐り。相傳へて。吉備武彦に所謂吉備津宮にて。さて上道臣下道臣。其餘の氏々の事は。其出たる所々に云。

三十六年
丙午
七十六年
丙戌

三十六年春正月己亥朔。立彦國牽尊爲皇太子。
七十六年春二月丙午朔癸丑。天皇崩。

癸丑は八日なり。○天皇崩。記云。御年壹佰陸歳とあり。大日本史云。年一百二十八。據皇年代畧記

愚管抄及本書立爲太子二年二十六之文。水鏡百三十四。愚管抄百十。とあり。

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇

漢書。孝元紀。應劭曰。諡法行義悅民曰元。

大日本根子彦國牽天皇。大日本根子彦太瓊天皇太子也。母曰細媛命。磯城縣主大目之女也。天皇以大日本根子彦太瓊天皇。三十六年春正月。立爲皇太子。年十九。七十六年春二月。大日本根子彦太瓊天皇崩。

孝元天皇
紀

磯城縣主大目。記には十市縣主之祖大目とせり。此事は既に云り。集解云。按十市磯城接界。故古通而稱之。蓋十市縣主。則磯城縣主也。と云れたるは非也。磯城縣主と。十市縣主とは。其出自異なるものを。いかに界を接へたればとて。一なりとすへきや。此はもとより異なる傳なり。さて十市縣主とあるは。誤りなるよしは。既に云り。大目は地名に據れる名なるへし。屋張佐渡等に。大目神社。見えたり。又地名もあり。

元年丁亥

元年春正月辛未朔甲申。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也太歲丁亥。

甲申は十四日なり。○皇太子。本に皇字脱せり。今考本信友校本に據て補ふ。集解にも補たり。○即天皇位。大日本史云。時年六十。據下水鏡愚管抄及本書立爲太子二年十九之文。皇代記作五十一。歷代皇記皇代記一說並六十一。とあり。

四年庚寅

四年春三月甲申朔甲午。遷都於輕地。是謂境原宮。

三月。清水謙光の所藏校本正月とあるよろし。既く大日本史にも。推甲子。三月癸未朔。十二日甲午。正月甲申朔。十一日甲午。蓋正訛作三乎。と云れたり。○輕地は上に出。○境原宮。記も同じ。舊都趾要覽云。高市郡白檀村。大字見瀬。字さかきはら（これ昔時むさとかるとの堺の地なり）の地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。通證に。寺島氏曰。在高市郡輕村大道西。里民云佐加伎婆羅とあり。帝王編年紀にも。今輕村大路西方とあり。

六年壬辰

六年秋九月戊戌癸卯。葬大日本根子彥太瓊天皇子片丘馬坂陵。

癸卯は六日なり。○片丘馬坂陵。記に御陵在片岡馬坂上とあり。諸陵式に。片岡馬坂陵。黒田廬戸宮御宇孝靈天皇。在大和國葛下郡。兆域東西五町南北五町。守戸五烟とあり。前皇廟陵記に。馬坂或曰今馬瀬坂是也。大和志に。在王寺村馬脊坂東山中。陵畔有二家二と云ふ。さて坂の下に。信友校本に上字あるは。記に據て補たるものか。

七年癸巳

七年春二月丙寅朔丁卯。立鬱色謎命爲皇后。后生一男一女。第一曰大彥命。第二曰稚日本根子彥大日天天皇。第三曰倭迹々姬命。一云。天皇男心。母弟少彥命也。

鬱色謎命。次紀に。穗積臣遠祖鬱色雄命妹也とあり。記も。名義。記傳云。宇都は美麗の意か。顯見の意かなるへし。志許袁志許賣は。神代の葦原醜男の例なり。さて舊事紀に。此氏の世次を出して。其は次紀に記す。母は坂戸由良都姫とあり。○大彥命。此命の御功の事。崇神紀に見えたり。○稚日本根子彥大日天天皇。大字諸本に太に作るは誤なり。記にも大毘々命とあり。御名義。記傳に。大御父天皇の御名の大倭根子に對へて。若倭根子とは稱奉れるなり。毘々は耳と同じく稱名なり。と云り。○倭迹々姫命。記には此姫命なし。孝靈天皇の皇女。倭迹々日百襲姫命と申すか坐るにつきて。記傳に。

こは孝靈の皇女と同御名なれば。實は一柱なりしか。まきれて孝靈の皇女とも。孝元の皇女とも。二に傳はりつるを。紀には二方ながら擧られたるものなるへし。然る例いと多し。と云れたり。然るを集解に。此姫命を。載在于崇神天皇十年紀。倭迹々日百襲姫命即此。とあるは非也。なほ其處に云。○一云。記には大毗古命。次少名日子建猪心命。次若倭根子日子大毗々命。とあり。○少彦男心命。御名義。記傳云。少名日子は。御兄の大毘古に對へる名。猪心井コロは武き心を云なるへし。紀に男心とあると合せておもへは。猪字は猪の誤かとも思はるれとも。景行卷に。屋主忍男武雄心命と云名を。一云武猪心とあり。又舊事紀に。伊香色雄命の子に。建膽心大禰命猪と膽とは井とイとの異あり。れとも。近く似たる故引つ。と云名もあり。然れば男心とも。猪心とも。つたはりたるなり。と云り。

妃伊香色謎命生彦太忍信命。次妃河内青玉繫女埴安媛。生武埴安彦命。

伊香色謎命。此姫命。崇神紀に。物部氏遠祖大綜麻杵之女也とあり。舊事紀に。大綜杵命は。色雄命の弟なり。と云り。然るを記には。内色許男命之女。伊賀迦色許賣命とあり。異なる傳なり。なほ崇神紀に云へし。記傳に。名義。伊は發語か。賀迦は赫カなるへし。色許賣は上なるに同じ。河内國茨田郡伊香伊加々。阿波國麻殖郡伊

加々志神社など云あり。と云り。○彦太忍信命。記に比古布都押之信命。姓氏錄に。彦布都意斯麻己止命と書り。記傳に。名義。布都は太。布斗を布都と云る例。萬葉十八に。太馬を布都麻とあり。布都々加と云言も。太つかなり。押は大なり。信は眞事かと云り。○河内青玉繫。記には河内青玉とのみあり。記傳に。名義字の如きか。神名帳に。伊豆國那賀と云り。繫は玉を繫ると云意の名なるへし。○埴安媛。記傳云。上卷に神名に此と同じきあり。其名義は彼處に云り。此なるは地名なるへし。其は大和國十市郡天香山近き地なり。萬葉一に。埴安乃埴。ハニヤスノツミ。二に埴安乃御門之原。又埴安之池之埴などよめる所なり。此比賣此地に住れる故に。名に負へるなるへし。○武埴安彦命。此御名も。御母の許に生立坐て。其同地なるへし。神名帳に。大和國十市郡。畷尾坐健土安神社あり。さて此命の事は。崇神紀十年に出たり。

兄大彦命是阿倍臣。膳臣阿閉臣。狹々城山君。筑紫國造。越國造。伊賀臣。凡七族之始祖也。彦太忍信命是武内宿禰之祖父也。

阿倍臣。記云。其兄大毘古命之子。建沼河別命者。阿部臣等之祖とあり。記傳云。阿部は決て地名なれとも。何地と云こと詳ならず。駿河國に安倍郡あり。大和國十市郡に安部村あり。所謂安部文殊の寺ある地。此地名古書には見えず。又津國東生郡に。安倍野と云處もあり。これらの内にやあらむ。猶よく尋ねへし。とあり。武部按に。阿部に。

倍何地と云こと詳ならずと云れたれど。靈異記上に。栖輕奉_レ勅從_レ宮(朝倉宮なり)罷出云々。乘_レ馬從_レ阿部山田之道與_レ豊浦寺之路。走往至_レ于輕諸越之衢云々。とありて。たしかに此地名あり。そこに據れる姓なるへし。さて垂仁紀より。此氏人御世々々に。此彼と見ゆ。天武紀十三年十一月。阿倍臣賜_レ姓曰_レ朝臣。とあり。持統紀に。布勢朝臣と云もありて。續紀二には阿倍普勢臣ともあり。同。氏なるよし。姓氏錄にみゆ。 姓氏錄。左京皇別。阿倍朝臣。孝元天皇天子大彥命之後也とあり。此氏に又引田朝臣。他田朝臣。小殿朝臣。志斐連。陸奥臣。安積臣。信夫臣。柴田臣。會津臣。猿島臣。磐城臣等姓あり。みな阿倍を冠せたり。氏人は齊明紀天智紀に。阿倍引田臣比羅夫あり。文武紀に。此人の子引田朝臣宿奈鷹。賜_レ阿倍朝臣。元明紀に。狛朝臣秋麻呂。原姓阿倍に復し。また久努朝臣長田朝臣も阿倍に復したり。其餘なほ種々續紀に見えたり。後世にも此氏人いと多かる中に。尤著れたるは。阿倍晴明。安倍賴時等なり。賴時子貞任の後。藤崎と稱し。其族に安藤氏あり。また其弟宗任筑紫に居り。其裔松浦黨と爲れりと。氏族志にあり。○膳臣。記云。次比古伊那許志別命。此者膳臣之祖也。とあり。膳は膳夫なり。記傳云。名義は。先いと上代には。凡て饌を木葉に盛ける。其葉をは何木にまれ。總て加志波と云り。其加志波の事は。中卷輕島宮段傳に云り。武郷云。此説聊か信ひ難ければ。今略けり。 故饌の事を執行ふ人を。加志波傳とは云なり。傳は手なり。凡て物を造る人を。手人といひ。今世にも事を行ふ人を。某手と云類多し。と云り。さて此氏の膳羞の事にかゝれる事は。大彥命の子。伊那許志別命の子。磐鹿六鴈と云人。景行天皇五十二年に。賜_レ膳_ノ大伴部_トと云事見えて。其處に云へし。天武紀十三年十一月。膳臣賜_レ姓曰_レ朝臣。姓氏錄。左京皇別。高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大稻輿命之後也。景行天皇巡_レ狩東國。供_レ獻大蛤。時于天皇嘉

其奇美。賜_レ姓膳臣。天淳中原瀛。真人天皇。武。十二年。改_レ膳臣。賜_レ高橋朝臣。 但しこの文には。聊かまされあり。再び景行紀に引て云へし。 また膳大伴部。阿倍朝臣同祖云々。此文も。景行紀に引出へし。 此餘。和泉國皇別。攝津國皇別等にも見えたれど。異なる事なし。氏人は。日本靈異記今昔物語に。文武帝時膳臣廣門あり。仁明紀に。膳臣立岡。膳伴公家吉あり。宇佐大鏡に。冷泉帝時膳伴光恒。朝野群載。堀河帝時膳伴宿彌範宣あり。みな膳大伴部の裔なり。此族にまた大鳥膳臣と云るものありと。氏族志に見えたり。○阿閉臣。記傳云。伊賀國阿拜郡によれる姓にて。敢とも書り。阿倍とは清濁異なり。然るを此清濁を辨へずして。此の阿閉。姓氏錄。河内國。阿閉朝臣。阿部朝臣同祖。孝元天皇皇子大彥命之後也。また阿閉臣。阿閉朝臣同祖。大彥命男彥瀨立大稻越命之後也。また皇別。阿閉臣云々。此外も阿閉臣なほあり。かされは。阿閉は伊那許志別命の末にて。阿倍と別なること。是を伊賀の阿拜と定むる據は。續紀二十六に。伊賀國敢朝臣云々これなり。とあり。また阿閉間人臣。大稻腰命男彥屋主田心命之後とあり。天武紀十三年十一月。阿閉臣賜_レ姓曰_レ朝臣。また敢磯部あり。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。敢石部百鷹。同姓乎知見えたり。光仁紀。敢磯郡忍國賜_レ姓敢臣。また裳昨臣船主賜_レ敢臣。ともあり。止由氣宮儀式帳に。桓武帝時敢石部廣公。清和紀。阿閉臣次子賜_レ朝臣。西宮記。朱雀帝時阿閉興時。神宮雜例集。敢貞元あり。此氏の族に岸臣あり。東大寺正倉院文書に出。○狭々城山君。狭々城は。和名抄近江國蒲生郡篠筥郷是なるへし。式に同郡沙々貴神社あり。此氏は此地に居住る山君なり。山君とは山を守るに依れる姓にて。記に小月之山君。春日山君。姓氏錄和泉皇別に。山君。垂

仁天皇皇子五十日足彦別命之後也。とあるを。又攝津皇別には。山守とあり。これにて山君は。山を守るに依れる姓なる事を知るへし。など云るあり。姓氏錄に。左京 佐々貴山君。阿倍朝臣同祖。攝津皇別にも此姓ありて。如此見ゆ。さて顯宗紀に。狹々城山君韓岱宿禰か。罪ありしを。陵戸アテヤモリに充。守山アテヤモリを兼ねしめ。籍帳を削除て。隸ツク山部連ニとあり。守山を兼しめ玉へるは。本より山君なりし故なり。氏は。聖武紀。近江蒲生郡大領。佐々貴山公親人。同姓神前郡大領足人あり。陽成紀。蒲生郡大領同姓是野あり。外記日記。佐々貴晴樹。東寺文書に。蒲生郡郡老佐々貴山房雄。朝野群載。村上帝時同姓與恒あり。續紀に。此氏人。蒲生郡司なるも。然らぬも。彼此見えたり。文德實錄三代實錄にも見えたり。○筑紫國造。筑紫は。和名抄に。筑前筑紫乃三 筑後筑紫乃三 知乃久知知乃之里とある是なり。國造本紀に。筑志國造。志賀高穴穗朝御世。阿倍臣同祖。大彥命五世孫。田道命。定賜國造。とあり。粟田寛云。田道命考なし。舊印本に田を日に作る。氏は。繼體紀に。國造磐井。其子筑紫君葛子。欽明紀に國造某。天智紀筑紫君薩夜麻あり。仁明紀に。筑紫公文公。貞直。兄貞雄。忠世宿禰を賜ふとあり。さて神名帳に。筑前國御笠郡筑紫神社名神とあるは。此氏人の祭れる神にて。今も同郡原田村と云にあり。と云り。此氏人の神を祭れること。風土記に見ゆ。さて原田村の隣村に。筑紫村あり。始は原土記に符へり。筑紫氏則當社の神司にして。始は社の邊に居しか。後に兵革を業として。天正の頃武威を近隣に震ひし。筑紫上野助は。此社の後裔也。享徳二年筑紫能登守經門。同左近將監俊門。此社を造營せる由。棟札にあり。貞原氏の筑前續風土記に見えたり。此筑紫氏も國造の族なるへし。○越國造。高志は和名抄に。越前古之乃三 越中古之乃三 越後古之乃美 知乃久知知乃之利と見え。今の北陸道は。古の古志國なり。かくて此の越は。國造本紀の次序に依に。今の越前なるへし。國造本紀に。高志國造。志賀高穴穗朝御世。阿閉臣祖。屋主田心命三世孫市入命。定賜國造。とあり。屋主田心命は。姓氏

錄伊賀臣條に。大稻與命男。彥屋主田心命。道公條に。大彥命孫。彥屋主田心命とある人なり。紹運錄に。大毘古命の弟比古布都押之信命の子に。屋主忍男武雄心命と云あり。また帝皇系圖にもしかみえたり。此は武内宿禰命の父なれば。似たれども異なり。次に云へし。又上に見えたる。開化天皇の弟に。少彥男心命と申すも異なり。なる高志國造は。若狹國造の次。三國國造角鹿國造の前に出せるに就て。重胤説に。今の越前を三に割て。高志三國角鹿とし。國造ある事疑ふへし。この高志は。和名抄に越後國古志郡あるこれならむか。神名式に。古志郡三宅神社ありて。姓氏錄に。三宅人。大彥命男波多武日子命云々。と云ことあり。證とすへし。さらば此は頸城國造越の次なりけむを。高志と云へは。越前の如く心得て。ここに引上げたるか。と云り。さもあるへし。かくて粟田寛云。成務御世に。この國造と任されしは。如何なる由にか詳ならねども。大毘古命の治め給へる國なりし故に。其子孫をもて。高志に封給へるなるへし。と云り。氏は。稱徳帝時。越後頸城郡大領高志公船代。西大寺資財帳に出。清和紀。同郡節婦高志公今子。外記日記。一條帝時。高志秀賀あり。みな國造の後なり。續紀三四九に。高志連の氏人見え。二十五に高志毘登氏人見え。また類聚符宣抄四小右記にも。高志氏人みえ。除目大成抄に。高志宿禰あり。これら異姓か。同姓か。しらす。と重胤云り。○伊賀臣は。伊賀は國名。國造本紀に。難波朝御世。隸伊勢國。飛鳥朝代割置如故。とみえ。持統紀に伊賀國伊賀郡和名抄にとあり。姓氏錄右京皇別に。伊賀臣。大稻與命男彥屋主田心命之後也。臣を一本に宿禰とあるは非なり。とあり。又攝津國皇別に。伊我水取。阿倍朝臣同祖。大彥命之後也。なともあり。天武紀。十三年十一月。伊賀臣賜姓曰朝臣。とあり。さて此氏人の本貫の地は。伊賀國なるよしは。東大寺正倉院文書に。聖武帝時伊賀郡領伊賀朝臣果安。清和紀第七に。伊賀

國名張郡節婦伊賀朝臣道虫女云々。第九に。伊賀國名張郡人。左史生從六位下伊賀朝臣春野。改本居一貫三山城國葛野郡。とあれば。此氏の本貫なる事知られたり。また權記に。一條帝時伊賀爲憲あり。さて國造本紀に見えたる。伊賀國造は異姓なり。また天孫本紀に。伊我臣祖。大伊賀彦女。大伊賀姫。此は尾張連八世孫。と云見えたるは。此氏人か。異氏人か。未考す。○武内宿禰。記に建内宿禰と書り。倭得彦命の妻なり。共之多祁宇智と訓へし。世に此名を武之内と。之を添てよむは古言を知らず。後世竹内と云地名のあるにならへる。みたり言な宜しきか如くなれど。しか訓たる例古書になし。甚しきひかことなり。武は美稱也。記傳云。内は味師内の内と一にて。共に居地名にて。大和國有智郡これなり。と云れたれと然らず。或人云。此は卿等あまた坐中にも。天皇の吾御族と等しく。御憑チカラとも頼みおもほして。朝暮親しく馴きこえさせ玉ふ御睦稱ムツヨにして。内裏大内等の内と同じ。今世の俗の。自か家を内と云て。家内の者を。即下の仁徳天皇大御歌にも。此の如く呼はせ玉ひ。また續紀詔詞に。今朕御世に當豆母アタリテモ。内兵ウチノツヘモノ止念召豆云々。また大伴佐伯宿禰波。自遠天皇御世。内乃兵止爲而奉仕來云々。とある。此等の内に合せて。右の意なる事を悟るへし。抑武内兄弟の。宇智郡に居住すと云こと。何れの書にもみえず。記傳説は暗推なり。此兄弟。兄を武といひ。弟を甘美といひて。美稱玉ひしをみれば。甘美内宿禰命も。武内宿禰命に劣らぬ。いさを人なりけん。さるからに。兄弟共に内といふ言をそへて。親しみ玉ひしにこそ。應神紀九年條下。此兄弟に。盟神探湯をなせしめ玉ひしことみゆ。さても武内命。此御代までも。五代朝に奉仕て。弟宿禰に見替かたき朝臣なりつるから。爲便なくて。さるわざをもせしめ玉ひしなりけり。是を以て取わき。此兄弟を。内宿禰と美稱坐つる所以を知へきなり。かゝれば。此兄弟等。勳功も何事も。相共に劣らぬ人等なりけるに。後世この武内命のみ。名高かるはしかにと云に。甘美内命かの御時。探湯に負られたるゆゑそかし。と云れたる。此説よろし。從ふへし。かくて此人の生の事も。其事跡の

事も。景行紀三年の下生武内宿禰に云へし。○祖父は。景行紀に據るに。此彦太忍信命の子。屋主忍男武雄心命の子。武内宿禰也。他書ともに見えたるみな同じ。然るに。記云。比古布都押之信命。娶木國造之祖宇豆比古之妹。山下影日賣。生子建内宿禰とありて。一世の異あり。今何れを正しとも云へきにはあらねども。御父屋主忍男武雄心命と申すは。大稻輿命の男。彦屋主田心命の。混れて傳はりたるならむか。御名の状いよく似たり。また近き親族にてもあり。また栗田寛説に。田心の誤なり。と云れたるも。然る言なればなり。さらば。此紀また他書とも云る説は誤にて。記の傳や正しかるべき。倭名抄に祖父於保知とあり。大父の義なり。

二十二年春正月己巳朔壬午。立稚日本根子彦大日日尊爲皇太子。年十六。

壬午は十四日なり。

五十七年秋九月壬申朔癸酉。大日本根子彦國牽天皇崩。

癸酉は二日なり。○大日本根子彦國牽八字衍なり。集解に。古本に無として刪去れり。○天皇崩。記云。御年伍拾漆歳とあり。大日本史云。年一百十六。據下皇年代畧記異本愚管抄及本書立爲太子。年十九之文。古事記云。五十七歳。水鏡愚管抄並曰。一百十七。とあり。紹運録にも。百十六と有。

二十二年
戊申

五十七年
癸未

稚日本根子彦大日日天皇 開化天皇

宋書顧頌之傳。定命論曰。夫建極開化樹聲貽則。典防之興由來尙矣。

稚日本根子彦大日日天皇。大日本根子彦國牽天皇第二子也。母曰鬱色
謎命。穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也。

穗積臣。記傳云。穗積は地名なり。萬葉十三に。帛叫檜從出而。水蓼。穗積。至。鳥網張。坂手乎過。石走。
甘南備山丹云々。とよめる穗積なるへし。かくて其國は。大和なること。本よりにて。何郡に在と云
ことは詳ならず。右の歌に依て思ふに。添上城上下十市などの郡の内なるへし。甘南備山は。飛鳥の神南備山にて。奈良京より其山
までの路なればなり。今城下郡に。坂手村はあるなり。又十市郡に穗津村と云あり。穗積は是なりと云説あれど。其
處にては。此歌の路次に合す。又和名抄に。攝津國島下郡。尾張國丹羽郡。美濃國本巢郡。播磨國賀茂郡などに。穗積
郷あれども。其らには非しか。神名式伊勢國朝明郡に。穗積神社もあり。さて此姓は。白檮原宮段に。
邇藝速日命。娶。登美毘古之妹登美夜毘賣。生子宇麻志麻遲命。此者物部連。穗積臣。姝。臣祖也。とみえた
り。天武卷。十三年十一月。穗積臣賜姓曰朝臣。姓氏錄。左京神別。穗積朝臣。石上同祖。神饒速日命五世
孫。伊香色雄命之後也。穗積臣。伊香賀色雄男。大水口宿禰之後也。とあり。○鬱色雄命は。舊事紀天孫

紀開化天皇

本紀に。宇摩志麻治命五世孫鬱色雄命。此命輕。境。原宮御宇。天皇御世。拜爲大臣。奉齋大神。とあり。
なほ同書に記せる。此氏の世系を考るに。宇摩志麻治命の子彦湯支命。其子出石心大臣命。其子大
水口宿禰命。其子鬱色雄命。鬱色謎命。大綜杵命。大峯大尼命にて。此四人。母は坂戸由良都姫爲
妻生三四兒。とあり。四兒は共到大水口命の子なり。この四人。本文大矢口足尼の子の如く聞えて混らはしきを。記にも此紀にも。
穗積臣祖鬱色雄命といひ。姓氏錄には。此姓を大水口命之後也とあるにて。大水口命の後なること著明きを思
ふべし。また天皇本紀にも。鬱色謎命。物部連公祖。出石心命孫也。と云り。

天皇以大日本根子彦國牽天皇二十二年春正月。立爲皇太子。年十六。
五十七年秋九月。大日本根子彦國牽天皇崩。冬十一月辛未朔壬午。皇太
子即天皇位。

壬午は十二日なり。○皇太子。今本に皇字脱たり。今考本信友校本に據て補ふ。○即天皇位。大日本
史云。時年五十一。據下水鏡愚管抄皇代記及本書立爲太子。年十六之文。歷代皇紀作五十二。とあり。さて
異本皇代記五十六。とあり。さて
舊事紀には。元年癸未春二月皇太子尊即天皇位。と有りて。次の元年甲申を二年とせり。

元年春正月庚午朔癸酉。尊皇后曰皇太后。冬十月丙申朔戊申。遷都于

元年甲申

春日之地^{カスカ}。春日^ニ。此云^ニ。是謂^ニ。率川宮^ニ。率川^ニ。此云^ニ。伊社^ニ。簡波^ニ。是年也太歲甲申。

癸酉は。四日なり。○戊申は。十三日なり。○春日。記傳云。和名抄に。大和國添上郡春日郷加須加。とある此なり。神名帳同郡に。春日神社。春日祭神。などあり。繼體卷^{マカリ}。勾^ニ。大兄皇子御歌に。播磨比能^{ハルヒ}。智須我能俱爾^{チスノニ}。武烈卷歌にも如此あり。加須賀を春日と書ことは。云なれたる枕詞の字を。即その地名に用たるものなり。飛鳥の明日香と云から。明日香をやかて飛鳥と書と同例なり。などあり。さて此地名の起^{ハシメ}の事。姓氏錄大春日朝臣の條に見えたと疑はし。其は彼氏の先祖。大雀天皇の御代に。糟垣^{カサ}を以垣にせしに因て。糟垣^{カサ}。臣と號たまへるを。後に春日臣と改むとある。此説に依る時は。本糟垣なりしか。後に省りて加須賀とはなれり。さて又其糟垣は。本賜はりし姓なれば。此名になれるは。後の事と聞ゆるなり。然れとも。此説の疑はしき由は。先書紀の綏靖卷に。既に春日縣主と云こと見え。武郷云。これは添上郡の春日にはあらず。されどカスカと地名は既にありしなり。又此段にも。かく春日之云々とあるは。正しく地名なるに。彼糟垣の事は。遙に後大雀天皇の御世とあればなり。されは地名を本にて。彼姓は其地に因れるにこそ有けめ。然れとも若猶彼説をたすけて云はく。糟垣の事は。いと上代のことなりけむを。誤て大雀の御世とは傳へたるにや。其は若くはかの糟垣に因て。其地名を加須賀と云來つるを。後に姓に賜ひしが。大雀の御世なりしにやあらむ。と云れたり。○率川宮。記傳云。神名帳に。大和國添上郡率川坐^{オホナリ}。大神。御子神社三座。率川阿波神社あり。四時祭式に率川社とあるは。此大神御子神社のことなり。此社は此天皇を祭ると云説ありいか。但三坐とある内。一坐は然にもやあらむしらす。さて此社は。今奈良

の子守町と云にあり。阿波神社は西屋町と云にあり。伊邪河の御陵は。林小路町と云に在て。何れも奈良の町の内西方なり。上代には此ありたり。春日地にそありけん。○武郷云。率川社三坐は。大物主神。姫踏躰五十鈴命。勢夜多良比賣に坐よし。大三輪鎮坐記に見えたり。また阿波神社は事代主神に坐り。記傳の説はたかへり。馬寮式に。大和國京南莊。并率川莊。墾田二十四町一段一百二十五歩云々。萬葉七に。率去河之音之清左。此川は今春日山より出て。猿澤池の南を経て。かの子守町の南方を。西へ流るる小川ある是なりと云り。此川の名より。地名にも負るにやあらむ。とあり。さて宮趾は。舊都趾要覽云。奈良市野田の四恩院趾。その宮趾なるへし。其地荒廢すと云り。

五年戊子

五年春二月丁未朔壬子。葬大日本根子彦國牽天皇于劔池島上陵。

壬子は六日なり。○劔池島上陵。記云。御陵在劔池之中岡上^ニ也とあり。此池は應神紀に。十一年冬十月作劔池とあり。記にも。同御世に作。記傳云。諸陵式に。劔池島上陵。輕境原宮御宇孝元天皇。在二大和國高市郡。兆域東西二町。南北一町。守戸五烟。とあり。大和志に。在二石河村劔池南。俗呼中山家。陵畔圓丘六。と云り。前皇廟陵記に。或曰劔池在高市郡難波池。中有靈劔。と云り。難波も有靈劔。と云るも心得ず。此池石川村の東に有て。今も大なる池なり。東西の徑四町ありと云。池の西の堤の下。やかて石川村なり。御陵の山は。南方より池中へ衝出て。まことに島と云つへきとまして。此山の總七町半餘。池は其東北の方より。西南の方まで廣く周れり。應神天皇の御世に。此池を作られしは。御陵を築して。其處に掘られたるなるへし。と云り。さて記傳にも云れたる如く。此池は。應神天皇御世に出來つれば。陵號となれるは。其後の事なるへし。○葬。通證に不葬者六年矣と云り。此は故ありて。殯斂之處に坐せまつりなとせしを。今年此地に葬奉りしにもあるへし。

六年己丑

六年春正月辛丑朔甲寅。立伊香色謎命爲皇后。后生御間城入彦五十瓊殖天皇。先是天皇納丹波竹野媛爲妃。生彦湯產隅命。次妃和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛。生彦坐王。

甲寅は十四日なり。○爲皇后の下に。是庶母也の四字本にあり。信友校本に。古本になしとあり。決く後人の攪入なれば。刪去れり。集解にも。既く後人加筆として刪去れり。記に。娶庶母伊賀迦色許賣命とあれば。其文よりそ書加へたりけむ。舊事紀にも。七年正月伊香色謎命立爲皇后。是庶母也とあり。さるは此事心得かたし。先帝の娶坐る妃夫人を。後帝の御庶母と云へきよしあらめや。其御養子となり玉へるなどは。云へき限にあらず。御子となり玉はずは。いかて御母とは申すへき。此事集解に引る爾雅に。父之妾是謂庶母とあるなど。漢國の上古のさたなり。いかなる後人のまはさにか。先帝の妃なれば。御母屬に當るなと思ひて。傍に書入おきしか。記の本文とはなりけらし。さてそれより又。此紀にも。後に書入たりしなり。されは記傳に。御庶母に御合坐ることは。昔不合命の御姨に御合坐し類なり。是も上代には嫌はざりし事なりけむ。今漢國のさためを以て。上代の事をかにかくに讀ふへきにあらず。と云るなどは。無用の論なりかし。○御間城入彦五十瓊殖天皇。記に御真木入日子印惠命。記傳云。御名義。御真詳ならず。木は城か。武郷云。按御間城は。御真子君か。皇御孫のミマも御真子なり。入は。伊呂兄伊呂妹などの伊呂と一にて。親み愛しみて云る稱なり。此後御子等の

御名に。入毘古入毘賣と申すか多き。皆同じことなり。印惠は未思得す。玉垣朝の皇子に。印色之入日子命と申すもあり。邇と云はなほ彼此の名に多し。惠は。御真津日子訶惠志泥命の。惠と申しかるへし。と云り。○丹波竹野媛。記云。娶且波之大縣主名由基理之女竹野媛とあり。丹波は。和名抄に。丹波太邇波。丹後太邇波乃美知乃之利。丹後國に。丹波郡丹波郷あり。續紀六。和銅六年四月。割丹波國五郡。始置丹後國とあり。名義田庭なるへし。田は物を種付る地を云ひ。庭は平坦にして。廣き處を云。倭名抄丹波國丹波郷ある。其地なり。竹野は。和名抄丹後國竹野多加郡竹野郷あり。此名に因れる名なり。式に同郡竹野神社もあり。垂仁紀。丹波五女と同名あり。さて記に。且波大縣主の女とあれば。記傳にも云る如く。此丹波は一國の大名にはあらず。一縣の名にて。彼丹波郡郷のあたりの地を。領知る人の女なり。○彦湯產隅命。本に産を彦に誤る。類史及兼永本考本に依る。名義。記傳云。由牟の意未思得す。外祖父の名の。由基理の由と一にや。若然らば。共。溫湯といふ地名などにもやあらん。とあり。須美は。神代紀熊野豫樟日命又熊野大隅命ともの須美と同じしきにや。姓氏錄に。河内忍海部。開化天皇皇子比古由牟須美命之後也。とあり。記に建豐波豆羅和氣王者。忍海部造之祖とあり。御兄弟の間。傳の異なるなりと。記傳にいへり。○彦蔭實命。名義詳ならず。通證に。日子坐王の孫。蔭實之類。倭名抄引本草曰。菰一蔭實和名古毛。とあれと。物遠し。彦蔭實命。品治部君等祖。彦湯產隅命。と記せり。記に。日子坐王の孫。部君之祖。また日子坐王四世孫。息長日子王は。吉備品連君之祖。とあり。何も御兄弟の御末なれば。由縁ある事なるへし。○和珥臣は。孝昭紀に出。○姥津命。記に丸邇臣之祖日子國意都命とあり。記傳云。名の事は次にいふへし。さて此命。姓氏錄左京丈部の下には。天足彦國押人命孫。比古意都豆命と見え。攝津羽束首の下には。天足彦國押人命男。彦姥津命と見えたり。何

れか正しからむ。按ふに。天足彦國押人命は。孝安天皇の御兄に坐て。開化天皇は同天皇の御曾孫に坐せば。孫とある方をや正しとせばむ。さて此命の子孫は。九邇臣のみならず。甚多く有て。掖上宮段に見えたり。考ふへし。武郷云。孝昭紀見るへし。○姥津媛。記に意都都比賣命。又云。同母兄妹同名にて。比古と比賣を以分つ例。沙本毘古。沙本毘賣など。なほ多し。さて名義は未思得す。此比賣の弟。袁都都比賣と云あり。武郷云。日子坐王の御妻となり坐る由見えたり。是意と袁とを以て。姉妹の名を分てること。億計王と弘計王との例の如し。大小の意なるへし。都都は若は地名などにや。なほ考ふへし。書紀に。此意都に姥字を書たるも。いかなる故にか。詳かならず。舒明紀に。毛津と云名見えたり。○彦坐王。記に日子坐王とあり。又云。坐は伊麻須と訓へし。姓氏録に。彦今實命とも作り。御名義は未思得す。さて御代々々の皇子たちの御名。此より前は。此記にも書紀にも。みな某命とのみあるを。此に始て。二記共に王とあるは。某王と申すは。實に此王より始まれるか。はた某命と申し。某王と申すは。後の傳説のうへの異のみにて。本より此異あるには非るか。慥かには定めかたし。但し此後。記には王とある御名をも。書紀には多く皇子と書て。王と書るはいと稀なるに。此御子巻に出たる處にも王とあれば。此も然あるう正しかるへき。姓氏録などには。命とあるなり。凡て美許登と美古とは。唱へいと近ければ。相混ひますへし。さて記中王字を書るは。何れをもみな美古と訓へし。御子の意なり。そもく御子に王字を用るは。上代よりの事と見えて。此記はさらにもいはず。書紀にもなへては王子と書るなるに。此彼あり。是古き書さまなり。さて天皇の直御子のみならず。其御子孫をも。姓を賜はぬ限は。みな御子と申せる故に。其にも涉りて皆王字を用わたり。上代には。一世二世など云差別なく。押並て同じ美古と申して。王字を書たり。然るに書紀の書法は。大抵天皇の一世の御子の御名には。皇子と書さ。二世よりして王とは書れたり。然れども往々ば舊き書さまのまゝに。一世にも王と書れたる處もなきに非ず。さて皇子と王と。文字は差あれども。唱へはなほ通はして。共に美

古なりしを。親王とならぬを。王と書て。其をば意富夜美と唱て分ること。なれり。○武郷云。此以下の文は。天武紀四年の下に。引出て云へし。今略けり。と云れたるは。一部に亘る事なり。心得おくへし。されど文をば約めて出せりさて此王の御末は。此紀には記されざりしかとも。記にはいと詳かなり。次に舉ぐ。日子坐王娶山城之姪名津比賣亦名荊幡戸辨。生子大侯王。次小侯王。次志夫美宿禰王。柱三又娶春日。建國勝戸賣之女名沙本之大閼見戸賣。生子沙本毘古王。次袁邪本王。次沙本毘賣命。亦名佐波遲比賣。此沙本毘賣者。爲伊久米天皇之后。次室毘古王。柱四又娶近淡海之御上祝以伊都玖。天之御影神之女。息長水依比賣。生子丹波比古多々須美知能宇斯王。次水穗之眞若王。次神大根王。亦名八瓜入日子王。次水穗五百依比賣。次御井津比賣。柱五又娶其母弟袁都都比賣命。生子山代之大筒木眞若王。次比古意須王。次伊理泥王。柱三凡日子坐王之子併十一王。とありて。其御子等の御末をも。詳かに載たり。この御名と引出へし。なほ姓氏録にも。此王の御末見えたり。其御名の出たる處々に云へし。兵庫縣但馬國朝來郡粟鹿大社に於て。此程臨時大祭を施行せり。同社祭神は。四道將軍の御一人にして。丹波に向せられたる。開化天皇の第三皇子産坐王命にして云々。社地の廣き事一萬七千坪。社藏の古書古器頗る多く。其中に集古十種にのせたる宸翰あり云々と。明治廿七年八月廿一日讀賣新聞に見えたり。○本には脱たれど。ここに次妃吉備彦之女色媛。生武豊葉田鹿別命の十七字。信友校本に。一古本また異本にあるよし見えたり。此は正しき傳と見えたり。今注すへし。○吉備彦。名のさまを思ふに。孝靈天皇の御子なる。五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命なるへし。さらば津彦命字など。脱たるにもあるへし。○色媛。色は伊呂と訓へきか。伊理とも通ひて親む辭なり。さて吉備津彦命に。御女ありし事。ものに見えず。此命の御子は。國造本紀に。葦分國造。繼向日代朝御代。吉備津彦命兒。三○武豊葉田鹿別命。記には。娶葛城之垂見宿禰井根子命定賜國造。と見えたるのみにて。外に考ふへきよしもなし。

之女鷓比賣。生御子建豐波豆羅和氣王。とあり。記傳云。垂見宿禰。名義未思得ず。地名ならんか。
式に攝津國豐島郡垂水神社あり。和名抄に播磨國明石郡垂見多留美などあり。神功卷に。依網吾彦男垂見と云名見えたり。とあり。此宿禰もしくは。吉備津彦命の御子などによ。鷓比賣も詳ならず。葉田鹿別命。記に波豆羅和氣王。舊事紀には。武齒頼命とあり。共に御名義詳ならず。さて此御子の御末は。記に道守臣。忍海部造。稻羽忍海部。丹波之竹野別。依網之阿毘古等之祖也。とあり。

二十八年
辛亥

二十八年春正月癸巳朔丁酉。立御間城入彦尊爲皇太子。年十九。

丁酉は五日なり。○御間城入彦尊は。彦尊の間。五十瓊殖の四字脱か。

六十年癸
未

六十年夏四月丙辰朔甲子。天皇崩。冬十月癸丑朔乙卯。葬于春日率川坂本陵。一云。坂上陵。二年百十五。

甲子は九日なり。○乙卯は三日なり。○春日率川坂本陵。式に春日率川坂上陵。春日率川宮御宇開化天皇。在大和國添上郡。兆域東西五段南北五段。以在京戸十烟。毎年差充令守。と見ゆ。前皇廟陵記に。或曰今在奈良小路韓國社。與念佛寺境内。と云り。○坂本陵。坂上と云坂本と云。二の傳何にても同

しことなり。上は邊の義なり。記傳云。兆域の狭きは。平城京内なる故なるへし。今此あたりの坊名に。油坂町坂之新屋町西坂など云あり。坂上と云に由あり。と云り。○時年百十五。記には。御年陸拾參歳とあり。大日本史云。年一百十一。據下皇年代畧記及本書立爲太子。年十六之文。本書注及舊事紀並曰百十五云々。とあり。考本には百十一歳とあり。さて例に依るに。此五字大書すへし。中臣本水戸本にはしかあり。されど永享本にはなし。後の撰入ならむも知へからず。記傳。例にたかへはなり。

日本書紀卷第四終

日本書紀通釋卷之二十六

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第五

御間城入彥五十瓊殖天皇 崇神天皇

本文に崇三重神祇とある。御諡此に據れるなり。

崇神天皇
紀

御間城入彥五十瓊殖天皇。稚日本根子彥大日日天皇第二子也。母曰伊香色謎命。物部氏遠祖大綜麻杵命之女也。天皇年十九歲。立爲皇太子。識性聰敏。幼好雄略。既壯。寬博謹慎。崇三重神祇。恒有經綸天業之心焉。六十年夏四月。稚日本根子彥大日日天皇崩。

彥大日日天皇。本に彥字脱したり。今永享本水戸本信友校本に據て補ふ。○大綜麻杵命は。舊事紀に記

せる此氏の世系に。大水口命オホミナタケ。饒速日命ニギハヤヒより四世。坂戸由良都姫サカトヨラツツノミ爲妻。生子鬪色雄命ウツシヨメ。鬪色謎命ウツシヨメ。大綜麻杵命オホヘツマキ。大峯大尼命オホネ。また大綜麻杵命。此命輕境原宮御宇天皇御世。爲大禰オホネ。春日率川宮御宇天皇御世。爲大臣。則皇后大臣。奉齋大神。高屋阿波良姫爲妻生二一兒。とある二兒。則ち伊香色謎命イカシヨメ。弟伊香色雄命なり。然るに記には。内色許男命ウツシコノ之女。伊賀迦色許賣命とせるは。兄弟の違あり。名義は。和名抄に。楊氏漢語抄云。卷子間蘇ヘツ。今按本文未詳。但間卷所傳續麻。圓卷名也。とあるに依れる名にや。又地名ならむも知かたし。萬葉一の歌に。綜麻形乃ヘツマカノ。林始ヘヤシとあるも。本の訓のまゝならは。此も地名なり。杵は君なるへし。さて本に命字なし。集解に。舊事紀に據て補へるに従ふ。○彦大日日天皇崩。本にこの彦字をも脱したり。永享本にあり。集解にも補ひたり。

元年甲申

元年春正月壬午朔甲午。皇太子即天皇位。尊皇后。曰皇太后。二月辛亥朔丙寅。立御間城姫爲皇后。先是后生活目入彦五十狹茅天皇。彦五十狹茅命。國方姫命。千千衝倭姫命。倭彦命。五十日鶴彦命。

甲午。十三日。○即天皇位。大日本史云。時年五十二。注に據下水鏡皇代紀愚管抄及本書立爲太子。年十九之文とあり。○丙寅。十六日。○御間城姫。垂仁紀に。大彦命之女也とあり。記に大毘古命之

女御眞津比賣命とあり。記には開化天皇の御子にも同名の御子あり。舊事紀には。御間城入姫と云り。記傳云。津と城との異。何れか正しからむ。師は城を津に誤れるかと云れたり。さることもあるへし。又開化の皇女も。御同母兄を。御眞木入日子命と申せは。御眞木日賣なるへくや。又彼皇女は。書紀には無きを思へは。此大毘古命の御女と。まかひつるにはあらしか。とあり。さて舊事紀には命字あり。此紀には。垂仁紀に出たる處も命字なし。○先是后。永享本后字なし。○活目入彦五十狹茅天皇。記に伊玖米入日子伊沙知命とあり。記傳云。伊玖米は地名か。詳ならず。舊事紀五に。活目邑五十吳桃と云名あれとも。邑字一本には。邑とあれは。此も地名と定めかたし。○武郷云。同書に。活馬長沙彦妹。芹田眞稚姫と云ふ人名も見え。伊玖米は地名なるへし。記中又書紀にも。伊久米天皇とのみもあり。伊沙は勇なり。知は例の尊稱也。又知の意は。今一。詞志。宮段。伊佐比宿禰の下傳に云。景行卷に。皇子五十狹城入彦命。神功卷吉師祖五十狹茅宿禰。又海上五十狹茅など云あり。○彦五十狹茅命。記には此御子なくして。伊邪能眞若命と云あり。伊邪の意未思得す記傳云。應神天皇の御子にも。此同名なるあれは。書紀の方然もあらむか。然れとも彦五十狹茅にては。又御兄の大御名と同じければ。此もいかとあり。○國方姫命。記には國片比賣命とあり。記傳云。片は堅固の義ならむか。なほ考ふへし。○千々衝倭姫命。記に千々都久和比賣命とあり。記傳云。千々は栲幡千々姫命の千々に同じ。都久の意未思得す。例は玉垣宮段に。石衝別王。石衝毘賣命。などあり。と云り。さて記には。此御子の次に。伊賀比賣命あり。○倭彦命。此御子の事は。垂仁紀二十八年の下に見ゆ。○五十日鶴彦命。御名義未考得す。さて此御子。記に見えず。記傳云。書紀には伊賀日賣

命なくして。五十日鶴彦と申すあれば。伊賀比賣は。伊賀日子を誤れるにやあらむと。云れたり。此説によらは。五十日は伊賀國に依れる御名か。此事記傳に云れたり。

又妃。紀伊國荒河戸畔女。遠津年魚眼眼妙媛。生豊城入彦命。豊鋏入姫命。

荒河戸畔。記には木國造名荒河刀辨とあり。記傳云。和名抄に。紀伊國那賀郡荒川郷あり。今も荒川庄とて八箇村あり此地に因れる名なるへし。とあり。戸畔の事は既に云り。天孫本紀に。大新河命。紀伊荒川戸畔女。中日女爲妻。とあり。大新河命は物部連祖也御巫清直云。倭姫命世記。五十一年甲戌。木乃國奈久佐濱宮。積三二年之間奉齋。于時紀國造進舍人紀麻呂良。又地口御田。とあり。紀國造は。國造本紀云。紀伊國造。檀原朝御世。神皇產靈命五世孫。天道根命定賜國造。古事記境原宮卷云。木國之祖宇豆比古。又水垣宮卷云。木國造名荒河刀辨。とみえたり。然れば神魂命の後天道根命より相承し。宇豆比古の子孫荒河刀辨。崇神天皇の御世現任たれば。世記に紀國造と謂ふもの。荒河刀辨なるへし。然るに紀伊國造家譜云。第一代天道根命。第二代比古麻命。第三代鬼刀禰命。第四代久志多麻命。第五代大名艸比古命。第六代宇遲比古命。第七代舟木命。第八代夜都賀志彦命。第九代等與美々命。第十代豊布流。第十一代鹽籠。第十二

代禰賀志富。第十三代忍。第十四代國見。第十五代麻佐手。第十六代國勝。第十七代忍勝云々。とあり。此内第六代宇遲比古は。即古事記の宇豆比古なるへく。第十七代忍勝は。敏達紀に紀國造押勝あり。これなるへし。然て其宇遲比古より忍勝まで。歴世の間に荒河刀辨なし如何。と云り。○遠津年魚眼眼妙媛。記に遠津年魚目目微比賣。記傳云。遠津は紀國の地名なるへし。下之を讀附へし萬葉七に。遠津之濱。十一に遠津大浦。此歌の次に並ひて。木海之名高之浦とよめる歌あり。などあり。年魚は。和名抄に。鮎魚和名安由。崔禹錫食經云。春生夏長秋衰冬死。故名三年魚。とあり。目は群なり。年魚は。水中を殊に多く群行物なれば。如此云り。さて此は目微の序に置る詞なり。其由は。萬葉十三に。長谷之川之上瀨爾。鵜矣八頭濱云々。鮎矣令昨。麗妹爾云々。とあるも。令昨までは。皆麗と疊云むため序にして。全同しければ。此歌を以心得へきなり。上代には。鵜に令昨なりし故に。鵜とは云ねども。然聞えし也。と云り。眼妙は眞麗なり。本の訓宜し。記傳に米久波斯と訓しは非事なり。米を轉して麻と云る例格なり。枕詞よりつきたる意は。年魚群令昨にて。其群を麻に轉したるなり。次に倭迹迹神淺茅原目妙姫と云もあり。○本にこゝに一云云々の注あり。次にいへり。○豊城入彦命。御名義字の如くなるへし。下に豊城命とのみもあり。○豊鋏入姫命。鋏は磯城なり。御兄の御名と同じことなり。垂仁紀には。豊相姫命とのみもあり。さて此御兄弟の御事は。此御卷。又次御卷にも見えたり。

次妃。尾張大海媛。一云。大海宿禰女。八坂振天某邊。生八坂入彦命。淳名城入姫命。十市瓊入

姫命ヒメノミコト是年也太歲甲申。

尾張大海媛。記云。尾張連之祖意富阿麻比賣。記傳云。和名抄に。尾張郡海部郷あり。此に依れる名なるへしとあり。天孫本紀に。六世孫大明命のなり建宇那比命タケウツナヒノミコト磯城島連祖名草姫カサノメ生タマヒ二男一女云々。七世孫建諸隅命タケモロノミ妹大海姫命オホアマヒメノミ亦名葛木高名姫命カカノナ此命磯城穗籬宮御宇天皇。立爲タマヒ三皇妃。誕タマヒ生一男一女と云り。名草姫の下。爲妻二字脱たり。○一云。大海宿禰云々。十三字本に眼妙媛の下に入たり。集解云。一云以下十三字。原在タマヒ眼妙媛之下。按古本爲タマヒ錯簡。今從タマヒ之。とあるは。決して正しければ。今其に據る。○大海宿禰は。姓氏錄に凡海連。天武紀に大海宿禰。建宇。比命の亦名なるへし。其女を大海媛とも云へればなり。建宇那比命の兄。建田背命とあるは姓にて。これとは異なり。但馬海部直の祖なれば。大海宿禰は此人にて。大海媛は建田背命の子ならむと。おもひしかとあらず。なほ此は。尾張國の海部郷に依れる也。熱田縁起に。氷上姉子天神。其祠在タマヒ愛知郡氷上邑。以タマヒ海部氏。爲タマヒ神主。海部是尾張氏別姓也。とあるによれば。後には姓となれるなり。○八坂振天某邊。名義。八坂は地名か。和名抄。山城國愛宕郡八坂郷あり。又彌榮の意か。さるにても。振といふ言詳ならず。強て思ふに。天は玉の誤にて。ヤサカフルタマイロへか。振玉と云る神の御名はあり。重胤云。八坂は地名に非ず。此は天と云む發語にて。天は遠方之と云か。如し。彌榮の意なり。と云れたれと信られず。天某邊の天は。阿麻能と訓て。海部の意に見へきか。天を海部の義に見る例は。天日矛を海檜槍と書るなどなり。記傳に。阿米伊呂邊とよまれしによらは。例の稱辭也。某邊は女的美稱なり。○八坂入彦命。此命の御女をも。八坂之入日賣命と申せり。さて記には。此命の前に。大入杵命と申すが坐せり。○淳名城入姫命。記に沼名木之入日賣命とあれば。之を訓附へし。淳名の義詳ならず。若しは瓊之城なるへし。珠城宮と云もあり。○日代宮段に。沼名

木郎女と申皇女も坐りと。記傳に云り。或説に。淳名城地名か。攝津國河邊郡布木村あり。と云り。垂仁紀に此皇女の事出て。淳名城稚姫命と爲り。○十市瓊入姫命。記に十市之入日賣命とあり。瓊は之に通ふ。大和國郡名に依れるか。

三年丙戌

三年秋九月遷都於磯城。是謂瑞籬宮。

記云。坐タマヒ師木水垣宮。治タマヒ天下也。とあり。磯城は大和國城。上下郡是なり。瑞籬は。記傳云。凡て水垣と云は。みづくしき垣と美稱たる稱なるを。宮號とせられたるなり。此宮は在三輪村東南志紀御縣神社西と。大和志にいへり。いかさまにも此あたりこそ在けむ。と云り。御縣神社。金屋村と云に在て。今も志貴宮といふとそ。舊都趾要覽云。磯城郡(舊式上郡)三輪町大字金屋。志紀神社の南方の田地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。

四年丁亥

四年冬十月庚申朔壬午。詔曰。惟我皇祖諸天皇等。光臨宸極者。豈爲タマヒ一身乎。蓋所以司タマヒ牧人神。經綸天下。故能世闡タマヒ玄功。時流タマヒ至德。今朕奉タマヒ承大運。愛タマヒ育黎元。何當聿タマヒ遵皇祖之跡。永保タマヒ無窮之祚。其群卿百僚。竭タマヒ爾忠貞。並安タマヒ天下。不タマヒ亦可タマヒ乎。

壬午。十三日。○天皇等の等字。信友校本所引古本になし。集解にも刪られたり。○司牧。本に牧を收に作る。今永享本水戸本に據る。集解にも改めたり。此二字春秋傳文選等に見えたり。○人神を。ヒトとのみよめるは足らず。ヒト、カミトヲと訓へし。さて神を司牧とは。即ち垂仁紀に見えたる。治葦原中國之八十魂神。とある事なり。そのよしは其處に云。○群卿百僚。雄略天皇の御代の頃よりは。諸司百官をかく總舉る時には。必臣連伴造國造など云り。此に就て記傳云。臣連とつらね云は。大凡諸の氏々の中に。臣と連とは京近く住居て。殊に親近く朝廷に仕奉る人等なり。故古に仕奉る人等を總て。都鄙を廣く云時は。臣連伴造國造と云。諸國まで及はぬには。臣連と云り。と見えたり。然るに伊達千廣此を論ひて云く。此説さることながら。盡さるるに似たり。いかにと云に。京近く住て。殊に親しく仕奉る氏人。必この臣連の二骨ノカヘチに限れるならず。又諸國に此骨あれば。たゞ親近く仕奉るものみにはあらし。今按に。此は大伴物部紀氏などの骨にして。代々御政を執申。功高く族廣き骨なるうへ。雄略の御代に。大臣大連を並置れしより。かくはたゞへたるものならんか。同御代の紀に。以平群臣眞鳥ニ爲大臣。以大伴連室屋。物部連目ニ爲大連。と見えて。もとより貴きかうへに。今又きはやかに。諸臣の上いたゞし玉へは。諸の氏々を惣舉るに。臣連もて呼れしも理ならずや。又考るに。古事記に。都夫良意富美か。雄略天皇に奏奉りしことはに。臣連といへることもありて。其は大臣大連を置れしより。前の事なれば。此大臣大連を置れしよりの事にはあられて。繼々に彌榮えにさかえきにける。二骨ニなれば。後

の世姓氏多なる中に。源平藤橘とたゞへいふ如く。自の勢もて。世に此二骨をもて。諸臣を統云ひしにもやあらん。今其差は知へきならねど。臣連と並云事は。此御代の比とはおもはるゝなり。其證は。此より上つ代に。かくならべ云ることなければなり。記傳に。この稱の事を論ひて。書紀雄略卷より持續まで。卷々に多く見えたれど。上つ代の卷々には。却てこの稱の見えざるは。漢様に改め書かれたるものなりと。いはれたるは。中々に誤ならん。此より以前には。この稱なかりしかは。百僚群卿など大凡にかゝれたるは。却て實事にかなへりと云へし。然らずして。ひたふるに漢さまに改められんには。雄略以後も同じことにて。上代は殊にからめかし。この御代より古言に立かへらるへき理あらむや。と云れたるはさる言なるか。なほ上代には。次に見えたる如く。諸王オホキミタチ卿マツキミタチ及八十諸部ヤソモロトモなどやうに。記れたりけん。群卿百僚は。なほ 様なる語に據られたるなり。○並安天下。信友校本に並を共に作る。其方よろし。

五年 國內多ニ疾疫ニ。民有ニ死亡者一。且大半ト。

五年戊子

疾疫。記傳云。和名抄に。疫衣夜美。一云度岐乃介。説文云。民皆病也。とあり。また瘡。俗云衣夜美一云和良波夜美とあり。そのかみなるへし。紀中。疫病。疫疾。疾疫。疫氣など。みな延夜美と訓り。又延能夜麻比と訓る處あり。大鏡に延とのみあり。さて然名つくる意は。まつ役を延とも延陀知とも云を。延陀知は疫病も。漢籍に民皆病也と云る

如く。人毎に病が。彼役に差されて。立に似たる故なるへし。役はおのつから字音を同じきなり。凡て此方の古言。漢字音と。自らに似たるも。同じきも。稀にはあり。事なり。さて疫字も。役より出たりと見ゆ。釋名に。疫役也。言有レ鬼行レ役也。と云。り。かく漢國にても。役より轉りて。疫と云る。此はた此方の意と。自ら合へるなり。と云り。記云。此天皇之御世。役病多起。人民死爲レ盡。とあり。○本に大半の下に矣字あり。吉川惟足の自筆本にはなし。無き方まされり。今其に據る。

六年己丑

六年。百姓流離。或有^ハ背叛。其勢難以^ニ德治之。是以晨興。夕惕請罪。神祇。先是天照大神倭大國魂二神。並祭於天照大神倭大國魂之内。然畏其神勢。共住不安。

流離。通證に。中臣祓詞に。持佐須良比失^{モチササ}。氏牟^{ウヂム}。源氏物語歌に。海にます神の助にかくらすは。鹽の八百會に佐須良邊なまし。金葉集。送りては歸れとおもひし魂の。行さすらひて今朝はなきかな。神功紀流沉。顯宗紀俗傳。訓同し。流離詩注飄散也。と云り。言義は去退^{サツ}くなりと重胤云り。○倭大國魂。本に倭を和に作れり。今は中臣本熱田本類史ともに據れり。永享本には。大倭二字に作れり。大倭を大和と和と見え。拾芥抄にもしか見えたり。書改められしは。神代口訣に。天平勝寶改爲大されはことと和とあるへきよしなり。大國魂神の御事は。神代紀にも既に云へれど。なほ委くここに申すへし。神代紀には。大國玉神とあれど。ここに大國魂神と作れたる。正字なり。記に大國御魂神と有は。倭大年神の御子にて異也。倍此神

は。大國主神の御本體より。支別れさせおはし坐て。和魂大物主に相並はして。其荒魂の分身にて。別に一神にてわたらせ給へり。故大倭神社注進狀に。大倭神社在大和國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。傳聞大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津國。守三國家。因以號曰倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲三神體奉齋。とあるか如く。大國主神を主神として。左右の手足の如く。成らせおはし坐て。其御功用を輔弼奉。共々に其大造の績をなん。得建させおはし坐ける。同帳別社狹井神社條に。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。と云事もあるを以て。其然る所以を知へきなり。さて倭と冠らせ奉るゆゑは。專天下を經營給へるに因れるなり。注進狀に。在大倭豐秋津國守三國家。因以號と有て。此倭は大八洲の全に亘る稱也。萬葉五。天地大御神等。倭大國靈とあるも。大八洲全洲の御靈神と申義なり。○並祭云々大殿之内。重胤云。皇宮の内に齋奉らせ給へる。其元始詳ならざりけるを。注進狀に。以八尺瓊爲三神體奉齋焉。とありて。また同書家牒曰。腋上池心宮御宇天皇。昭元年秋七月甲寅朔。遷都於倭國葛城。丁卯天皇夢有^ニ一貴人。對立殿戶。自稱大己貴命。曰。我和魂自^ニ神代。鎮^ニ三諸山。而助^ニ神器之昌運也。荒魂服^ニ王身。在^ニ大殿内。爲^ニ寶基之衛護。即得^ニ神教。而天照大神倭大國魂神。並祭於天照大神殿之内。とある。和魂は神代より大三輪におはし坐ける趣なり。荒魂服^ニ王身。在^ニ大殿内。とあるは。其八尺瓊を神體として。本より皇宮の内におはします由にて。其始天降の神代より以來の御事

を。託奉賜へるなり。即得_ニ神教_一而天照大神倭大國魂神並_ニ祭於天皇大殿之内_一とあるは。即ち此に先
 是とあるに當れる所なり。と云れたり。さて神託に。在_ニ大殿内_一とあるを。次に大殿之内に並祭と
 あるに就て思ふに。上古より大殿内には坐々せとも。此より別れて。八尺瓊を以神體として。天照大
 神に並へて。皇宮の内に崇奉り置せ玉ふと。云るよしなるへし。○畏其神勢云々。古語拾遺にも。此
 時の事を記して。至_ニ于磯城瑞垣朝_一。漸畏_ニ神威_一。同殿不_レ安。故更令_ニ齋部氏_一。率_ニ石凝姥神_一。齋天目一箇神
 裔_ニ二氏_一。更鑄_レ鏡造_レ劍。以爲_ニ護身御璽_一。是今踐祚之日所_レ獻神璽鏡劍也。とあり。記傳云。天照大御神
 の御璽鏡はしも。可_ニ與同床共殿_一以爲_ニ齋鏡_一とて。授奉玉へれば。永く天皇の同御殿に。齋祭玉ふ
 へき事なるに。如何なれば。今如此他處には遷し奉り玉ふそと云に。五年云々。六年云々の事に依
 て。甚く神の御心を畏み危み。所思看すまゝに。若くは此二柱神の御祟にもやと。所思看しよりにて。
 共住不_レ安おもほせるなり。然るは同殿に令_レ坐奉りては。自然居住_ニに馴れて。輕易しくなるかたもあ
 るへく。おもほえず不_レ淨もあるまじきに非ず。凡て敬禮の自ら怠り玉ふ事あらむことを。畏みおもほ
 せる故なるへし。さてもなほ。近き大倭國內にこそ祭賜へき事なるに。垂仁天皇の御世になりて。なほ
 又鎮座しむへき地を。彼此と求行坐しは。又如何と云に。彼御卷に。云々然後隨_ニ神誨_一。遷_ニ于伊勢
 國渡遇宮_一とあるを以て見れば。初嚴檀_ニ之本_一に坐しほとにも。先他處に遷_ニ奉れ_一と云。御誨のありしな
 るへし。抑神代に。同床共殿といふ勅命はありしかとも。此御代に至て。遂には天皇の大殿をは離れ

坐て。永く伊勢國に鎮坐へき幽契は。もとよりありしことなるへし。其幽致はいかにとも。凡人心に
 測知へきことならず。と云れたり。また重胤が説に。世記の御鎮坐の所に。皇大神倭姫命乃御夢_ニ給久_一。我高天原爾坐_ニ。既戸押張_一。原如_レ見_ニ。見志真伎志國宮處_一波是處也。鎮理定理給止覺_ニ給支_一。と見え。
 これのみならず。等由氣宮儀式帳にも。天照坐皇太神。吾高天原坐_ニ。見志麻岐賜志處爾。志都真利坐奴
 云々。と見えたる。一は珠城朝の御世。一は朝倉宮の御時の御諭なれとも。共に同じ狀に。高天原の
 朝廷より押齋かし。見し求玉ひし地に。鎮り定らせ玉へる由に詔玉へるは。此の同床共殿の神勅には。
 違はさせ玉へる如く聞ゆることなれとも。然る神勅のおはし坐なから。已に崇神天皇御世に至りて。
 然畏_ニ其神勢_一共住不_レ安と云は。漸くに其始より志し玉へる所に。鎮り定り玉はむと。おもほしめす
 時の到れるにて。本より其御摸造_ニの出來ると云も。皇大神の大御心におはしまして。其眞の御も。
 寫_ニの御も_一。御靈に於て異らせ玉はさりければ。其を皇大宮の内に齋かせ玉ひて。天壤と無窮き。寶祚
 を守玉ふへき。同床共殿の神勅の信に。違はせ玉はさる御事になん有ける。然れば伊勢に鎮りおはし玉ふと
 其御摸造を留めて。皇大神を守奉らせ玉ふと云も。本より皇大神の大御心なる事。申す
 も更なり。然るは則天照大神始自_ニ天降之處也_一とあるに。いたく味はひあることなり。と云れたる。共に然ることなりけり。

故以_ニ天照大神_一。託_ニ豐鍬入姫命_一。祭_ニ於倭笠縫邑_一。仍立_ニ磯城神籬_一。云_ニ比莽岐_一。

託豐鍬入姬命。同じ大宮の内に坐々時は。天皇御自ら齋玉ひしを。今異所に遷し奉り玉ふに就ては。朝夕に仕奉り玉ふこと得玉はぬを以て。御代官として。皇女に託し奉り玉ふなり。是即後の世に伊勢齋宮の始にはありける。さて記云。豐鉏比賣命拜祭伊勢大神之宮也とあり。記傳云。宮としも云るは。倭笠縫邑に坐しほと宮を云なり。伊勢大御神の坐笠縫邑宮と云意に見へし。○倭笠縫邑。倭は一國の倭にはあらず。いにしへ城上城下二郡又山邊郡の半をかけて。大倭邑と云名號あり。そは倭大國魂神の御名より起れる地名なることの上し。下に注進 故此笠縫邑も。右の二郡の内に必ありぬへければ。倭笠縫とは云るなり。されど此地今詳ならず。故通證に云る説を引て注すへし。今按。舊事紀。笠縫等祖天津麻占。曾々笠縫等祖天都赤麻良。笠縫部等祖天曾蘇。顯宗紀。大倭者彼々茅原淺茅原。同紀歌。阿佐賦箴囉。鳴贈禰鳴須擬。神樂歌。殖槻也。田中乃杜也。杜也互布。笠乃淺茅我原爾。下文幸于神淺茅原。今城上郡笠村。上方爲笠山。其野曰淺茅原。武郷云。なほ同書に。笠山在笠村。續奉如笠。因名其野曰淺茅原。とあり。 笠村有神祠。疑笠縫邑近之。又三輪村邊有茅原村。とある此等の内なるへきか。但し神樂歌の。殖槻や田中の杜。とある殖槻。大和國添下郡なり。武郷云。靈異記上三十四條諸樂右京殖槻寺とあり。 田中杜もそこにあり。輿地通志に。大和國添下郡に。秋篠里。殖槻杜。田中杜。矢田野など次たり。彼々茅原淺茅原もそこなるへし。神名帳に。同郡菅原神社。また菅田神社なども見え。行囊抄通志にも。菅原里ありて。田中杜にならへり。萬葉七に。毛婢伎奈良之思。須我波良能佐刀。とあるも此處なり。舊事紀に。曾々笠縫とあるを合せて見れば。笠縫邑こゝならむかとも

おほゆれと。倭といへは。なほ上に云る説ともの方なるへし。次に云ることとも考合すへし。○磯城神籬。集解云。磯下原有三堅字。古語拾遺及倭姬命世記。御鎮坐傳記。共載此文而無堅字。今從之。とあるに據れり。さて磯城は石木にて。神の御座所の境域を。築堅むるをいふ。通證に堅固之美稱と云れたるあたれり。大宮の枕詞に。毛々志伎と云るも。百石木にて。大宮を美稱たる意はおなじ。 さて神代紀に。神籬磐境と云ること見えたる。磐境即此と同じきよしは既に云り。かくて神籬は。神代紀の注に云る如く。もと神靈の憑り鎮り坐る杜の。樹立を指ていふ名なるか。こゝにては轉りて神社のこととなれり。そは大御神の御靈代なる御鏡を。鎮め奉る料なればなり。さて古語拾遺に。此時事を。就於倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐鍬入命奉齋焉。其遷祭之夕。官人皆參。終夜宴。樂歌曰。美夜比登能。於保與須我良爾。伊佐登保志。由伎能與呂志茂。於保與須我良爾云々。と見えり。○神籬の訓注は。神代にあるへきよし。既に云り。

亦以日本大國魂神。託淳名城入姬命使祭。然淳名城入姬命髮落體瘦而不能祭。

日本大國魂神。上文にては倭大國魂とあり。されとこゝに日本とある方勝れるか如し。此御名は上に

も云る如く。倭一國の上にはあらず。全國に關れる御名號なればなり。○託は。重胤云。淳名城入姫命に託奉給へるは。皇大宮にて。此皇女の齋祭玉へりし神なる故に。其神を外處に遷奉玉へるにも。屬玉へる者なり。と云り。○使祭。本に使字脱せり。今考本信友校本に仍る。永享本には令字に作るさてこゝに祭れる地を記さるへきに。たゞ祭るとのみありて。其地の見えざるは脱たるなり。其地は。式に山邊郡坐大國魂神社並名神大とある。其ならむと誰も思ふ事なれど。さにはあらず。そは後に遷せる社にて。其始は城上郡穴磯邑にそ有ける。注進狀に。磯城瑞籬宮御宇天皇云々。託淳名城入姫命。祭同國市磯邑。後改名曰大倭邑。とある即其地なり。されどこの市磯は。穴磯の誤なるへきよし。重胤説あり。其説云。同狀云。七年秋八月癸卯朔己酉。穗積臣遠祖大水口宿禰云々。奏言。昨夜夢有_二貴人_一誨曰。以_二市磯長尾市_一爲_下祭_二倭大國魂神之主_上云々。冬十二月云々。以_二大倭直長尾市_一爲_下祭_二倭大國魂神之主_上とあるは御紀の文なるを。大物主神の御事を略きて。抄出たる者なり。此市磯長尾市と云ふ神主の名より混れて。注進狀に謂ゆる市磯邑は。穴磯邑を誤れるなるへし。其は垂仁天皇二十五年紀に。細書の一傳に是時倭大神著_二穗積臣遠祖大水口宿禰_一而誨曰云々。時天皇聞_二是言_一云々。淳名城稚姫命食_レト焉。因以定_二神地_一於穴磯邑。祠_二於大市長岡岬_一。然是淳名城稚姫命。身體悉瘦弱。以_レ不能_レ祭。是以命_二大倭直長尾市宿禰_一令_レ祭。とあるは。必崇神天皇六年七年の御事の。二に別り傳はれるにて。此は垂仁天皇の御世の事には非さめり。右に淳名城稚姫命食_レトは。即此に以_二日本大國魂神_一託_二淳名城入姫命_一令_レ祭。とある

是なり。さて穴磯は大名にして。萬葉十二に謂ゆる纏向之痛足之山。式に城上郡穴師坐兵主神社。とある此地なり。大市は和名抄に。城上郡大市於保とある是にて。今箸中村なり。下下に云。長尾岬は。其卷向山の尾崎なる地にて。皆相接ける所なり。是即翌七年に。亦以_二市磯長尾市_一爲_下祭_二倭大國魂神之主_上とあるを云なり。若て此人名の市磯は。十市郡に出たるか。武郷云。其よ。しは次に云。長尾市は後に此神を。穴磯邑なる大市尾崎に齋祭りて。其處に住へるからの名なりけり。此を以て注進狀に。市磯邑とあるは。穴磯邑の誤にて。大和社の舊地なりしを知へし。其は別社狹井神社條に。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。と書して。下に日本紀曰。倭大神云々命_二大倭直長尾市宿禰_一令_レ祭矣。所謂大市長尾岬。今狹井社地是也。とあるを思ふに。狹井神社は。初て倭大國魂神を祀らせ玉へりし舊地なるか故に。後に山邊郡に移祭られし時も。其地に其靈を留めて。祀ひおかせ玉へるものなり。借注進狀に。右に引る御紀の神託の御事をは。本社大倭神社の下に擧げ。狹井神社の所には。命_二大倭直長尾市宿禰_一令_レ祭矣の文を載せて。其一聯の文を。二に分記せるは。其垂仁天皇御世に至りて。即今の山邊郡大和坐大國魂神社の地には。移らせ玉ひけるものとなん。正しく所見たりける。と云り。然見る時は。此六年より。倭大國魂神のおはしましける地は。即城上郡穴磯邑なりと定むへし。さてこの穴磯邑後改_二名曰大倭邑_一と云ことも。また今の山邊郡大和に移らせ玉ひけることも。垂仁紀に委く云へし。○然淳名城入命姫。本に命字を脱せり。今永享本信友校本に據る。○髮落體瘦云々。

本に髮落の訓を脱したり。體瘦二字を。ミヤサカミと訓へし。垂仁紀ヤサカミヨク瘦弱とあり。瘦屈ヤサカミの略と云り。さて此は此御代の事にはあらず。垂仁天皇の御代になりての事の混れて。此に出たるものなり。其は重胤云。七年に市磯長尾市を神主と爲させ給へる御事あれども。其は皇女の下に立て。其々に仕奉れるなり。さるを垂仁天皇二十六年丁巳に至りて。皇女は御齡高く成らせ玉へりければ。其御職を辭して。長尾市宿禰に令レ主玉へるなりけり。其二十五年の文に。離ハナチ天照大神於豊稻入姫命。託ニ于倭姫命。とある。其姫命も共に同じ御時に。齋主と成て仕奉玉ひて。此にて退玉へるを合せ思ふに。此淳名城入姫命は。此崇神天皇六年己丑。凡十四五歳と見え。其より垂仁天皇二十六年丁巳迄。八十九年なれば。凡百三四歳なれば。既身體悉瘦弱以不能祭と云こと。實に叶へりと云へし。然れば淳名城入姫命の仕奉玉ひしは。大市長岡岬におはし坐し間のみにして。山邊郡に及はせ玉はさりけるにこそ。と云れたり。まことに然る言なり。猶垂仁紀に云へし。

七年庚寅

七年春二月丁丑朔辛卯。詔曰。昔我皇祖大啓ニ鴻基ニ。其後聖業逾高ニ。王風ニ轉盛ニ。不意今當朕世ニ。數有ニ災害ニ。恐朝無善政。取咎於神祇耶。蓋ニ命ニ神龜ニ以極致災之所由也。

辛卯。十五日也。○轉盛。本に轉を博に作る。今信友校本水戸本に依る。○善政。永享本政下故字あり。○命神龜。龜卜の事はこゝに初て見えたれど。是もまた神代に起れる者なることは。釋紀龜兆傳の文を引る因に。先師説云。此時卜者鹿卜也。此時とは天若鹿の御時なり。龜卜者。皇孫天降之時。大詔戸命進述ニ龜言ニ之後出來者。異朝亦始者鹿卜之由。有所見者。と云へれば。天孫降臨の後に出來りけむ事。此書に云るか如くなるへきを。此神龜を唯に文章の飭とのみ見る説は。委しからず。重胤云。職員令神祇官卜兆。義解云。卜灼レ龜也。兆者灼レ龜縱横之文也。凡灼レ龜卜ニ吉凶ニ者。是卜部之執業。と見え。神祇令卜食。義解に。凡卜者必先墨ニ書龜ニ。然後灼レ之兆順食ニ墨ニ。是爲ニ卜食ニとあるなどは。紀記よりは以前に出來れる書なるに。龜卜を云て。鹿卜を云はず。又萬葉十五に。千磐破神爾毛莫負ニ卜部座ニ。龜毛莫燒ニ會ニ。など龜卜の事を詠るは更なり。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓ニ卜部ニ。改爲ニ伊岐ニ。始祖忍見足尼命。始ニ自ニ神代ニ。供ニ龜卜事ニ。厥後子孫傳ニ習祖業ニ。備ニ于ニ卜部ニ。是雄數卜之道尤究ニ其要ニ。日者之中可レ謂ニ獨歩ニと有て。龜卜に供奉る事を。始ニ自ニ神代ニと有る。其始を何れの神とか爲む。天兒屋根命より。繼々祖業を傳習ひて。今に至れる趣なるは。強に文飾とのみも云難きを思ふに。古事記に見えたる。石窟戸の御卜の如きは。天上にての御事にて。國土にて常に行はるゝ較略とは。甚々異なるに依て。其事を委曲に殊更に。舉書されたるにてあるへきなり。と云れたるは然るへき説なりけり。なほ神代下卷の注に云り。考合すへし。

於是天皇乃幸于神淺茅原而會八十萬神。以下問之。是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者誰神也。答曰。我是倭國域內所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。然猶於事無驗。

神淺茅原は上に云り。神と冠らせたるは。此時八十萬神を會へ玉へりしよりの名なるへし。○會八十萬神。此は八十萬神の御靈を申すなり。○倭迹迹日百襲姬命は。孝靈天皇の皇女にて既に出。これを集元天皇皇女倭迹々姫命と云へるは非也。○神明憑は。神代紀に。顯神明之憑談。此云歌牟鵝可梨。とあるに據て。この三字もし訓へし。本の訓は。神明をカミとよみて引はなち。憑を。○敬祭我者。永享本我を神祇二字に作れり。○倭國域內所居神。この倭は一國の倭なり。神代に欲住於日本國之三諸山。とあるも同じことなり。重胤か。一郷の倭と云れしはたかへり。○大物主神。式に大和國城上郡大神大物主神社是なり。○然猶於事。永享本然上雖字あり。本に猶字なし。今永享本水戸本信友校本並河本ともに據る。考本には事の下にあり。

天皇乃沐浴齋戒。潔淨殿內而祈之曰。朕禮神尙未盡耶。何不享之甚

也。冀亦夢裏教之。以畢神恩。是夜夢有一貴人對立殿戶。自稱大物主神曰。天皇勿復爲愁國之不治。是吾意也。若以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平矣。亦有海外之國。自當歸伏。

○沐浴は。齋川浴なり。○禮神。永享本禮を祀に作る。然るへし。○冀亦とは。前には百襲姬命に御託言有しを承て。此般は亦夢に御諭あらむことを。冀給へるなり。○夢裏。本に裏字なし。今永享本竟宴歌本水戸本並河本等に據る。○貴人は。ウマヒトと訓へし。本の訓は。非事なり。紀中。縉紳。君子。良家を訓り。○大田々根子。此命の系は下に出。記に意富多々泥古。舊事記に大直禰古とも書けり。記傳云。多々は地名なるへし。神名帳に。攝津國河邊郡多太神社あり。此社多田莊の内村にあり。此多田と昔より世人のよく知れる地也。此ならむか。又大和國葛上郡にも多太神社あり。泥古は尊稱にて。難波根子山背根子など云類なり。三代實錄には。大三輪大田々根子命とあり。と云り。○亦有海外之國。此神の海外之國を領り給へること。神代紀に既に云り。記云。爾天皇愁歎而坐神牀之夜。大物主大神顯於御夢曰。是者我之御心。故以意富多々泥古而令祭我前者。神氣不起。國安平。とありて。海外之國云々の事はすへてなし。

秋八月癸卯朔己酉。倭迹速神淺茅原目妙姬。穗積臣遠祖大水口宿禰。伊勢麻績君。三人共同夢而奏言。昨夜夢之有一貴人。誨曰。以大田々根子命爲祭。大物主大神之主。亦以市磯長尾市爲祭。倭大國魂神之主。必天下太平矣。

己酉。七日也。○倭迹速神淺茅原目妙姬は。通證に。即上文所謂倭迹々日百襲姬命也。とあるか如くなるへし。迹速の速は。上文に依に迹字なるへし。と云る説。さも有へく聞ゆれど。本のまゝにてなほと訓へし。またこの百襲姬命の御妹。倭迹々稚屋姬命を。記に倭飛羽矢若屋比賣命とあり。然れば此姉命をも。迹速とも申すへし。神淺茅原は。集解に。此命得神語于神淺茅原。故蓋有_二此名_一と云り。目妙姬は。上に遠津年魚眼眼妙媛と云るもあり。其と同じ意の御名なり。○大水口宿禰は。姓氏錄。左京神別穗積臣。伊香賀色雄命男。大水口宿禰之後也。とある此正説なり。伊香賀色雄命の事は既に云。しかるを舊事紀に。饒速日命三世孫。出石心大臣命の子とあるは。世次たかへる事。既に開化云るか如し。名義は地名に據れるか。式大和國城上郡水口神社。近江國甲賀郡水口神社あり。宇麻志麻治命子彦湯支命。淡海川枯姫爲_レ妾。生子出石心大臣命なり。此人の母。近江川枯姫は。式甲賀郡川枯神社。姓氏錄に。川枯首阿目加伎表命四世孫。阿目夷沙比止命之後也。とあるに依るに。其族の女なり。されは同郡に水口神社あるをみれば。此大水口宿禰は。母方の縁によりて。淡海水口に住りしものとみえたり。さらばこの水

口は。近江の地名の方なるへし。(但し是は舊事紀の傳に因て云ふ)さて此人は。穗積臣采女臣等祖と。舊事紀に見ゆ。○伊勢麻績君。天神本紀に。天八坂彦命。伊勢神麻績連祖。とあれど。天八坂彦命の系詳ならず。大神宮儀式帳。合_レ義解。倭姬命世記も同じ。さて神麻績氏の所居を。麻績郷と云こと。世記に見ゆ。また此氏多氣連とも云。古語拾遺に。令_二長白羽神_一。伊勢國種_レ麻。とあり。長白羽神は。神代に見えたる天日鷲神の御子にて。津_レ昨見神。御兄弟。麻績の事に功の御在し坐るよしは。神代紀に云つ。さて此には名を脱したれど。伊勢國麻績祖たる事は。重胤説に。神祇令。孟夏神衣祭義解に。麻績連等績_レ麻。以織_二敷和衣_一。以供_二神明_一と見え。大神宮式に。荒妙衣者。麻績氏織造。と有か如くなるを。其神衣祭は。皇太神宮伊勢鎮坐に就て。出來れる神事にしありければ。麻績氏の未_レ大和の京に在し程也ければ。其祖なりける事灼き者なり。神衣祭の御事は。式に伊勢國多氣郡麻績神社。和名抄郷名麻績_乎宇_美とある是なり。倭姬命世記_書裏に。倭姬命入_二坐飯野高丘宮_一。作_二之機屋_一。令_レ織_二大神之御服_一。從_二高丘宮_一。而入_二坐磯宮_一。因立_二社於其地_一。曰_二名服織社_一。號_二麻績郷_一者。麻績氏人等則居_二此村_一。因以爲_レ名也。と見えたるか如し。偕又姓氏錄左京神別に。神麻績連。天物知命之後也。とあるは。其長白羽神の裔を。一は神宮に奉りて。神衣を供奉らしめ。一は京に遺して。朝廷の神衣に供奉らしめ玉へる者にして。天神本紀に。天乳速日命。廣瀨神麻績連等祖と有れば。其本貫は。大和國廣瀨郡なりしと見ゆ。故思ふに。長白羽神天物知命は。父子の間にて。天乳速日命と。天神本紀なる天八坂彦命とは。其天物知命の子にて。伊勢と京とに別れたる其祖なるへし。續紀文武天皇二年九月。以_二無冠麻績豐足_一爲_二氏上_一。無冠大贊爲

レ助。進廣肆服部連、佐射爲氏上。無冠功子爲レ助。とありて。麻績服部相並たり。此に氏上又助を。定めさせ玉へるを以て。其部の多在りけむことを曉るへし。同紀神護景雲二年二月。左京人正六位上神麻績連足麻呂子老。右京人神麻績連廣目二十六人。並賜姓宿禰。とあるに。同三年十一月。左京人神麻績宿禰足麻呂。右京人神麻績宿禰廣目等二十六人。復爲神麻績連。と見えられたは。僅に二年許の間。宿禰の姓にて有しなりけり。三代實錄に。多氣郡擬大領麻績連豐世とあり。又同書に。伊勢國多氣郡百姓。麻績部愚麻呂復本姓。式に伊勢國多氣郡仲神社有是是なり。○武郷云。なほ伊勢。中麻績公。自歎云。豐城入彦命之後也。とある此は別なり。其神麻績連に屬たる。麻績部と聞ゆ。即近長谷寺田地勘録に。村上帝時少領檢校麻績連公あり。と云れたるにて。此氏のことを知へし。○昨夜の訓。キス。履中紀にもキ瓜ノヨと訓り。されと萬葉集に。伎曾母許余比母。又伎曾波。又伎賊乃夜。などあるかた慥かなれば。其によるへし。○夢之。考本之を異本裏とあり。○主は。神主と書るに同じく。神に奉仕する主人たる人を云稱なり。祭主など云も。主の意は同じ。記に意富多々泥古命爲神主とある是なり。古昔神に仕奉る者を。神主祝部と大凡に並へ云へれど。猶其上に神主と申せるがありし事は。神功紀に。皇后選吉日入齋宮。親爲神主。中略。請曰先日教天皇者誰神也云々。とありて。これは甚々重し。記傳に。神主と云稱は。もと此段の如く。神の命を請奉る時に。其神の託て勅宣あるへき人を。初より定め設くる。其人を云稱にそありけむ。かくてまた。神に奉仕する人を云稱となれるも。神託のために。設くる人よりうつれるなるへし。と云れたり。伊勢大神主と云稱も。上古に政事を取れる國造の任れるを以て。此職の重き事を知へし。○市磯長尾市は。垂仁紀に。倭直祖長尾市宿禰とあり。倭直は。神

武紀なる珍彦爲倭國造とある其裔なり。珍彦より。幾世ばかりの裔なりけむ。市磯は。履中天皇三年に。磐余市磯池と有て。十市郡の地名なり。此に就て考るに。先祖椎根津彦即珍の賜はれる地は。この十市郡磐余市磯今の香山の北方也より。城上郡穴磯邑。後に大倭邑と云。城下郡大和。又山邊郡の半までにて。其邊をひろく領居れりしものと見えたり。此事は次々に委く云。さて其裔として。かの市磯の所に住居れりし故に。其地名を名に冠らせしなり。長尾市はこれも。垂仁天皇二十六年下に。定神地於穴磯邑。祠大市長岡岬とある其處にて。穴磯は即今城上郡卷向の穴磯なり。又穴師とも書り。此地の事も後に委く云。大市は是も和名抄同郡大市是なり。長岡岬は。重胤説に。其卷向山の尾崎なる地にて。皆接ける所なり。と云れたるか如し。さるは此人。倭大神を。此穴磯邑なる大市長尾岬に奉齋りしより。其地に留り住へるからの名なりとすへし。○倭大國魂神。本に大字脱したり。今永享本水戸本考本に據る。○之主。之字これも脱したり。これも右の本ともに據る。

天皇得^テ夢^ノ辭^ハ益^ク歡^ニ於^テ心^ニ布^シ告^ス天下^ニ求^ム大田々根子^ヲ即於^テ茅渟縣陶^ノ邑^ニ得^ニ大田々根子^ヲ而貢^ル之^ヲ。天皇即親臨^ニ于神淺茅原^ニ會^ニ諸王卿^ヲ及八十諸部^ヲ而問^フ大田々根子^曰汝其誰子^乎對曰父曰大物主大神^{母曰}

活玉依媛陶津耳之女イクタマヨリヒメト。スエツミ、ナリ。

亦云。奇日方天日方。クシヒカタアメヒカタ。
武茅淳祇之女也。

布告天下。記云。是以驛使班于四方。求下謂意富多々泥古一人上之時云々。○茅淳縣陶邑。河内國也。

さて茅淳は古ひろき名なれども。なほこゝは河内國とあるべきなり。茅淳の事は神武紀に云り。陶は式に和泉國大鳥郡陶荒田神社ある此なり。今は陶器莊と云。古へ和泉は河内國の内なり。通證に。寺島氏曰。大鳥郡陶器庄即此。至清和天皇之朝。陶家益多。而河内和泉兩國。相爭燒陶伐薪之山。事見三代實錄とあり。

さて記には。河内之美努村とせり。こは河内國若江郡の地名記傳に詳なり。にて。異なる傳なり。美と知とは横に通音なれば。まかひて二に語傳へたるものなり。何れも古傳なるへけれど。なほ此紀の方正しかるへし。次にいふ。○汝其誰子。大物主大神の御誨に。たゞ大田々根子とのみ詔ひて。誰子とも知られねは。今かく御自問玉ふなり。記の趣もおなし。○父曰大物主大神。は眞の御父と見るへからず。御父方の意に見へし。母もおなし。

神代紀に。大三輪之神此神之子即甘茂君大三輪君等とあり。かく語傳へたるは。古は父母をも先祖をも。通はして淤夜と云りしよりの混ひなり。此等のこと。は既に云つ。記云。爾天皇問賜之。汝者誰子也。答曰。僕者大物主大神。娶陶津耳命之女活玉依媛。生子名櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建瓊槌命之子。僕意富多々泥古白とあり。記傳云。此に云る如くにては。意富多々泥古命は。大物主大神の四世孫なるを。姓氏錄には。五世孫神人。大國主命五世孫。大田々根子命之後也とあり。三とあるは。傳の異なるか。又大物主大神より計へて云るか。古へ世次を然數へて云る例も

あれはなり。さて此世次の事。書紀には云々。又姓氏錄舊事紀に。まきらはしきことともあり。此記そ正しかりける。と云れたれど。この説は誤にて。偏に記をのみ正しとおもはれたるものなり。まこと神代紀に。大三輪之神。此神之子云々三輪君。とあるところに。委く辨へ云りしか如く。地神本紀また大三輪鎮坐次第に出たる世系の如く。大物主神の御子櫛日方命。其子武飯勝命。其子武甕尻命。其子武甕依命。其子武御氣主命。其子武飯片隅命。其子即大田々根子命にて。大物主神には七世孫なり。姓氏錄大和神別。和仁古宗形君條に。武飯片隅命の兄。阿田賀田須命を。大國主命六世孫とある。よくあへり。阿田賀田須命は。大田々根子命の伯父に當ればなり。それをこゝには。父曰大物主大神と語り傳へしは。すなはち上に云るか如き意也。なほ次に云る條々を見るへし。○活玉依媛。名義。容貌の麗しきを稱へたるなり。さて此人は。右に引る記に。陶津耳命之女活玉依媛とあり。舊事紀には。大陶祇女とあり。陶は陶邑によれる名と通ゆ。此によらは。陶邑とある。紀傳の方。正しかるへし。地神本紀云。大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻。下三到于茅淳縣。娶大陶祇女子活玉依媛爲妻とあり。さて此媛もまた遠祖を申せるなり。まことの母にはあらず。○亦云。永享本云を曰に作れり。されど亦曰は大字の例なれば。本のまゝにてよろし。記傳云。此は別に一の傳を擧たるなれば。必細書なるべきに。本に大書に書つゝけたるはいかゞ。大書にては。大田々根子の申す詞になるなり。己か祖を申すに。異説あるべき物かは。と云れたる然る説なり。集解にも據例改爲小書とあり。今もそれに據る。○奇日方天日方武茅淳祇之女。集解云。按此説蓋父曰奇日方天日方。母武茅淳祇之女也。と云るよろし。ざるを記傳に。此は活玉依媛の父の異傳にて。一人の名なるを。二に分て。奇日方天日方を。女の名と心得るも非なり。と云れ

たるいかゞ。奇日方天日方命は。武茅淳祇とは本より別にて。活玉依姫の父に。さて奇日方天日方は。地神本紀に。事代主はあらす。ましてこれを女の名と心得るなどは。もとよりいふにもたらず。さて奇日方天日方命。とありて。事代主神の御子なり。神化ニ爲八尋熊罥。通ニ島溝杭女活玉依姫。生兒天日方奇日方命。とありて。事代主神の御子なり。此は正しき傳なり。他の古書とも合。されとなほ此は。大物主大神の御子。櫛御方命と。奇日方命と。御名のいとよく似たるより。事代主神の御系と混ひ來しものにて。まことには父曰櫛御方命とあるべきなり。かにかくに。事代主神の統は。こゝによしなし。天日方奇日方命は。決て此に出へからず。なほ次々に。武茅淳祇は。外に考なし。記傳に。陶津耳にあたりりと云れたれど。たしかならず。思ふに陶津耳命の女。活玉依姫は。大物主命の御妃なれば。櫛御方命の爲には母にあたりり坐れば。こゝに叶はず。なほよく考へし。○此大田々根子の世系甚まきはし。既に神代紀に委く云れど。其文を引出てこゝにも辨ふへし。まつ地神本紀に。事代主神活玉依姫に娶て生兒。天日方奇日方命とあるは。上にも云る如く。大田々根子の世系には。更に關係する事なければ。此は非傳なり。奇日方天日方命と。櫛御方命と。さて右の次に。天日方奇日方命。亦名阿多都久志尼命。兒健飯勝命とあれども。健飯勝命は。櫛御方命の子なれば。天日方命の御子とせるは是も誤なり。次に健飯勝命子。健甕尻命亦名健甕槌命。亦云健甕之尾命とある。此を記に大物主大神の曾孫にて。意富多々泥古の父とあれど。まことには。この本紀の世數を正しとすへし。次に健甕尻命。子豊御氣主命。亦名健甕依命。此より。以下三世記にはなし。次に豊御氣主命。子大御氣主命。次に大御氣主命子。兄阿田賀田須命。此命を。姓氏錄大和神別。和仁古。大國主神六世孫。阿太賀田須命之後。また河内に宗形君。大國主命六世孫。阿田賀

偶命之後。とある。次弟健飯賀田須命。この健飯賀田須命。鴨部美良姫爲妻。生一男。大田々禰古命。とある。此は記とは異なるか如くなれども。甚詳かなり。必正しき傳なるへし。かくて姓氏錄攝津國神別。神人。大國主命五世孫。大田々根子命之後也。また神直。同上。また未定に。三歲祝。大物主神五世孫。意富太多根子命之後也。とあるは世數足らはず。此は記と同一誤の傳なるへし。

天皇曰。朕當榮樂。乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉之。又卜便祭他神不吉。十一月壬申朔己卯。命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物。即以大田田根子爲祭大物主大神之主。又以長尾市爲祭倭大國魂神之主。然後卜祭他神吉焉。便別祭八十萬群神。仍定天社國社及神地神戶。於是疫病始息。國內漸謐。五穀既成。百姓饒之。

朕當榮樂。記云。於是天皇大歡。以詔之天下平民榮。とあり。こゝの文。記傳にも云れたる如く。聊文足らぬこゝちす。○伊香色雄は。名義は御姊伊香色謎命の下に云り。其處にも云る如く。此人の物

部連の祖なることは。舊事紀五なる。此氏の世系に詳に見え。又姓氏錄穗積朝臣條に。石上同祖。神饒速日命五世孫。伊香色雄命之後也。と見えたり。さて此人は。天皇の御舅ミヘカサノヲにそ坐ける。○神班物者。記傳にミテグラアガツヒトと訓れたるよろし。ミテクラ即神物也。次に物部八十手所作祭神之物。とある是なり。其を班つとは。此命の奉はりて。大物主大神と。倭大國魂神に班ち奉るなり。猶次に云へし。○便祭他神。永享本便を使に作れり記傳云。此文の趣聊まきはしくして。分明しからざる書さまなり。看む人よくせずは。主意を失ひつへし。故今つはらに解む。まつ他神とは。大物主大神及倭大國御魂神との二柱に對へて。其餘の諸の天社國社の神等を云るなり。さて伊香色雄命に仰せて。供神物を掌り造備へて。神々を祭り賜はむとするに。先彼二柱神を。第一に祭り賜ふべきことなるに。然もあらずて。他神を祭らむことを卜はしめ玉へるに。吉からざりしなり。故先彼二神を祭り玉へるなり。武郷云。いまた大田々根子命を。神主として祭らざる故に。他神を祭るは宜しからざるなり。然後に。他神の祭りの事を卜つるに。吉かりしなり。卜便祭他神不吉と云ひ。然後卜祭他神吉と云る便字と。然後字とに心を着て看へし。そもく大物主大神は。八百萬神を主帥ヒキて。皇朝を守護奉り玉ふ大神に坐せは。然もあるべきことなり。又倭大國御魂神も。皇大宮敷坐大倭國の國御魂神にし坐せは。此又さもあるべきことなり。と云り。但し皇大宮敷坐大倭國の國御魂神とあるはたかへり。此大倭は。全國に於ける大倭國なるをや。○十一月の一字。考本に一本二とあり。此事次に云。○壬申朔己卯。本にはたゞ丁卯の二字のみあり。今は永享本及集解による。集解云。原作十一月丁卯五字。熱田本作十一月丁卯朔

己卯。武郷云。今の熱田本には見えず。以長曆推之。十一月朔得壬申。日得己卯。故改朔日。餘從熱田本。と云り。又按ふに。水戸本に云く。按長曆十一月大壬申朔无丁卯。十二月小壬寅朔。丁卯二十六日也。一字當作レ二とあり。上に引る考一本には十二月とあるにあり。既く大日本史にも己卯に改めて。注云。今推二千支。據ニ下部兼永本訂之。とあり。己卯は八日なり。○物部八十手作云々。記には作天之八十毘羅訶ツヒラカ云々とあり。其八十毘羅訶を作れるは。即この物部八十手なり。さて物部と云者は。委くは物部連の下記傳にも云れたる如く。一部の武士にて。其は上代に殊に勇て。武事の勝れたる輩なりし故に。其部を殊に武士部チハツヤとは名けられしなり。されは此の物部は。姓にはあらず。物部の人を云なり。八十手は。通證に稱其多也とも。集解に猶言八十人。ともあるか如にて。萬葉に母能々布之。八十伴緒。また八十氏人。又八十乃嬬嬬。また八十心。などよめるいづ。手とは其作れる毘羅訶に付て云る號なり。手して作れるを。手人と云る是也。されは此は。多くの人の手以て作れる。祭神の物なり。栗田寛云。神班物は。釋紀に。兼方按之。班幣帛之人也。と云る如く。八十手か作れる祭神之物も。即彼の諸忌部を率て。種々物を造らしめし例なり。と云り。○祭神之物の下。拜祭二字など脱たるなるへし。記にも以意富多々泥古命ニイヒツタタカ爲神主云々。又仰伊迦賀色許男命。作天之八十毘羅訶云々と。一事を二段に記されたる。此も即それにて。命伊香色雄イカサノヲ而云々拜祭。即以大田々根子云々。又以長尾市云々とある。其意に見へし。されはこゝに拜祭と。暫く句を切て。其即次なる大物主大神倭大神を祭る事の内なることとは。云まくも更なり。○以大田々根子云々。記云。即以意富多々泥古命。爲神主而。於御諸山ミヤノ拜祭意富美和之大神前ミヤノとあり。さて此命三輪君等之始祖となれるも。此大神を拜祭れるより

起れり。姓氏錄山城神別。神宮部造。葛城ノ猪石岡ヲ天下ニ神天破命ノ之後也。六世孫吉足日命ヨシタリヒ。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世。天下有災。因遣吉足日命ヲ令齋祭大物主神ヲ。災異即止。天皇詔曰。消天下災。百姓得福。自今以後。可爲宮能賣神ミヤノメノカミ。仍賜姓宮能賣公ミヤノメノミコ。然後庚午年籍。註神宮部造ト。と云ることあり。此人は大田々根子命オホノネノミコに副て。祭れりし人などによりけり。と記傳に云り。大三輪三社鎮座次第。掖上池心宮御宇天皇御世。神明憑吉足日命。曰云々。とあるは。孝昭天皇御世なり。此吉足日命と同人の如くきこゆれども。時代のたかへるは。いかなる由にか。重胤は鎮座次第の方を勝るへしといへり。其は其御世に。吉足日命を以て令祭玉へりしかども。又此御世に。意富多々泥古命を以て祭らせ玉はむ事を。請坐るとおほしきを。猶紀記共に。其事を載ざるに。心を著へし。と云り。大倭神社注進狀にも。孝昭天皇元年六月甲寅朔丁卯のこととせり。○以長尾市云々。此大神の坐所は。城上郡穴磯邑。今狹井社地なること。上に次々云るか如し。さて後に。今の山邊郡大和郷に移らせ玉ひける事は。垂仁紀に云へし。さて此長尾市。己か所轄の地に。大倭大神を齋奉り。即神主となりて。後まで此氏人相傳へて。以祭ける事は。幽き契のある事なるへし。其物に見えたるは。續紀六に。和銅六年二月以從五位下大倭忌寸五百足ヲ爲氏上ト。令主神祭ト。大倭大神トと見え。また天平九年十一月大倭忌寸小東人。同水守二人。賜姓宿禰。自餘族人連姓ト。爲有神宣也。など見えたり。○便別。記傳云。別とは先大物主大神と。倭大國魂神の祀を定めて。然後又別にと云ことなり。○八十萬群神は。記に於坂之御尾神。及河瀬神。悉無遺忘。以奉幣帛也。とあり。○天社國社は。天社地社とも書るところあり。記には天神地祇之社とあり。記傳云。和名抄に。天神和名安萬豆夜之呂。地祇和名久爾豆加三。或夜之路。こは天神の方をも。安萬豆加三。或夜之呂と云へきことなり。正しからぬ書しとまなり。萬葉二十に。阿米都知乃加美アミツチノカミとあり。神祇令に。凡天神地祇者。神

祇官。皆依常典祭之。また凡天皇即位總祭天神地祇。義解に。謂天神者。伊勢。山城。鴨。住吉。出雲國造。齋神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木。鴨。出雲。大汝神等類是也。出雲國造齋神とは。出雲熊野を云るにて。須佐之男命なり。大汝神とは。伴樂の大神なり。とあり。天神とは。天に坐ます神。又天より降坐る神を申し。地祇とは。此國土に生坐る神を申すを。令集解に。疏曰。天而下坐曰神也。就地而顯曰祇也。と云り。就と云。顯と云ること。體ならず。と云り。○定。記には定奉とあり。記傳云。此は本より其社は有なから。假そめなる。或は荒なとせるを新めて。善く修理成し。定めを立て祭り賜ふなるへし。定とは祭の式のみにも非ず。祭るへき社々をも。定め玉へるならむ。後世に神祇官の帳に載せて。祭る社を定められたることは。此時より始まりけむ。と云り。龍田風神祭詞に。神等乎波。天社國社止忘事無久。遺事無久。稱辭竟奉止云々。とあり。天社國社の下。定奉氏と云る詞をこめし物なるべし。さて定とは。天神と地祇とに附て。祭典に替りある事のやうにも見えたり。よく考へし。○神地神戶。神地は即後に所謂神領にて。神戶は其神領に附る民戶なり。倭名抄に。諸國鄉名に神戶と云かあるは。即皆是なり。この神地神戶の。神代よりありし神祇令。凡神戶調庸及田租者。並充下造神宮及供神調度とあるにて。神地神戶を定められし所由。明らかし。○於是疫病始息云々。記云。因而役氣悉息。國家安平也。とあり。なほ神戶の事は。臨時祭式。また三代格寛平六年六月一日の官符。續紀等にも見えたり。○饒之。永享本竟宴歌集に。之を足に作る。されと之字にてあしからず。仁德紀十四年百姓寬饒之。無凶年之患。ともあり

八年夏四月庚子朔乙卯。以高橋邑人活日爲大神之掌酒。佐介弭昔。

乙卯。十六日也。此日の事は次條に云。○高橋邑は。式に大和國添上郡高橋神社あり。されど此地も社も今詳ならず。大和志に在八條邑馬枕川東といへるは。いみじき杜撰なり。 武烈紀歌に。石上振を過ぎ。舉暮摩矩羅。拖箇播志須擬。もサハの多に。大宅過ぎ。春日の。春日を過ぎ云々。とあるに依に。石上と春日の間の地名なることは知られたり。大宅も今は詳ならず。 萬葉十二に。石上振之高橋高々爾。妹之將待夜會深去家留。とあるに依れば。なほ石上の地なりけり。姓氏錄に高橋朝臣と云もあり。○活日は。何となき稱名か。はた次の歌に。伊句臂佐とあるより號たる名か。知かたし。○大神は。前文に大物主大神とあるを承て。書れたるなるべく。即大三輪にて。大神神社なり。重胤云。此に大神の字二處に出たる。上なるは本に。オホウムワと訓るは。オホミワを訛れるなり。次なるは其祭神を指るにて。即上に謂ゆる大物主大神の御事を。申し奉れるなり。大三輪を大神と書るよしは。大和一國の中にて。並ひなく尊き大神として。朝廷より崇奉らせ給へるは。此大三輪大神なるに依て。換て大神の字と成し。義を以て知らせたるなり。と云れたり。さて三輪といふ名義は。記の傳へは。神酒より出たるなること。あれども。 次に云へし。○掌酒は。酒人にて。酒を醸る事を掌る人なり。令に造酒司。正一人。掌下醸酒醴謂醴甜酒。酢事上。また酒司。尙酒一人。掌醸酒之事。とある朝廷の事なれども。義は同じ。さて此社に。掌酒をおかれし事も次に云へし。

冬十二月丙申朔乙卯。天皇以大田々根子令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀾枳破。和餓瀾枳那羅孺。椰磨等那殊。於朧望能農之能。介瀾之瀾枳。伊句臂佐伊句臂佐。

乙卯。二十日なり。重胤云。これ四月十二月上卯日。大神祭の起なり。鎮坐次第に。卯日祭者。夏四月冬十月上卯日。若有三卯一時。中卯日行之。とあり。右の卯日と云中にも。乙卯を殊に取れり見え。紀十二月なるは。上卯に有へきを。下卯に祭られ。又同次第に。磐余ノミカクリ。甕粟。宮御宇なる御祈も。天皇元年冬十月乙卯日也とあり。如此止事无き御祭なるか。神祇令貞觀儀式延喜式江次第等に。被レ載さるは。已く朝廷より。幣物を被レ奉ることは停なからも。其社には往古よりの例のまゝに行へる者なり。如此天皇を始奉て。官々の人等も。其祭場に集會て。甚しき祭なりしに依てこそ。紀には被レ載けめども。後には廢絶たる者なり。此年四月には卯日三有り。乙卯は十六日に當りて中卯なり。十二月には卯日二有て。乙卯は二十日にて。此は下卯なるか例と成れる者なり。凡ての神祭は。其祭初たる日を取て。後の例と爲る常のことなり。然るに公事根源に。此祭は貞觀の頃より始りけるにやと有は。深くも古を敗られざる説なり。神功紀に。秋九月庚午朔己卯。立大三輪社。以奉刀矛一矣。とあり。此は筑前國にてのことなれども。卯日を以て祭らるる例なり。 ○神酒を。本にミ禾ともミキともよめり。通證に。私記曰。神酒和語云。美和。萬葉集舒明紀訓同。盖味酒三輪之義也。と云り。播磨風土記に。宍粟郡伊和村。本名神酒。大神醸酒此村。故云神酒村。又云於和村云

々。と云事ある。本名神酒と云事は。土佐國風土記に。神河訓三輪川。源出北山之中。届于伊豫國。水清故爲大神釀酒也。用此河水。故爲河名也。と見えたるは。其土佐郡の故事なるに。和名抄幡多郡宇和郷有り。伊豫國にも。宇和郡宇和郷有るも。美和より宇和と轉れるなりけり。三代實錄。仁和元年二月。伊豫國正六位上宇和津彦神從五位下。とあるも。其美和神に坐事を知て。立歸て又此文を見るに。伊和は實に美和の轉れるなりけり。此は大和國の三輪と唱を分て。神にも稱奉り。地名にも負せたる者とみえたり。故此伊和は。大神の出雲よりおはしまして。此邊の諸國を造らせおはしませ爲に。宮柱太高敷せ玉ふ御里なるか故に。伊和大神と稱奉り。此に付て后神を。伊和都比賣神と稱奉りしなりけり。式宗粟郡伊和坐大名持御魂神社名神。おはします。是即伊和大神の本宮になん渡らせ玉へりける。一宮記に。大己貴命御魂と出たり。又饒鑿郡伊和郷におはします。謂ゆる地社は。當宮の別社に渡らせ玉ひて。欽明天皇御世に。伊和君等か徒住る時に。供奉る神社に坐り。と云り。されは上古に酒の事を。美和とも伊和とも宇和とも云し也けり。もと酒器より出たる名にて。ミツと云を。自ら神酒に轉したるなり。なほ風土記なる上文のつゞきに。又云。於和村。大神國作訖以後。三輪の地名も。神酒より起りしものなる事決し。なほ次々に云へし。○許能瀨枳波。和餞瀨枳那羅孺。此御酒者非吾御酒。吾釀て献る御酒には有すと。神に委ぬて白せるなり。神功紀御歌にも。此御酒者吾御酒ならず。藥之神常世に坐す。石立す少御神の。云々奉り來し御酒そ。とあると同じ言様なり。瀨枳は。或説に。瀨は美山美空などの美。枳は白酒黒酒等の枳なり。是酒の本語にして。食に分ちたる言とこ

そ聞えられ。萬葉二に。御食向木麴之宮。御食に向ふ。酒と云續也。とよみて。信に物も食の變化。言も食の轉用たるなれば。是を佐氣とも云。佐氣は汁食。志流は須と約れるを。佐に轉して云恒なり。の義なり。祈年祭祝詞に。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依佐志奉者。千類八百類爾。奉置氏。穂間高知。腹滿雙豆。汁爾母類爾母。稱辭竟奉牟。とある。此汁は酒を云。類は食を云るを以知へし。と云り。○椰磨等那殊は。大倭作なり。此椰磨等は。大日本全國の號にはあらず。上七年に此神の御言に。我是倭國域内所居神。と詔へるに同じ。大和一國の名也。そは此國をは。殊に御心入て作り玉へること。風土記等にも見えられは。大倭造すと稱へ申し。倭大物主神とも申せるなり。○介瀨之瀨枳。釀し御酒なり。○伊句臂佐伊句臂佐。幾久幾久なり。一首の意は。此献る御酒は。掌酒の。吾釀たる酒にはあらず。此大倭國を造成して。皇御孫命の鎮坐む國と。献れるうへに。長き代までの大御身の。守護神とさへ成り玉ふ。大物主神の献り玉ふ。御酒なれば。幾久しく御壽永く。遠御食の長御饌と。聞し食せとなり。さて幾久に己が名を讀入れて。折返し祝たるなり。

如此歌之宴。于神宮。即宴。竟之。諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能々。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡塙。於茲天皇歌之曰。

宇磨佐階。瀨和能等能能。阿佐妬珥毛。於辭寐羅箇禰。瀨和能等能渡鳥。即開神宮門而幸行之。所謂大田々根子。今三輪君等之始祖也。

神宮は。即三輪神殿なり。○諸大夫は。陪從の卿等なり。公式令に於て大政官。三位以上稱大夫云々。司及中國以下五位稱大夫。とあるは後の事なり。○宇

磨佐開。美酒なり。瀨和とつゝくる意は。右の如く古へ酒を瀨和とも云るか。此社に掌酒を置れて。其美酒を掌らしめ給ふ。其即大物主神の釀り給ふ御酒なるよしを以て。神御名にも稱へ奉り。移りては地名ともなれるなり。此掌酒絶て後も。三輪は世々酒に名ある處なりしこと。此彼の書ともに見えたるは。みな此の古事に基つけるなり。通證にも。按酒家以ニ杉枝ニ爲ニ望。一者。蓋取ニ於此義一也。とあり。さて又。此三輪社を崇て。三諸と

も神奈備とも稱すに就て。萬葉などには。味酒三諸とも。神奈備とも連けたるは。みな此大神の酒を釀りたまふよしなり。其中に味酒乎と。乎をそへたるもあるは。御佩刀乎。御池之。春日乎。春日山之。と置る類にして。乎は此も之の意なれば。味酒之三輪と言出たるなり。○瀨和能等能々。阿佐妬珥毛。三輪殿之朝戸にもなり。朝戸は。恒に朝戸出と云か如く。朝に開く戸を云なり。さて其朝戸開く時にもと云意なり。○伊弟豆由介那。出而欲行なり。那は然爲むと云事を。たしかに云居る時に云辭なり。されは切迫なる意もあるより。自ら歎く義をも含めり。たゞ大凡に。自佗の上に牟と云とは異り

あり。○瀨和能等能渡鳥。三輪之殿戸をなり。或人云。記仁徳條に。前殿戸後殿戸。また殿戸の闕上。などあるは。戸もし輕し。萬葉十八に。ぬしの等能度爾とあるも同じ。大方は出入につけて云り。一首の意は。今日の宴の娛しくあかねは。夜の限りは立歸らし。今夜明て。此三輪の殿戸の。朝戸遣にもならは。其時に罷てな。其三輪の殿戸をは。と云なり。と云り。○天皇歌之曰。右の諸大夫等の歌を。受入所聞看せる大御歌なり。○於辭寐羅箇禰。押開かねにて。禰は乞望辭なり。○瀨和能等能渡鳥。本に鳥を焉に誤れり。今は中臣本水戸本及通證に。鳥とあるに據る。一首の意は。汝等夜の限りは。飲あかして。朝戸明る時ならずては還らしといへる。理にて。まことに御酒の甘く。宴の樂しければ。よもすから飲明して。汝等か白せる如く。朝戸遣にもならは。押開き退出てな。朕も然乞望をと詔ふなり。○即開神宮は。右の大御歌に事を讓りて。其大御歌の如く。終夜宴し玉ひて。夜の明る即ち神宮門の戸を開きて。幸行せりとなり。この幸行は還幸を申すなり。○所謂大田々根子云々。三輪君の事は神代紀に既に云り。舊事紀四に。大田々根古命の子。大御氣持命。其子大鴨積命。次大友主命。此命。磯城瑞籬朝御世賜大神君姓。と云り。三代實錄四に。大神朝臣庸主云々自言。大三輪大田々根子之後云々。六に。眞神田朝臣全雄。賜姓大神朝臣。大三輪大田々根子命之後也。など見えたり。

九年壬辰

九年春二月甲子朔戊寅。天皇夢有^{ミユメニマシテ}神人^{カミ}誨^シ之曰。以^{アカタテヤ}赤盾八枚赤矛八竿^{ツアカホコヤ}。祠^{ツツ}墨坂神^{レスミノ}。亦以^{ツツ}黑盾八枚黑矛八竿^{ツクノ}。祠^{ツツ}大坂神^{オホサカノ}。夏四月甲午朔己酉。依^{マニク}夢之教^{ヘコトノ}。祭^{ツツ}墨坂神大坂神^{オホサカノ}。

戊寅。十五日也。○夢有神人誨。この御夢は。次に引る龍田風神祭詞に。皇御孫命大御夢爾悟奉久とある度の事なり。次に云。○赤盾赤矛。黒盾黒矛。記に赤色楯矛。黒色楯矛とあり。記傳云。赤黒の色は。何の故にか知られず。書紀に依るに。此も神の御誨なれば。深き故あることなるへし。さて兵器を神社に奉り玉ふことは。垂仁卷に。二十七年八月。令^{ツツ}祠官^{ツツ}。卜^{ツツ}兵器爲^{ツツ}神幣^{ツツ}。吉之。故^{ツツ}弓矢^{ツツ}。横刀^{ツツ}。納^{ツツ}諸神之社^{ツツ}。云々。蓋兵器祭^{ツツ}神祇^{ツツ}。始興^{ツツ}於^{ツツ}是時^{ツツ}也。始興^{ツツ}於^{ツツ}此時^{ツツ}也。とはいかゞ。既に此御世に。此楯矛のことあるものをや。神功卷に。云々。立^{ツツ}大^{ツツ}二輪社^{ツツ}。以^{ツツ}奉^{ツツ}刀矛^{ツツ}。など見えて。後々まで恒の事也。三代實錄十に。石清水八幡宮に。楯矛并御鞍を奉賜ふ告文などあるを思ふに。有か中に如此楯矛をしも。殊に重くして奉り賜ふことは。此御代の此の例の次第に傳はり來たるものなるへし。と云り。さて八枚八竿は。字のまゝに訓ずして。たゞ八箇の意に見へし。○墨坂神。墨坂のことは。神武紀に云り。大和國宇陀郡なり。記傳云。此處に祠る神は。後に何れの社と云こと分明しからず。故今考ふるに。帳に大和國宇太郡宇太水分神社。大月次とある是な

るへし。三代實錄に。貞觀元年正月奉^{ツツ}授^{ツツ}正五位下。其故は。まつ上代より嚴重く祭祀り賜ふ神の。中古に其社の絶て無るへき由なれば。必神名帳に載れる。宇陀郡十七座の内なるへきを。其中に大社は。たゞ此水分社のみなればなり。さて此社。今世下井足村と云に在て。萩原と近隣なれば。地もよく叶へり。武郷云。墨坂は萩原又龍田風神祭祠に依て思ふに。此水垣御世に。如此殊に祭り玉へる神等は。祈年の爲なりけんを。記にこのことのみあれども。彼祝詞なるとに依るに。凶年も續きしなり。凡て祈年には處々の水分神。山口神を祭給ふ例にて。祈年祭又月次祭の祝詞にも。殊に山口坐皇神等能前爾白久云々。水分坐皇神等能前爾白久。吉野宇陀都祁葛木登。御名者白豆云々。と並言へると。此に大坂神^{大坂山口神社也}と並へて。祭賜ふことを思へし。三代實錄貞觀元年九月風雨の御祈に。遣^{ツツ}使奉幣^{ツツ}四十五社の中。多くは山口神と水分神とにて。其中にも。大坂山口神。宇陀水分神も入れり。右の趣其をよく考るに。墨坂神と申すは。宇陀水分神社なる事決し。雄略卷七年云々。朕欲^{ツツ}見^{ツツ}三諸岳神之形^{ツツ}云々。或云菟田墨坂神也。と云り。○大坂神。大坂は和名抄大和國葛上郡大坂郷とある地にて。古此地より。河内國へ越る大道にあたれる山口なり。なほ此地の事は。下の地安彦の處に云り。神は帳に大和國葛下郡大坂山口神社。大月次新嘗。三代實錄貞觀元年正月奉^{ツツ}授^{ツツ}正五位下。とある是なり。葛上葛下と。郡の異なるは。下界近ければ。別には非ず。今穴蒸村と云にあり。俗に牛頭天王と云。此處穴蒸越とて。河内國石川郡に越る山道なり。○夏字。本に脱せり。今水戸本考本信友校本に據て補。○甲午。本に午を子に作る。今水戸本信友校本による。○己酉。十六日也。○祭墨坂神大坂神。龍田風神祭祝詞に。龍田爾稱辭竟奉^{ツツ}皇神乃前爾白久。志貴島爾。大八島國知志。皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止云々。

五穀物乎始豆。天下乃公民乃。作物乎。草乃片葉爾至萬豆不成。一年二年爾不在。歲真尼久傷。故爾云々。是以皇御孫命大御夢爾悟奉久。天下乃公民乃。作物乎。惡風荒水爾相都都不成傷。波。我御名波天乃御柱乃命。國乃御柱命止。御名者悟奉豆。吾前爾奉牟幣帛者云々。御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物。楯戈御馬爾御鞍具氏。品々乃幣帛備氏。武郷云。此文に楯戈の事あるにて。此御世に兵器を神に奉りしことありし。たしかなる證なり。但し赤黒の楯戈を好み玉ひしは。墨坂神大坂神なり。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。龍田能立野爾小野爾。吾宮波定奉豆云々。成幸。閑奉奉止。悟奉支。是以。皇神乃辭教悟奉處仁。宮柱定奉氏云々。記傳云。此に志貴島爾と云より。宮柱定奉氏と云まては。皆此水垣宮の御世の事なり。此祝詞を。此處に思合するに。今墨坂大坂神を。別に祭玉ふも。此龍田の類にて。年穀のためをそありける。と云り。さて記にはなほ此餘にも。又於三坂之御尾神及河瀨神。悉無遺忘。以奉幣帛也。因而役氣悉息。國家安平也。とあり。重胤云。右の祝詞なる大御夢爾悟奉久は。此九年の天皇夢有三神人。誨之曰。とある度の事なるへきなり。然るは此前文に。神等乎波。天社國社止。忘事無久遺事無久。稱辭竟奉止。思志行須乎。と有は。七年十一月に。便別祭八十萬群神。仍定天社國社及神地神戶。と有此に當れば。必此九年三月なるへきを。古事記に。定奉天神地祇之社と有て。其次に。又於三宇陀墨坂神。祭赤色楯矛。又於大坂神。祭黑色楯矛。此は水分神。山口神なる事。記傳の説に據る。又於三坂之御尾神及河瀨神。悉無遺忘。以奉幣帛也。とある。坂之御尾神。及河瀨神を祀られしは。紀に對致ふへき所なけれとも。熟思ふに。坂之御尾神は御縣神に當り。河瀨神は大忌神に

當れるは。武郷云。縣縣の堺は。必山坂なるへければ。此説よく當れり。河瀨神の大忌神ならむと云は。廣瀨川合と云に同じければ。これも叶へり。又云。川瀨神は水口神なるへし。大忌神祝詞見るへし。其御縣山口神等の。大忌神に屬て。祀られ給ふと。此風神と大忌神と。當昔より同日の祭にて。相共に預給ふことなれば。此彼より攷て。此大御夢の御諭は。此九年三月の度ならむとは。思定けるなり。と云り。

十年癸巳

十年秋七月丙戌朔己酉。詔群卿曰。導民之本。在於教化也。今既禮神祇。災害皆耗。然遠荒人等。猶不受正朔。是未習王化耳。其選群卿。遣于四方。令知朕憲。

己酉。廿四日也。○教化。續紀天平元年詔云。教賜。於毛夫氣賜。又十五年詔云。教賜比趣賜布。趣。面向也。與三背向。反對。と通證に云り。○正朔は。漢文の飾のみ。本に能利と訓るよろし。御法なり。漢籍に。王者受命必改正朔。などの文に泥むへからず。○憲字。考本信友本及釋紀とも。何れも意と作り。其方義勝れり。

九月丙戌朔甲午。以大彥命遣北陸。武渟川別遣東海。吉備津彥遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。既

而共授^ニ印綬^ニ爲^ニ將軍^ニ

甲午。九日也。○大彥命は。孝元天皇第一皇子。至此百二十歲許。と集解に云り。猶重胤説に。按ふに孝元天皇紀に。第一曰大彥命とありて。第二は開化天皇也。其二十二年に。立太子の御事有て。年十六と見えられたは。其開化天皇は。七年癸巳の降誕なり。然るに其同じ七年に。立后の御事おはしましければ。其時に生坐るに就て。儲位に昇玉へるを。大彥命は其御兄には當らせ玉へれとも。實は未天位に即玉はさりし以前の御子なるから。其長子には坐せとも。儲君には立玉はさりしなるへし。故熟考るに。大御父孝元天皇は。孝靈天皇三十六年丙子に。十九歳にて皇太子に立玉へる由見えられたは。其十八年戊子の降誕にて。即位元年丁亥には。六十歳にわたらせ玉へり。若て記水垣宮段に。武埴安彥命のことを。大彥命に。汝之庶兄とあれば。此御子を三十歳位の時と見て。其爲には弟なる大彥命を。凡四十歳許の御子と見るへし。此時皇后をも。二十歳許と見るへし。かくさて假に大彥命を。孝靈天皇五十四年甲子の程と見て計ふるに。今年は凡百五十歳計の人なるに。將軍として征伐に向はれしこと。猶盛なりし故なめり。と云れたり。○北陸は。本にクヌガノミチと訓り。又紀中。クニクムガノミチ。又クルガノミチとも訓り。いづれもクヌガの訛れるなり。また西宮記に。キタノミチ。ヤマノミチとも訓り。ヤマノミチは。東山道の訓のあやまりて入たるなり。陸の道と云事にて。海道に對へたるなり。されど此は記に。大毘古命者遣高志道とある方。上古のさまなり。なほ此事次に云。此に東海北陸

などあるは。後に出來たる名を以て。記されたる物にして。當昔の名には非し。○武淳川別。記に大毘古命之子。建沼河命者。阿倍臣等之祖とあり。淳川は。神淳名川耳尊の御名と同じかるへし。○東海。本にウメツミチとあるは。即海道^{ウミツミチ}の轉訛せるなり。然よめる處もあり。又ウヘツミチとも訓り。西宮記北山抄にも。にて。ウアヘツミチなるへし。またヒムカシノミチとも。同記に訓り。これ後の訓なるへし。記には建沼河別命者遣東方十二道云々とある。其時のさまなり。十二道は十二國を云なり。國造本紀に東方十二國とあり。此事次に記傳云。十二は何れの國々を合せたる數にか。今さたかに知かたし。されど試に云はく。伊勢^{伊賀志摩は。此國に屬へし。}尾張參河遠江駿河甲斐伊豆相摸武藏總。上總下總なり。安房は。後上總より分れたり。常陸陸奥。此國は。後には東海道には入されとも。下文に往遇于相律とあれば。此十二國見えたるを。なるへきか。倭建命段にも。東方十二道とあり。是上代の定めなりけんかし。と云り。こゝに服部元彰云。本居氏が大槩に國數を擧げて解したる。古人未發の説なり。然れとも東方十二道と云るを。獨東海道を指たる者とし。別に東山道十五國あるものゝ如く解したるは。いかゞあらん。上文の如く數へたらんには。東山道の十五國は。いかに數ふべきや。且伊豆國を數に入たるは。據ありともきこわさるのみならず。武藏も上代は東山道なりしをや。元彰按に。景行紀に。所云東山道は。後世の東海東山の二道を總稱せる者なり。武郷云。此説は非なり。東山道は山東と云に同じくもどより道の名にあらず。東海の稱は。崇神紀に始めて見ゆれとも。是時は未道の名として。命稱したるに非ず。單に東國を指たるにて。東道と云も同じ。故に古事紀には。只東方と云ふ。書紀日本武尊東征を叙せる所には。或は東國と云ひ。東夷と云て。

未曾^ズて東海と云はず。古事記にも。亦東方十二道と云ふ。若崇神の時東海の名稱あらむには。此時亦
 豈東海の語なからむや。况や其往路の由る所。東海道なるをや。崇峻紀に至て。始て東。と云れたる。ま
 山道東海道を並へ稱す。ことにさることなり。なほいはく。志摩も伊勢より分れたる國と云ることも。古書に證なければ。な
 ほ此の時の東海の數に入るへきさまなり。かにかくに。十二の數今定めては書かたし。信友か本居翁
 の説に付て。また十二國々造の。景行天皇より上代に聞えたる。人名を尋試たるも。伊勢素賀知々夫
 甲斐新治紀國造陸常などに過ぎず。其大方を知るの外なし。さて又東山道十五國のことは別に説あり。
 景行紀に云へし。さて記に。爾自^ニ東方^ニ所^レ遣建沼河別。與^ニ其父大毘古。共往^ニ遇于相津。故其地謂^ニ相
 津^一也。と云こと見えたり。○吉備津彦は。孝靈天皇皇子。彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命とあり。
 こゝも命字脱しものなるへし。さて此命を西道へ遣されしは。御弟稚武彦命と。二柱相副してなるこ
 とは。記に見えて。此事既に委く云あけり。集解に。按吉備津彦命經^ニ二朝^一始見^ニ于此紀。又見^ニ六十年紀。積^レ年百八九
 十歳。と云れしはさることなれども。疑彦五十狹芹彦命之子。而襲^ニ父名^一也。
 とあるは
 非なり。○西道は。記傳に。後に所謂山陽道を云りときこゆ。西海道までを。兼たるにはあるへから
 す。道とは國の事也。國を道と云は。朝廷より其國を治めに。人を遣すに就て云稱也。先神代に。天
 尾羽張神の言に。恐之仕奉^ラ。然於^ニ此道^一者。僕子建御雷神可遣。とあるは。天神の御使に。答白し賜
 へる言にて。此道とは葦原中國を。言向に罷^マ行^カことを云り。さて黒田宮段に。針間爲^ニ道口^一。以言^ニ向
 和吉備國^一とあり。針間を言向る國の初とするを。爲^ニ道口^一と云るなり。又丹波道主と申す王の名も。

丹波國を治めに遣され玉ひしに因て。道主とは申せるなり。上に高志道とある道も此意なり。此を紀に
 るに依て。たゞ後に云北陸道のこゝろ
 とのみ心得ては。道と云る義足はず。されは後に。東海道東山道など云名を建て。天下を總て。畿外を七道と
 分定められたるも。まづは漢國の制にならひ。且は上代より云來つる稱にも。沿玉へる物なるへし。
 と云り。なほ景行紀
 に云へり。さて此西道は。旨とは吉備國を指せるものなること。上に記を引て委く云るか如
 し。○丹波道主命は。記に日子坐王。娶^ニ近淡海之御上^一。祝^ニ以伊都玖。天之御影神之女。息長水依比賣^一。
 生子丹波比古多々須美知能宇斯王とあり。記傳云。丹波は丹波國也。多々須は立を延たるか。國造本
 紀に。稻葉國造。志賀高穴穗朝御世。彦坐王兒。彦多都彦命定^ニ賜國造^一とあるは。此王と聞ゆればな
 り。美知能宇斯は。紀に道主とある是なり。さて道主の道は國を云なり。此王の此名を負玉へるは。
 此時丹波に遣はされ。其道の主となり坐るなり。と云り。さて此命を。垂仁紀一云には。彦湯產隅王
 之御子也。とあるは異なる傳也。○遣丹波。丹波は。三丹及因幡伯耆を總たる大名なりしにやあら
 ん。記には日子坐王者。遣^ニ日波國^一。令^レ殺^ニ致賀耳之御笠^一とありて。日子坐王の事とせり。御父子の間。
 傳の異なるにはあれど。御名に就て考ふるに。此紀の方正しかるへし。發關丹後風土記と云ものには。此國を言
 向給ひしは。日子坐王のことと爲り。さ
 れど此風土記。いと疑はし
 き事多し。頗に信かたし。○印綬は。漢文の飾なり。皇國の上古に。然る物なし。此は延喜十四年渡會神主
 本系帳に。卷向玉紀宮御宇天皇御世。越國荒振兇賊阿彦在天。不^レ從^ニ皇化^一。取平仁罷止詔天。標^ニ劍賜遣^一
 支。とあるなど當昔のさまなり。こゝも必標の劍。また矛など。賜はしたるものなるへし。本にシル

シノモノとよめるはよろし。○爲將軍。職原抄に將軍之號起于此とあれども。書に始めて見えたるま
てなり。記には。詞志比宮。段に初て見えたり。此時を。將軍と云職掌を。置かれし初めそと。おもふは非なり。さて本にイ
クサノキミと訓るを。記傳に。古へのかゝる類の稱の例に依らば。イクサノウシとも云へし。と云り。
○こゝに此將軍等を。遣玉ひし事を述へし。さるはまつ記云。此之御世大毘古命者。遣高志道。其子建
沼河別命者。遣東方十二道。而令和三平其麻都漏波奴人等。又日子坐王者。遣旦波國。令殺玖賀耳之
御笠。とありて。其下文に。故大毗古命者。隨先命。而罷行高志國。爾自東方。所遣建沼河別。與其
父大毗古。共往遇于相津。故其地謂相津一也。とある。其麻都漏波奴人と云るは。いかなる者ならんと
云につけて。こゝに聊か東方十二道。また高志道。の事を云へし。まつ古代の史をつら／＼考るに。東國に
關するものは。天孫降臨の時。武甕雷命。信濃また常陸國を討平けしを以て始とす。其後神武の朝に
至りて。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。穀木所生。故
謂之結城郡。阿波忌部所居。便名安房郡云々。と云こと古語拾遺に見えたり。之を見れば。天孫降
臨の後。皇威は漸く東方に向ひて進み。遂に關東の南端に達し。百姓王化に霑ひ。産業の勃興せしを
知るへし。爾後崇神の朝に至るまで。十代の間。記せる事とはなけれども。此間に東海東山北陸の。
全く版圖になりしこと。此古事記の文にて明らけし。一は征路を北陸にとり。一は東海に向ひて進
み。其間山岳連亘たれば。往復唱應ますること。固より爲し得へからず。志かのみならず。當時地圖な

とあるへき世にしあらねは。この父子の會合。全く一時の偶然と爲すへきか。さにはあらし。おもふ
に當時京畿に於ても。今の岩代邊に至るへき地理は。大抵知られたりしかは。出發すへき際に。彼處
に往遇へき約をはなましなるへし。十代以前。神武の御世に。總房の土地開けしこと既に見えたり。
十代以後の崇神の御世まで。僅に隔りたる地の。開けざる理あるへくもあらず。年代に徴するも。五
百六十餘年に當れば。短かき月日に非ず。此間に皇位は。岩城岩代に及ひしも。彼蕃夷動もすれば。王
土に侵入し。害を我民に加るを以て。之を鎮壓せんかため。大彥命父子をして。此方向に出發せし
めしものなるへし。記に麻都漏波奴人とあるは即是なるへし。なほれもふに。神武の頃。既に東海を
戴定せしものにはあるへけれと。當時蕃夷の徒。未だ北陸及關東の北邊に據り。其勢輕侮すへきにあ
らず。故に列朝力を極めて。征服に従事するにあらざれば。中國の基礎も安固といふを得へからず。
されは朝廷は。専ら力を之に用給ひしかは。彼蕃夷も。遂に抗をること能はず。次第に其居を失ひ。遂
に奥羽に迫蹙せられしも。彼等其舊土を回復し。成るへくは王土を奪はむとの念離れず。一旦防禦の
怠りあれば。輒ち起ちて白川に出て。八州を掠略し。或は進みて。足柄箱根をも越えしものなるへ
し。右の理によりて考ふれば。此御世の四道將軍の遠征は。只領地の争亂を平くるに在て。下の十一年。四
道將軍以平戎夷之狀
奏焉。とあるを思へし。必しも未開の土地を。征服せんとの意にはあらざるへし。帝の四十八年に。皇子豐
城命を遣して。東國を鎮めしめ玉ひしも。亦蝦夷の侵掠を防かん爲めと見えたり。なほ次々の御世の

さまを通して考ふるに。此後朝廷に事とも多く。次て西海の亂ありて。東方を顧みるに遠あらしりけらし。蝦夷また關東諸國に闖入し。良民を害し。穀産を掠め。跋扈至らざる處なかりしなるへし。日本武尊の遠征は。實に之に基けり。尊路を東海に取り。相摸より上總に航し。舟路遂に日高見國に至りけり。この日高見國と云は。今の陸前桃生郡にて。式に同郡日高見神社を載たる。即其處なり。これらの事は。崇神の朝既に會津に至しこと。上に見えたる如くなれば。尊の陸前まで深入し玉ひし結果。成務の朝の國割。みな此に基きたりと云つへしかし。此は齋藤阿具と云し人の説あるに。己か説をも加へて出したるなり。

壬子。大彥命到於和珥坂上。時有少女歌之曰。一云。大彥命到山背平坂。時。道側有童女歌之曰。瀾

磨紀。異利寐胡播椰。飢飢餓鳥塢。志齊務苦。農殊末句志羅珥。比賣那素

寐殊望。一云。於朋著妬庸利。于介伽卑氏。許呂佐務苦。須羅句塢志羅珥。比賣那素寐須望。

壬子。二十七日なり。○和珥坂の事は。神武紀に云り。○到山背平坂。記には山代之幣羅坂とあり。古倭より越國へは。山城近江を経て下りしなり。さて幣良坂と云は。ここに平坂とあり。幣と比とは殊に近く通音も云類なり。或人久世郡に。那羅郷あるに依て。此平坂をナラサカと訓るはわろし。今南都より。盤若寺坂を踰て。山城國相樂郡市之坂村に出つ。其より

木津に至るまでの坂路を。七八町の程。へら坂と云と云り。さらは古は。今云奈良坂を踰て。山城に出しなりけり。後に平城の都となりて。奈良坂と云り。此は今の歌姫越にて。此と異なり。○歌之。記云。故大毘古命罷往於高志國之時。服腰裳。少女。立山代之幣羅坂。而歌曰。とあり。○瀾磨紀句異利寐胡播椰は。天皇の大御名にして。播椰は倭建命の。阿豆麻波夜と詔へると同く。此は天皇の何の御心もなく坐ますことを。危ふみ歎く辭なり。記には。古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。とあり。記傳云。古波夜は。美麻紀伊理毘古波夜。と云句の調を助け。勢をあらせむために。其詞の末を截取て。先初にかく歌ひ出たる物なり。凡て歌ふ物には。今もかゝる類多し。さて次の二句を。再重ねて歌へるは。歌ふ物の常なる中に。歎きの深切なるなり。とあり。○飢飢餓鳥塢。己之夫をなり。己は四道將軍の己なり。此にては。曰と大彥命をさす。夫は天皇を喻へて申す。天皇は四道將軍の夫君と申へきにはあらされとも。媛遊と云より。即て其媛の夫として。諷へ謠へるなり。萬葉十四に。於能我乎遠。於保爾奈於毛比曾。爾波爾多知。惠麻須我可良爾。古麻爾安布毛能乎。此初句も己之夫にて。其己は。我夫を即て。駒の主に轉し云るなり。一首の意は。汝駒よ。其汝の己か主を。蹊路にな思ひ。其主を乗せ來て。わか家の庭に立て。われを睨ます故に。其を嬉しみて。今かく汝を驚すそかし。汝の主は。即我か夫なり。いつもかくして。我を嬉ばせよとなり。○志齊務苦。將殺となり。志齊は令死にて殺すを云。○農殊末句志羅珥。將不レ知爾なり。記には此二句。奴須美斯勢牟登と。一句なり。記傳云。奴須牟とは。何事にまれ。人のゆるさぬ事を。知らるましく隠して。密に物するを云。必しも人の物を。取。ことのみにはあらず。と云り。末句は。末志。又ませ。と同語の活用にて。其云々爲むと爲

る状を云辭なり。不知を志羅珥と云は。古言にて。萬葉などにも常多し。爾は奴の活轉なるへし。と記傳には云へり。記には此句斯良爾登とあり。知らぬ事とて。又知らすに居るとの意なり。飛鳥井雅澄か萬葉古義に。萬葉三不知等妹之待乍將有の下に云。不知等妹之は。不知に妹かといふ意也。凡て不知といふ言の下にある等は。みな助辭にて。語勢を助けたるのみにて。意には關らねは捨て聞へし。四に爲便乎不知跡立而爪衝。記歌に。宇迦々波久斯良爾等とある歌を。書紀に載たるには等字なし。これあるもなきも意は同じきを知へし。と云り。此説然るへし。○比賣那素寐殊望。媛之遊爲もなり。媛之遊とは。女等の戲遊ひて。何の心もなきを。四道將軍の帝京を離れて。四方の國々へ立行むとするに喻へたるなり。さるはかゝる時に際りて。武勇の策略なきを。驚かし喻せるなり。さて其媛と云より。即て天皇を夫と對へて喻云る事。上に云るか如し。さて望は歎く辭なり。俗にママと云にあたる。記には此句なし。○一首の意は。己か仕奉る天皇命を。ひそかに殺奉らむとて。左右に窺ひ奉るものゝあるを不知に。將軍等の。宮中の守禦を離れ行くはかなさよ。さても御間城入彦尊はや。いと危く坐々かもとなり。○一云は。記傳云。右歌の志齊務若以下。三句の異か。はた飢餓餓鳥塙以下四句か。全く一首には非すと云れたれど。吉川惟足自筆本に。一云二字なくして。於明者妬庸利に。引つゞけて大字に書り。又日本紀歌解にも。引續けて一首として解れしは。穩かなるへく通えられたは。其に従ふへし。○於明者妬庸利。自大城門一なり。城戸は皇宮殿門をさすへし。記には斯理都斗用。伊由岐多賀比。麻幣都斗

用。伊由岐多賀比とあり。此句にあたり。○于介伽卑氏許呂佐務若。窺而將殺となり。○須羅句塙志羅珥。爲を不知爾なり。羅句は流の延言ながら。其形狀を言る辭なり。○比賣那素寐殊望。前に同じ。總ての意は。前の歌を折返して。聊か替へたるまでなり。

於是大彦命異之。問童女曰。汝言何辭。對曰。勿言也。唯歌耳。
 乃重詠先歌。忽不見矣。大彦命乃還。而具以狀奏。於是天皇姑倭迹々日百襲姬命。聰明叡智。能識未然。乃知其歌。惟言于天皇。是武埴安彦將謀反之表者也。吾聞武埴安彦之妻吾田媛。密來之。取倭香山土。裹領巾。祈曰。是倭國之物實。乃反之。是以知有事焉。非早圖。必後之。

大彦命異之。記には大毘古命思怪返馬云々とあり。○唯歌耳。記も同じ。記傳云。たゞ勿言とのみ答へては止すして。如此しも云るは。凡て歌は直に云常の言の比に非ず。意をこめて。物を人に喻すわざにしあれば。常の言の比に。大凡に勿聆賜ひそ。心とくめ賜へとの答なるへし。と云り。○重

詠先歌。この事記にはなし。○大彦命。本に命字脱たり。今考本信友校本に依て補ふ。○天皇姑云々。此姫命は。孝靈天皇の皇女に坐す事。上に既に由。されは崇神天皇の王姑爾坐を。天皇姑とあるは違へれば。此は孝元天皇の皇女。倭迹々姫命にてよく合り。其上大物主神の。御妻となり玉へることを記されたる處に。始には倭迹々日百襲姫命とあれども。次には三所まで。たゞ倭迹々姫命とのみあれは。日百襲二字は衍にて。孝元の皇女の。倭迹々姫命なるへし。と云る疑もあれど。此事は上にも既に云ひおけり。記傳に。父の姉妹を姑と云ひ。祖父の姉妹をば王姑と云て分るは。やゝ後のことにこそありけめ。いと上代には。何れをも同じく袁婆とそ云けん。其子孫をも凡て子と云ひ。先祖を凡て於夜と云しと同例なり。されは孝靈の皇女を。崇神の姑とあるも。違へるに非ず。と云れたり。なほ此皇女。大物主命の御妻となり玉ひしことは。其處に云へし。○惟。神功紀仁德紀の訓も同じ。萬葉集には佐登之と訓り。○言于天皇。此事記には。天皇の御自ら所看たる趣に記せり。○武埴安彦。孝元天皇の御子なり。既に由。○謀反。名例律に。八虐。一曰謀叛。註謂謀危國家。疏謂臣下將圖逆節。而有無君之心。不_レ敢指斥尊號。故託云_レ國家とあり。通鑑凡例に有_レ謀未_レ發者曰_レ謀叛。などもあり。後の名目を以て。記されたるなり。○吾田媛。地名に依れる名なるべし。式大和國宇智郡阿陀比賣神社あり。○密來は。記に依に。埴安彦山代國に住居しか故なり。○倭香山土。此山の土の事は。神武紀に委く云り。考合すへし。○領巾。本に巾の下に頭字ありて。ハシと訓り。傍注の攪入なり。今は水戸本信友校本などに無に據て削る。

集解にも。據_レ古本_レ刪去とあり。

さて領巾は。天武紀に。肩巾此云_レ比例。大神宮儀式帳に。生絹御比禮八端。須蘇長各五尺。弘二幅。

外宮儀式帳にも。生絶比禮四具。長各二尺五寸。廣隨幅。和名抄に。領巾婦人項上飭也。日本紀私記云比禮とあり。

重胤云。古書どもに據るに。比禮には定れる寸法は無くして。其度の宜に従へるなり。さて色は白きか。萬葉歌に袴領巾の白とも。細比禮の襦ども續け云りと云り。此もの事。記傳四十二にも見えたれども。なほ古書共を併考るに。比例は古の女の服具にて。白き帛類をもて。項上より肩へ嬰て。左右

の前へ垂せるものときこえたり。枕草子に。采女八人馬にのせて引出せり。青すそこの裳。くたいひれなどの。風に吹やられたる。いとをかし。と云へるをも。思合まへし。天武紀十一年二月詔に。膳夫采女等之手櫛肩巾並莫服と。並記されたるを思ふに。當時までは。膳夫は手櫛。采女は肩巾を禮服として。嬰る御定なりしこと知られたり。然るに續紀慶雲二年四月下に。先是諸國采女肩巾田。依

令停_レ之。至是復_レ舊。とみえたり。此時膳夫の手櫛も。舊に復されたり。けんを。紀には漏されたるなるへし。さて女の比例は。もと御膳など奉る時に。項に嬰をりて。塵など除る具なるか。自ら飭の如く。禮服にもなれるなるへし。こまに見えたるをば。ひめ。欽明紀。から國

の城の上にてちて。大葉子は。比例振らすも。萬葉五。まつらかた佐用媛の子か。比例ふりし。又は葉つむ。あまをどめらかうなさせる。領巾もてるかに云々。などもみえたり。なへて女の服なりしことを知るへし。縫殿式年中御服中宮料に。領巾四條料。紗三丈六尺。條別とあり。九尺。中宮の御料には。あるまじきものゝ如くなれど。なへて女人の服なれば。備置玉ふなるへし。神祇官年中行事。貞應三年の下の。女王裝束領巾。又二所大神宮の儀式帳に載たる。

御裝束の中にも比禮あり。此はなへて。女人の具を奉らるゝ例なればなるへし。さて名つけたる意は。魚の鱗なども同じく。其さまのひらめきたるより。起れる名なるへし。記傳の振手の説は信かた

し。さて領巾は。いと長きものなれば。其端つ方に。曇めるよしなり。其意を得て。舊く訓つけしものと見えたり。○祈日は。呪詛トコヒの辭なり。○物實は。重胤云。神武紀に。天香山の土を取れと。天神の訓玉へるは。天石窟の時の故事を。擬行イミヒしめ奉れるものなり。若て此は其とは別なれとも。事の状を按ふに。其天香山はしも。皇御孫命の。大宮敷坐む大倭國の鎮めとして。天神の神降し玉へる御山になん有ければ。其土をしも。倭國の物實と云て。呪詛カシり取なんには。自然稜威の衰へ御在し坐む事を。謀れるなり。然るにても。此山の天降著て。其倭ヤマト域内に在るは。少縁の故由とは所見さるなり。物實と云は。瑞珠盟約章に見えたる。物根モノネの事にして。即物と成へき。其種子を云也。今武埴安彦が謀れるも。天香山の土を種子として。終に國土の全を得むとの。呪詛カシなりける者なり。とあり。○乃反之。乃を本に則に作る。今水戸本信友校本に據る。集解にも。古本に據て改めたり。さて反は山城國へ返れるなり。

於是更留ニ諸將軍ヲ而議之ヲ。未幾時。武埴安彦與妻吾田媛謀反逆興ニ師。忽至ニ。各分ク道ヲ。而夫從ニ山背ヲ。婦從ニ大坂ヲ。共入欲襲ニ帝京ヲ。時天皇遣ニ五十狹芹彦命ヲ。擊ニ吾田媛之師ヲ。即遮ニ於大坂ヲ。皆大破之ヲ。殺ニ吾田媛ヲ。悉斬ニ其軍卒ヲ。

留諸將軍は。四道に遣す將軍等なり。○大坂は。大和國葛上郡の郷名なり。此道は。記玉垣宮段オホに大坂戸。明宮段に大坂道中。若櫻宮段に。天皇難波宮より。倭に幸す處に。到ニ大坂山口ノ之時云々を見え。天武紀に。聞ニ近江軍至リ。自ニ大坂道ヲ云々。將軍吹負フクヒ既定ニ倭地ヲ。便越ニ大坂ヲ往ニ難波ヲ。などもあり。萬葉十に。大坂を吾越來者フタカミ二上ニ。黃葉流モミチハナガる志具禮零都々ヲ。とよめり。記に大坂戸とあるも。河内國より大坂山カサ口とあるは。河内の方より上る口なり。孝徳天皇の大坂磯長陵も。河内ノ石川郡にて。此山の西面なり。此道は。古へはむねと往來し大道なりしを。今はさはかりの大道にはあらず。穴蒸越アナムシと云て。葛下郡穴蒸村と云より。河内國古市郡飛鳥村に到り。古市などを経て。難波の方に通ふ道なり。其穴蒸村に並ひて。逢坂村と云あるは。大坂なるへきを。後世にはオホとアフと。一に唱るから。誤て逢字を書なるへし。と云り。○帝京は。瑞籬宮にて。城上郡也。○五十狹芹彦命は。吉備津彦命に坐り。されと記傳にも云る如く。此段の記しさま。他人の如くに通えていかはし。○殺吾田媛云々。この一段記には脱れたり。

崇神天皇
十年九月

日本書紀通釋卷之二十七

飯田武郷謹撰

復遣大彥與和珥臣遠祖彥國尊。向山背擊埴安彥。爰以忌登鎮坐於
和珥武錄坂上。則率精兵進登那羅山而軍之。時官軍屯聚而躡草
木。因以號其山曰那羅山。躡草。此云更避那羅山而進到輪韓河。與
埴安彥挾河屯之。各相挑焉。故時人改號其河曰挑河。今謂泉河訛
也。

大彥の下。命字脱したるなるへし。さて記には。大毘古命。更還參上。請於天皇。時。天皇答詔之。此者
爲。在山代國。我之庶兄建波邇安王起邪心之表耳。伯父興軍。宜行。即副九邇臣之祖日子國夫玖命。
而遣時。とあり。伯父は大毘古命を指て詔ふなり。此は眞の御伯父には非ねども。實には大御
の齡の列なる人を。崇め親みて云稱と聞ゆ。今俗言にも。常に云ことなりと。記傳に云り。○彥國尊。

記傳云。名義國平クニムラにやあらむ。牟と夫とは通ふ例多し。さて此氏に彦國、姥津命など。彦國と云。此人。姓氏錄。連條。天帶

彦國押人命四世孫。彦國昔命とも。又眞野臣。和瀨部。粟田朝臣などの條。天足彦國押人命三世孫。彦國昔命とも見えたり。

四世三世。何れか正しからむ。伊邪河宮段に出たる。日子國意禰都命の子か。若は孫なるへし。武郷云。此紀には彦姥津命とあり。此命姓氏錄。天足彦國押人命の孫とあり。又羽束首條には兒とあり。此は孫とある方正しかるへし。とるは彦國押人命より三世とあるに符ひ。また國押人命を一世に數ふれば。四世とあるにも合へばなり。垂仁卷にも。和珥臣遠祖彦國昔と見え。國造本紀にも。和邇臣彦訓服命と見えたり。とあり。○忌盆は。神武紀に嚴盆とあると同じく。

神祭りに用る器にて。齋忌て物さる故の名なり。倭姬命世記に。采女忍比賣我作之。天八十枚加持而。

伊波比戸爾仕奉支。とあるを見れば。一種の器の名には非ま。凡て神祭に供物を盛るを以て。盆をも

伊波比盆と稱さるなり。○和邇武鏝坂。記には丸邇坂とあり。此地の事は。神武紀に云り。武鏝坂

は。大和志に。添上郡全鈕丘タカスキ在二樸本村とあれと。詳ならず。さて此地は。磯城の京より。山城へ

行に。此坂を越る道次なり。○鎮坐。記に居忌盆とあり。黒田官段にも。針間氷河。之前居忌盆一而とあり。記傳云。居とは地を

掘て。下方をや埋みて置を云。萬葉歌に穿居ホリスエとある是なり。今時も土中より。上代の瓦器を。ほり出ること。をりふなり。○武郷云。此記傳の説は。萬葉歌に泥ヌまれしなり。世記に八十平加を。伊波比戸爾仕奉とあれば。必底圍き器に限れる名にはあ

るへからず。故次に引く萬葉歌には。床邊に居とさへあり。床の邊は地を掘へきにあらず。一種の器にあらざることを。此にて諒るへし。萬

葉三に。齋戸乎忌穿居。又齋忌戸乎前坐置而。十七に。伊波比倍須惠都安我登許能幣爾。二十に。

伊波比倍乎。等許幣爾須惠豆。などよめり。さて軍の首途の處に。此行事のあるは。凡て國言向に立

道口にして。必爲る行事にて。ゆくさき平安マサキクて。言向竟むフヘことを。鎮マサキクひ祈るなるへし。材を伐に入むとす。る時に。山口祭を

行ふか。さて其をたゞ。居忌盆而とのみ云て。神を祭るとも何とも云はざるは。古へ神を祭りて祈る

ことを。忌盆居とそ云けむ。彼萬葉十七なる歌に。伊波比倍須惠都。と云るなど。明らかにならぬ。書紀はいつこも。然るは祭

祀の具はしも種々あるか中に。取分て此物を居るをしも。其行事とさるは。上代の禮典にして。深き

理あることなるへし。中古よりこなた。かゝる儀式。の絶廢たるは。いと歎かばし。と云れたるは。さる事ながら。深き理あることにはあら

し。居忌盆と云る一事に。神を齋祭することを押こめて。云習はせる上代の雅言なるへし。萬葉の歌

も。さるさまに通えたるをや。○那羅山。那良は大和國添上郡なり。此地は。元明天皇の御世和銅三年

より。桓武天皇延暦三年までの。皇京の地なること申せも更なり。紀記萬葉等の歌にも。あまた見えたり。

那羅山は。記玉垣宮段に。那良戸ナヲト。那良山を越て。倭高津宮段に。那良山口。萬葉に。寧樂の手祭爾云

々。また寧樂山越而云々などあり。上代より今に至るまで。山城より倭國に出入大道なり。さて其那羅山は。今郡

山街道といひ。歌姫越と云る。これ古昔の那羅山にて。萬葉などによめる。みな其處なり。されと右に云る所は。平城宮以後の奈良山なる

か。ここに所云は。大和志に在。奈良坂村と云れしか如く。今云奈良坂即般若寺坂の事なり。さるは此御世の都は。城上郡にて。夫より添

上郡和珥坂を踰え。春日を行去りて。平坂にかゝりて。山城には到れるなれば。平城宮の比の大道 ○輪韓河。山城志に。相樂郡

と異なり。名義は。此時官軍の草木を踏阻けるより起れる事は。次に見えたるか如くなるへし。

木津川。本名輪韓川。又挑川。又泉川とあり。○與埴安彦。本に與字脱たり。信友校本並河本に依る。

さて埴上考本に武字あり。○挾河云々。挾を本に狹に誤れり。今改む。記に各中二挾河。而對立相挑。

とあり。記傳云。挑は彼を動かさ意にて。其より争ふ意にも轉れり。此は互に誘動かして。戦はむと

いさみ進むを云なり。と云り。○今謂泉河。記云。故號二其地。謂二伊杼美。今謂二伊豆美也。とあり。

○日本書紀通釋卷之二十七

千三百八十九

和名抄に。山城國相樂郡水泉以豆美郷これなり。續紀三十には出水郷とあり。萬葉に。泉之里。泉之追馬喚犬などあり。河は即木津川也雜式に。凡山城國泉河樺カハサ井渡瀬者云々。萬葉を始め。此川の歌いと多し。

埴安彦望之間彦國葺曰。何由矣。汝興師來耶。對曰。汝逆天無道。欲傾王室。故舉義兵討汝逆。是天皇之命也。於是各爭先射。武埴安彦先射。彦國葺不得中。後彦國葺射埴安彦。中冑而殺焉。其軍衆脅退。則追破於河北。而斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振苑。亦其卒怖走。屎漏于禪。乃脫甲而逃之。知不得免。叩頭曰我君。故時人號其脫甲處曰伽和羅禪。屎漏之處曰屎禪。今謂樟葉訛也。又號叩頭之處曰我君。叩頭。此云。廻務。

埴安彦。考本に埴上武字あり。何由矣の矣字。衍かと云る説あれども。ありて妨なし。かゝる例。仁德紀に。何置矣。私事將及于社稷。などあり。○逆天は。漢意にて。上古のさまにあらず。コトワ

リニソムキなど訓へし。○討汝逆。本に討の上欲字あり。今信友校本に一本无とあるに據る。集解にも傍訓撰入と削られたり。○各爭先射。記云。爾日子國夫玖命。乞云其廂人先忌矢可彈云々。記傳云。此は彼方此方の軍間近く相對して。戦はむとする初に。互に先一矢を射交す式なり。其は物の初なれば。殊に重みして齋慎み。神にも祈禱て發つ故に。忌矢とは云なり。後世にも。矢合せと云儀のあるは。此式の遺れるなり。と云り。爭先射とあるも同じ事なるへし。○脅退。萬葉に虎可吼登。諸人之脅流麻低爾。字鏡に。憚今作脅怯也。於此也須。とあり。物語書どもにも多き語なり。記云。故其軍悉破而逃散云々。○河北は。泉川を渡りて。彼方の如きこゆれと。羽振苑は河の此方なれば。なほ此は。河をは未だ渡らざる。此方の岸なめり。さらは此事は。上の挾河云々と。一連の如くにも聞ゆめれと。然には非らず。彼とは異處にて。ありしことにて。又別に一なり。猶次にも云へり。○屍骨多溢。萬葉十四。久爾波布利禰爾多都久毛乎云々。古義云。契沖か。國溢にて國に滿るなり。と云る其意にて。國に滿溢れて峯に立由なり。崇神紀に。斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振苑。羽振苑といふは。溢苑といふ義なるへし。これを古事記には。斬波布利其軍物を切分つやうのことを。波布流といへば。溢と屠とは。言は同じくても。より異意なり。これ記と紀と。その名の起れる由縁の傳の異なるか故なり。十八に。射水河雪消溢而逝水能伊夜末思爾乃未云々。又波夫流といふことあり。別言なり。混ふへからず。其は放ち棄置る意の言なり。溢のフは清音。放は濁音なり。又扇といふことあり。○羽振苑は。記傳云。和名抄に山城國相樂郡祝園。波布郷あり。是なり。曾乃郷あり。是なり。理を省きて呼ぶは。中昔よりのことなるへし。祝字を書るには。本ははふりそのなること明し。さて祝園村。祝園とは別なるか。同さか。よく考へし。と云り。○屎漏云

るなり。さて書紀の我君は。本にアギミと訓を付たるに依て。此和伎なることを。古來知れる人なし。古語に味きか故なり。と云り。○叩頭此云廻務。の訓注。信友校本には。曰。伽和羅の下に入たり。されと本の方勝るへし。

是後倭迹々百襲姫命。爲大物主神之妻。然其神常晝不見而夜來矣。倭迹々姫命語。夫曰。君常晝不見者。分明不得視。其尊顏願暫留之。明旦仰欲觀美麗之威儀。大神對曰。言理灼然。吾明旦入汝櫛笥而居。願無驚吾形。爰倭迹々姫命心裏密異之。待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇。其長大如衣紐。則驚之叫啼。時大神有耻。忽化人形。謂其妻曰。汝不忍令羞吾。吾還令羞汝。仍踐大虛。登于御諸山。爰倭迹々姫命仰見。而悔之急居。急居。此云。菟岐子。則箸撞陰而薨。乃葬於大市。故時人號其墓。謂箸墓也。

此一段は。記の三輪山の故事。また丹塗矢の記事。姓氏錄なる大神朝臣の事實ともに。相類たる事多し。みな此大神に係たるは。一事の二になれるもあるへく。二を一に語傳へたるもありぬへけれと。

共に上古よりの傳説なれば。今何れを何とも辨まへかたし。又其餘の書ともにも。似たる故事を記せる。彼此あり。因に此に記し出るもあるへし。相合せて見へし。○爲大物主神之妻。本に倭迹々日百襲姫命爲大物主神之妻。と訓るは誤也。其は百襲姫命を以て。帝より神の妻と爲玉ふ事と。見誤りたるものなり。さる義には非ず。さて此事を。萬葉注釋に見えたる。土佐國風土記に。倭迹々媛皇女。爲大三輪大神婦。毎夜有二壯士。密來曉歸。皇女思奇。以綜麻貫針。及壯士之曉去也。以針貫欄。及旦也。看之。唯有三輪遺器者。故時人稱爲三輪村。社名亦然。とあるは。此の故事を。記の活玉依毘賣の事に。混したるなり。此は決く誤なり。記の故事は下に引へし。○倭迹々姫命。此より以下二處まで。かく見えたるは。百襲姫と申すへきを略きたるなり。これを孝元天皇の皇女の。倭迹迹姫命と見るは非なり。また百襲姫命は。此御世には百歳に多く餘り給ふへければ。大物主神の御妻と爲坐けん事。似つかはしからず。なほ彼孝元天皇の皇女なるへし。と云るもありぬへけれと。凡て上代の事は。年紀を以云ときは。此と彼と合はざる事常なれば。必しも其を執へて。深く疑ふへきに非ず。此事は記傳にも既に辨られたり。なほいは。神の御妻とさへ爲坐媛皇女にませば。いかに老給へり。とて。人間の心を以て。かにかくに論ふへきにあらすかし。○夫を。本にセナと訓るもさることなれど。萬葉の歌にも見。なほ此は記者の語なれば。たゞ勢と訓てありぬへくおほゆ。ナセと訓る。また比古遅と。えて古言なり。も訓へし。これも夫を云ふ古言なり。比古は男を云。遅は稱名なり。記に見えたり。○仰字。集解に傍訓攬入として刪れり。此は實に然るへし。されと本のまゝにてあるなり。○櫛笥は。櫛を容るる笥

なり。筥は總て物を容る器の名なり。歌などに玉櫛筥とよめり。○心裏密異。信友校本に。裏字一本
 无とあり。集解にも傍訓攙入として刪られたり。○小蛇。本にコヲロチと訓れたれど。コといふ言
 かくあらむ。小字に泥みたる訓なめり。さて袁呂智と云ば。やく大なるを云へければ。記傳に其こくは衣紐ばかりと
 あれば。いと小き蛇なるに。叶ひかたからむか。さらば幣美と訓てありぬへし。ヘミは小なるをいふ。○長大は。
 二字をオホキサと記傳に訓れたる宜し。○衣紐。本に紐を細に誤る。今集解信友校本に従て改む。
 下紐は上帶に對へて。衣の裏紐の義なり。歌などに多くよめり。○叫字。或は叫に作る。紀中通用せ
 れは。何れにても有へし。汝不_レ忍云々。忍とは驚く心を押して。堪_レ忍るを云。不_レ忍とは堪_レ忍へかねて。
 叫啼玉ひしを云なり。さて此御語は。神代紀に。伊弉册尊の夫神に謂へる御言に。汝已見_三我情。我復
 見_三汝情。時伊弉諾尊亦慙焉。とあるにいとよく似たり。○吾還令差汝。吉川本此五字なし。○踐をホ
 ミと訓るは。景行紀に踏石ホミシなど例あり。神代紀にも。熊野忍踏命などあり。借○御諸山は。三輪山なるよし。
 既に云り。さて御諸山に登ますとあるにて。大物主神と云事の知られたるか。はたこれより前に。御
 名告ありしにもあるへし。然るを集解に。按雄略天皇七年紀。登_三諸岳。捉_三取大蛇。由_レ此觀_レ之。三諸幽鬱深峻。大蛇爲_レ居。以_三大物主大神宮社所在處。時人化_三其蛇。爲_三大神。乃謂_三大神化_レ蛇。蛇禍之事以_レ誣_三大神也。といひて。之を肥前風土記なる。弟日姫子か。蛇禍に遭ひし事など。一に論へる。神の道をも知らぬ論ひとはいひながら。あまりにあさましき言なりかし。○仰見。集解に。仰下原有_三見字。古本無。とあり。されど此字ある方まさりたるへし。○急居。記傳云。注に此云_三菟岐子とあるは。言のすわりたる方
 を以て。注せるものなり。活かしては菟岐章ともよむへし。即中古の物語文などに。都伊_{ツイ}章_{チヤウ}賜_ミな

と云るは。此言なり。と云り。言の意は。通證に。都伎突也。于_ツ與_ヲ爲_レ通_ス。居也。平家談都伊_{ツイ}居_キ。郢曲都_{イタツ}
 伊_ツ立。伊與_レ伎同韻通。急居急起如_三衝突之狀。故云。とあるはさる言ならんか。今昔物語二十九に。檢
 非違使をみて。突_{ツキ}居たる氣色の恠かりければ。また男房に突居て云々。なともあり。源平盛衰記四十
 に。其後中將つき立て。正面の東づまを立めぐり。うしろの方を見たまへは云々。中將は重此つき立
 即此と同じかるへし。さて急居は。急き居坐むとするに。譬を突玉へるなり。○箸。通證に。古者箸
 皆用_レ竹。見_三延喜式。姓氏錄等。箸與_レ橋訓義同。彼此相通之名。とあり。○撞陰云々。撞本に撞に作る。
 信友校本及釋紀集解に依て改むへし。さて此は記_神に。天衣織女見驚而。於_レ接衝_三陰上_二而死。とあ
 る類なり。記傳云。此菟坐しは。他時の事にそありけん。然思はる_レ所以は。箸は物食時にこそ用る
 物なれ。此菟坐しは。夜の明るを待て。櫛筥を開て見賜へるをりにて。物食_{キコシ}す時に非れば。箸を持
 賜へるへき由なければなり。と疑はれしは。さる言なれ共。上代の事なれば。必異時の事なりとも定
 めかたし。○大市は。大和志。城上郡大市郷已廢。箸中村存。とあり。此地の事既にも云るか。なほ南
 都大乘院寺社雜事記と云書に。長祿二年四月條に。大市庄公事物事。百姓等於申_三入子細_二之間。不_レ可
 叶旨。仰切了。此子細昨日奉行申入之也。とあるを見れば。其頃までも。大市と云し事知られたり。○
 箸墓は。記傳に。天武紀に箸陵とみゆ。其地を今も箸中村と云て。御墓も大道の西つらに。甚大なる
 冢山にて存なり。箸中_{ハシナカ}は箸_{ハシ}之墓_{ハカ}の約りたる名と聞ゆ。とあり。集解にも。管至_三于大和。經_三柳本村。過_三箸中村。道
右有_三圓形之丘。相傳曰_三箸墓。無_三長樹。荆楚成_レ林

耳とあり。

是墓者日也人作。夜也神作。故運大坂山石而造。則自山至于墓。人民相踵以手遞傳而運焉。時人歌之曰。飢朋佐介珥。菟藝廼煩例屢。伊辭務邏塢。多誤辭珥固佐摩。固辭介氏務介茂。

夜也神作。御墓をしも。神の作り給ふは。大物主神の御妻の御墓なるか故に。其從へ給ふ神等の役ちて。仕奉給へるなりけらし。○大坂山。既に出。○手遞傳の事は。歌の下に云り。爾雅遞送也。增韻傳遞驛遞。播磨風土記。楫保郡上岡里條に。立野。所以號立野者。昔云々連立人衆。運傳上川磯。作墓山。故號立野。似たる事なり。又同國明石郡に。今千壺と云塚山あり。此は神功皇后の韓國を征ちて歸り玉ひし時。廣坂忍熊王の。皇后を待取むとして。仲哀天皇の御陵を作ると云なして。淡路島の石を運びて。築たる塚なりと云傳へたり。この事此紀に見えたり其山のさまを見るに。陵の形ちして。瓶をあまた穿居たるか。今も壞残りてあり。其石いとも小きものにて。四五寸より大なるは見えず。人民の手遞傳にはこひしものと見えたり。仲哀天皇の御陵と云事は。詳かならねと。上古にかゝる塚山を。小石以て築たるものは見えたり。されは此の考證とはなりぬへし。○菟藝廼煩例屢。本に例を側に訛る。今釋紀中臣本熱田

本等に據て改む。通證に所踵登也とあり。守部云。此句上下の連きにては。石の繼所登を云か如くなれと。前文に。自山至于墓。人民相踵以手遞傳而運。とあるに合するに。人民の踵所登。其坂の石群をと。古人はとりしなるへし。と云り。さもあるへし。○伊辭務邏塢。多誤辭珥固佐摩。摩本に糜に訛る。今釋紀及吉川本に據る。釋紀三條西本には糜とあり。石群を手越に越者なり。守部云。手越とは今世の言に。手くりとも。手とりとも云意にて。大坂より大市まで。數萬の人々の。手くり遞傳て運ふを云り。とあり。伊辭務邏と伊波務邏との差別は。神代紀に云り。延喜木工寮式云。車載舊材。積三萬寸云々。大坂石積七千九百二十寸。小石九千寸。讀岐石積六千三百寸。小石七千三百寸云々。各載一兩。など云事見えたり。○固辭介氏務介茂。將越勝歟なり。或人云。介茂は後世の可波の意なり。さて介豆はしかあらむと思ふことの。得堪すして。しかし難きをいふ辭なり。萬葉集に多く勝字を充たり。本居翁説に。勝は消難行難などの難と同じくして。難き意なり。又加泥と云も通ひて聞ゆ。と云れたるか如く。こゝには運難からんかは。と云意になるなり。さてかく云るは。葛上郡なる大坂より。城上郡なる大市まで。其行程の遙かなると。又其あまたの石を運ぶ事の。容易からぬに付ていへるなり。一首の意は。世に希見き御墓なれば。我もくくと。助に來る人の。かくもあまた集ふものか。其道は遠く輒からぬわさなれと。此八萬の人の手くりにせは。いかにかの坂の石多からんとも。運ひ難からめやはとなり。と云り。

冬十月乙卯朔。詔群臣曰。今返者悉伏誅。畿内無事。唯海外荒俗。騷動未止。其四道將軍等。今忽發之。丙子將軍等共發路。

返者。中臣本吉川本信友校本等反に作る。集解にも然。されど。龜相記にも謀反に返字を書り。されはこ
も誤にはあらず。二字古書には通し用たり。○海外荒俗。記傳云。此に海外とあるはいかゞ。四道
みな海外にはあらず。と云り。さる事なり。畿内に對へて畿外の意に見るへし。されは訓も記傳によりて。ヨモノクニノアラフルヒト
ハ、モなど。○騷動。景行紀に騷動。喧譁。舒明紀に證を。推古紀勿諠言。舒明などもあり。此紀の訓に
は。かくあまた見えたれとも。他に未見當らず。此は登與牟と云言を。かくも活用せしものと見ゆ。
○忽發。忽字。信友校本通證一本ともに急に作る。其方そまざりたるへき。仁德紀 ○丙子。二十二日
也。○共發路。記云。故大毘古命者。隨先命而罷行高志國。爾自東方。所遣建沼河別。與其父大毘
古。共往。過于相津。云々。とのみありて。四道將軍の事は。こゝには漏されたり。

十一年夏四月壬子朔己卯。四道將軍以下平戎夷之狀奏焉。是歲異俗多歸國內安寧。

十一年甲午

己卯。二十八日也。○平戎夷之狀奏。記云。是以各和。平所遣之國。政而覆奏。とあり。此は記傳にも
云れたる如く。四道將軍此月同日に復命とある。少しいかゞなり。○異俗多歸。異國人の參來しこと
は。此までもありぬへけれど。此は前年大物主神の御諭に。以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平
矣。亦有海外之國。自當歸伏。と詔へる其驗ありて。多に歸化せしなり。此事史書に見えたるは。姓
氏錄左京皇別吉田連の譜に。崇神天皇御代。任那國奏曰。臣國東北三已汝地。上已汝。中已汝。下已汝。地方二百里。土
地人民亦富饒。與新羅國相爭。已汝地は。龜體天皇七年に。六月百濟國別奏。伴 彼此不能攝治。兵戈相尋。民不
聊生。臣請將軍。令治此地。即爲貴國之部也。天皇大悅。勅群卿。令奏應遣之人。卿等奏曰。彥國
菴命孫。鹽乘津彥命。頭上有贅三岐。如松樹。其長五寸。力過衆人。性亦勇悍也。天皇令鹽乘
津彥命。遣奉勅而鎮守。彼俗稱宰爲吉。此吉はキチと訓へし。本は吉師にて。彼國の官名より出たるなるへし。故謂其苗裔爲吉氏。云々。神
龜元年賜吉田連姓。云々。と見えたる。此紀には漏されたと。必此に異俗多歸とあれは。此年頃の事
なるへき事は疑なし。なほ次の十二年の下に。異俗重譯來。海外既歸化。とあるをも思ふへし。さる
は此より後。六十五年紀に。七月任那國遣蘇那曷叱知。令朝貢。云々。とあるは。かの宰を置れたる
より後の事なるは。よく事情を考て知へし。

十二年春三月丁丑朔丁亥。詔曰。朕初承天位。獲保宗廟。明有所蔽。

十二年乙未

德不能綏。是以陰陽謬錯。寒暑失序。疫病多起。百姓蒙災。然今解罪改過。敦禮神祇。亦垂教而綏。荒俗。舉兵以討不服。是以官無廢事。下無逸民。教化流行。衆庶樂業。異俗重譯來。海外既歸。化宜當此時。更校人民。令知長幼之次第。及課役之先後焉。

丁亥。十一日。○詔曰。本に日字脱たるを。信友校本に據る。集解にも補はれたり。○天位は。高御座ノツキテと訓へし。本の訓にては言足らず。○宗廟。本にクニイへ顯宗紀と訓めれども。アメノシタと訓へし。○重譯。記序に。重譯之貢云々。言語の通えぬ遠き國々なるか故に。譯を重ねるなり。通證に。乎佐本韓國方言。欽明紀所謂曰佐是也。とあり。○更校人民。更とは。此まで調役の事もありしなれども。上代のまゝにて。いとオホも朴らかに。其制も具はらさりしかは。此時に當りて。人民を校へ。更めて調役の法を立給はむとなり。校とは戸別の人員を改め。土地田數を量りて。其高に應へて。役を充るつもりなどの事なり。○令知。本令を合に誤る。今考本に據る。○長幼之次第は。或説に。子等數多持る中にも。壯年幼弱の差別を立つるなり。と云へれといか。此は按ふに。令制に正丁次丁中男の差別ありて。正丁とは。男の年二十一より六十までなるを云。次丁とは。六十よ

り六十五までなるを云。殘疾病ある者とを云。中男は。十七より二十までなるを云ふ。さて賦役令に依るに。正丁一人に。絹繩八尺五寸。六丁成疋云々。次丁二人中男四人。並准正丁一人云々。など云事ありて。年度に就て。調物の次第あり。故今其を定玉ふなるへし。さるは令の如く。細かにこそあらねども。次丁と云るは。令よりオホ男の年十五六より。二十頃までを幼と定め。二十一頃より六十頃までを長と定めて。其差に依て。調物を出さしめ。課役にも使ひ玉ひしものなるへし。○課役之先後。先後と云事心得かたきを。或注に。萬事公役の勤方。一番二番を分つことなり。と云るはさもあらむか。さらは豫て番號を定めおきて。一番は後にとやうに。役ふ序次を知らしめ。且つ年内に何日とやうに。其日數をも定められしなるへし。令の制にも。さるさまなることは見えたり。なほ課役の事は。次にいふし。

秋九月甲戌朔己丑。始校人民。更科調役。此謂男之弓弭調。女之手末調也。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

甲戌朔。本に甲辰とあるは誤れり。今集解信友校本に據る。○己丑。十六日なり。○始の事は次に云。

○調役は。調と役となり。本にツキエ。ミツキエダチと訓へし。記傳云。調は美都岐と訓む。遠飛鳥宮の段には。御調と書り。書紀に調又賦など。みな美都岐母能と訓。苞直をも然訓り。敏達紀に調物ともあり。朝貢また脩貢職一などを。美都岐多豆麻都流と訓り。さて美都岐といふ名義は。美は御。都岐は都具を體言になしたるにて。御供給なり。給は相足也とも。供也とも。備也とも注せり。此字常には。タマフと訓て。上より下に賜ふ事のみと心得めれど。然のみにあらず。されは俗言に。人に物を看給と云都具と同言にて。都具は續くる意なれば。御調と云は。公に用玉ふ諸の物を。下より供給奉る意の名なり。美を省て。都岐とのみも云ること。次に引萬葉十八の歌にも。萬調とよみ。此の訓にも見え。拾遺集に調絹を。月の衣に云かけてよめる歌もあり。さて朝廷に貢る物は。諸物みな美都岐にて。田租も美都岐の内なれとも。常には田租の外に貢る種々物を。美都岐とは云り。此も然なり。さて字に調庸賦貢などありて。其別まさらばし。其大形を云は。次に云が如し。庸は役に。赴者。赴ざれば。其日數にかなへて。代に物を輸るを云。令の御制に。一日の代布二尺六寸つなり。庸布と云物は是なり。賦はかゝる類の事を。凡て云名なり。別に一あるには非ず。貢は賦と同意なり。さて上代の調の御制は如何ありけむ。細なる事は知りかたし。孝徳紀に。大化二年正月甲子朔。宣改新之詔。曰云々。其四曰。罷舊賦役。而行田之調。凡絹繩絲綿。並隨郷土所出。田一町絹一丈絶二丈布四丈。絲綿約屯。諸處不見。別收戸別之調。一戸貴布一丈二尺。凡調副物。鹽糞亦隨郷土所出云々。右文を略きて引り。本書を考ふへし。秋八月庚申朔癸酉詔曰。凡調賦者可收男身調。此は正月に定められたる。田之調戸別の調を改めて。男身調に定められたるなるへし。さて賦役令に。凡調絹繩絲綿布。並隨郷土所出。正丁一人絹繩八尺五寸。六丁成疋。絲八兩。綿一斤。布二丈六尺。並二丁成絢屯端。若輸雜物者云々。次丁二人。中男四人。並准正丁一人。其調副物正丁一人云々。京及畿内皆正丁一人。調布一丈三尺。次丁二人。中男四人。各同一正丁。一右の種々物を。一人別に皆輸

には非ず。或は絹或は布。何にまれ。其土地より出る物を。一色つと輸なり。雜物副物も然なり。さて諸國の調の色目は。主計式に委見えたり。なほ調の事。賦役令民部式主計式などに委見えたり。考見へし。とあり。さて役は賦役令に。凡正丁歳役十日。次丁二人同一正丁。とあり。なほ委しき事は。令を見て知るへし。延陀知は。役立なり。延は役の音には非ず。本よりの古言なり。延は言義詳ならず。陀知は。民の其事に發赴くを云。○男之弓弭調。本に弓字なし。今信友校本集解本及古語拾遺に據る。次の手末調に對へて。必あるへき字なり。記には弓端とあり。記傳云。此に弓端之調と云は。弓以て射獲たる獸の肉。又其皮などの類を貢ると云り。上代には。常に獸肉を食し。又其皮を衣袴などにせしことも多かりし故に。其を主として如此は云るなり。彼仁徳紀の。佐伯部が菟野の鹿を。苞直に獻りしことなど思ひ合すべし。又古語拾遺に。此男弭之調女手末之調の事を記して。今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等。此縁也。と云り。然るに。令式のところに至りては。凡て獸を用はれしこと。やと稱なりと見えて。調の雜物の中にも。然る物は見えす。副物の中に。猪脂三合。鹿角一合五勺。鹿角一頭。鳥羽一隻。また諸國の貢獻物の中に。皮革羽毛など見えたるのみなり。主計式には。大鹿皮一張。小鹿皮二張。鹿猪脂。鹿猪脂。猪膏。鹿猪綿革など見えたり。但男の調。上代にも弓を以て獲る物のみには限らざりけむとも。女の手末と云に對へて。かく云るは。言の文なり。と云り。○女之手末調。多奈須惠の事は。神代紀に云り。記傳云。手末之調は。女の手して造れる物にて。絹布などの類を貢るを云り。姓氏錄に。調首。百濟國努理使主之後也云々。弘計天皇御世。蓋織。調首之。仍賜調首姓。凡て手してすること。手末と云。雄略紀に手末才伎とあるも。手さきにて物を造る工匠を云り。さて右の孝徳紀及令に依れば。調を貢るは男のみこそあれ。女は貢ることなれども。女の手して造れる物を。女の調とは云るか。神功紀に。新羅王が毎年貢男女之調と白せるも。然聞ゆればなり。此は新羅王の貢る調にて。彼國の女の貢るには非ればなり。れど。又男のみ貢るは。後の御制にて。凡て孝徳御世。又令などの制は。多く漢國の唐の制に依られたるものなり。上代には。女も貢りしにもやあ

らむ。決して云がたし。さて上代の語は。凡て如此ることに文をなして。弓端之^{ユハス}手末之^{タテス}など。語り傳へたるは。いともめてたく。雅たる物なりかし。と云り。こゝに池邊真榛云。男弭之調。女手末調を。傳に。此はたゞ弓とのみ云てあるべきを。弓端と云るは言の文なり。と云れたるは精しからずして。弓弭の意にもたかへり。此を弓と云はて。弓末の弭をしもとり出たるは。手末之調と相對へたるものにて。譬へは十分の物を。一分といふ意にして。弓の全體の弭はかりの調なり。此を思ひて。上古の美言なり。同じものめされむにも。かくてこそとおほゆれ。調は田租の外に。めざることにて。あれは。昔酷はとり玉はず。たゞ弓の全身の中の。弭はかりを。責れとの御令なりけん。言の文のみならんやは。また手末之調は。女の織紙の職を云るにて。紀に百濟所^レ献手末才伎。また吳所^レ献手末才伎。などみえて。平言なれども。上の弭の語と相對へは。此も手末^ノ微^ノ調^トと云調^ノ勢^ニなりて。平言を免たり。織紙は手末の故に。しか云ふを。こゝにては。手の爪はかりの調といふに。自ら轉りたり。されは男女二ながら。甚^イ微^ク少^クき調と云ふ語とは思ふべきなり。と云れたるは。めつらかにはおほゆれと。なほよく考へし。さて記には。初令^レ貢云々とあり。記傳云。初とは。初めて其制を立たまへるを云なるべし。きはやかに定まれることこそあらさちめ。身のほどくに。御調貢することは。既に是より先の御代々々にも。必あるべき事なれはなり。此文に。當^ニ此時^ニ更^ニ按^ニ人民^ニ云々。始^ニ按^ニ人民^ニ更^ニ科^ニ調^ニ役^ニ。始按と云。更科と云るは。まことに然るありけん。初科するに非るよしなり。とある。此に始を按^ニ人民^ニに係て云るを。委曲なるさまなるべき。とあり。○是以天神地祇云々。天下大平矣。記云。爾^ニ天下大平^ニ。人民富榮^ニ云々。○御肇國天皇。記に。故稱^ニ其御世^ニ謂^ニ所^ニ知^ニ初國^ニ之御真木天皇^ト也。とあり。さて舊

訓に。ハツクニシラスとあるを。シラシ・と訓改めつるは。記傳に。此稱辭は。後の御世に至て申し言なるへし。其御世と云ひ。又大御名をも申せるなど。當御世に申せる物とは聞えされはなり。故所知を斯羅志斯と訓へきなり。と云れたるに依れるなり。このこと。神武紀の下に既に云り。さて波都久邇とは。初めて食國となれる國と云むか如し。記傳云。此は師の神武天皇を如此稱申して。更に此にもかく申せる故は。是より先にはいまた服はさりし。遙の國々まで。初て皇化のゆきたらはして。天下悉く大平ぬる御世なれはなり。と云れしかことし。と云れたるさることにて。擧めて御意にはあらず。此に肇國と書き。記また出雲風土記にも。初國と書るよく適當れり。然るを神武紀に。始^{ハツクニ}天下之天皇。孝德紀に始^{ハツクニ}治國皇祖之時と書るは。漢文のさまなり。さる意には非ず。或人はこゝの御肇をも肇御の御置ならんと云れしは。非事なり。

十七年庚子
十七年秋七月丙午朔。詔曰。船者天下之要用也。今海邊之民由無船。以甚苦^ム步運^ム其令^ニ諸國^ニ俾造船舶^ヲ。冬十月始造船舶^ヲ。

要用。訓本にムワツモノとあるは誤なり。永正本にム子ツモノとあるを宜しき。景行紀に。棟梁之臣を。ム子トルマチキミ。ム子トルは。ム子トアルなり。などあるム子に同じく。旨要たる具のよしなるへし。○無船は。船の少きを云。○始造船舶。始とはあれども。神武紀にも既に見えられたは。此は造る事の始にはあら

す。令諸國て造らしむることの始なり。さて大日本史此天皇紀に。按皇代紀年代略記歷代皇紀濫觴鈔。並曰。十四年丁酉。伊豆國獻巨船。歷代皇紀又曰。帝世始名人民。製衣冠。造酒酢及橋車。未レ知何據。附以備考。とあり。

四十八年
辛未

四十八年春正月己卯朔戊子。天皇勅豐城命活目尊曰。汝等二子。慈愛共齊。不知曷爲嗣。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命。淨沐而祈寐。各得夢也。會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰。自登御諸山。向東而八迴弄槍八迴擊刀。弟活目命以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩纏四方。逐食粟雀。則天皇相夢謂二子曰。兄則一片向東。當治東國。弟是悉臨四方。宜繼朕位。夏四月戊申朔丙寅。立活目尊爲皇太子。以豐城命令治東國。是上毛野君。下毛野君等之始祖也。

四十八年。舊事紀には三十八年とあり。誤なり。○戊子。十日也。○淨沐。訓に依るに。沐は浴字の義なるへし。集解にも。沐は説文に濯髮也と注せる如くにて。浴の義はなけれども。此紀にも記にも浴

に此字を用いたるは。常に沐浴と連ね云から。まきれつるにやと。記傳にも云り。天皇本紀には沐浴とあり。○御諸山。御字三とある本もあり。三輪山の事なり。此御代の都瑞籬宮三輪村東南にも。甚近きのみならず。かゝる大事を祈給はむには。大三輪大神を置いて。餘に坐神はあらしかし。故此大神の神靈の。御夢に見れて。示したまへるものなり。○弄槍。通證に。古事記作矛由氣。倭名抄引漢語抄曰。弄槍和名保古斗利。見雜藝類。聖武紀新羅樂。持槍。持弄俗字見五音類聚。軍防令。用刀弄槍。義解。弄者玩也。槍者木兩頭銳者。即戈之屬。とあり。守部云。遣は令遣にて。突遣を云ふ。此物を後世に夜利と名つけたるも即其意也。槍を八廻突遣たさふを云なり。と云り。○擊刀。通證に。多知加伎古語也。今云多知字知。とあり。記に天迦久神云とある。其義を解て記傳云。劍を迦久と云は。擊字を書るを以思ふに。劍を振て。物を切狀を爲すを云なるへし。さて其は其劍を用ひむとする時に。試る意なれば。今の神名に由あり。と云れたり。○繩纏。繩を纏に作るは誤なり。繩水戸本に綱とあり。古昔は通はして書ることあり。神代上卷端出之繩を。拾遺に日御綱ともあり。萬葉に繩延守卷欲寸梅花鴨。また墨繩袁播倍多留期等久など。通はしかけり。また同集三に。大伴四繩と云人を。一本には四綱とも作り。なほ其外にもあまたあり。○相夢は。夢を吾心の占に合せて説なり。故後には夢ときとも云り。○夏四月。本に夏字を脱す。今考本水戸本信友校本に據る。○丙寅。十九日也。○令治東國。本に國字脱せり。今集解本に補はれしに據れり。舊事紀にも此字あり。○上毛野君。和名抄に。上野加三豆とある是

なり。但古へにはノをヌと云り。萬葉十四に。可美都氣努とあり。名義字の如くなるへきか。毛は草木を云。さて此氏の東國に功ありしことは。豐城命の御子には。八綱田命と云るありて。其子彦狹島王は。景行紀五十五年春二月。以彦狹島王。拜東山道十五國都督。是豐城命孫也云々。葬於上野國。五十六年秋八月詔御諸別王曰。汝父彦狹島王云々。御諸別王承天皇命。且欲成父業。則行治之。早得善政云々。其子孫於今在東國と見えたり。記傳云。國造本紀に。上毛野國造。瑞籙朝皇子豐城入彦命孫。彦狹島命。初治平東方十二國爲封。武郷云。東方十二國は。山東の國。十二國なり。此事は下に委く云。さて此氏人は。應神紀に。荒田別。巫別。仁德紀に竹葉瀨田道。安閑紀に小熊。舒明紀に形名。天智紀に椎子。天武紀に三千など見えて。十三年十一月上毛野君。賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豐城入彦命五世孫。多哥波世君之後也云々。また右京皇別上毛野朝臣。崇神天皇皇子。豐城入彦命之後也。續紀十八に。天平勝寶二年三月。賜田邊史。難波等上毛野公姓。又三十四に。も見えたり。また同紀に。上野國佐位郡人に。上野佐位朝臣姓を賜ひ。續後紀に。同國那波郡人檜前公にも。上毛野朝臣を賜。此國造より別れしと見ゆ。また續紀に。石上部君の氏人に。上毛野坂本臣を玉ひ。陸奥國人吉彌候部氏人に。上毛野陸奥公。また上毛野名取朝臣。上毛野鋸山公。上毛野中村公。また丈部氏に上毛野陸奥公と云姓を賜ひしこと見えたり。此等も豐城命の御末にそありけむ。○下毛野君。和名抄下野之毛豆 介乃記傳云。國造本紀に。下毛野國造。難波高津朝御世。元毛野國分爲上下。豐城命四世孫奈良別。初賜國造。

初下に。定字脱たるへし。奈良別は。姓氏錄吉彌候部條に。豐城入彦命六世孫奈良君。とある人と同人なり。但し六世は誤なり。天武紀に。十三年十一月。下毛野君賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別下毛野朝臣。崇神天皇皇子豐城入彦命之後也。續紀に。慶雲四年三月。下毛野朝臣古麻呂。請改下毛野朝臣石代姓。爲下毛野川内朝臣。許之。天平神護元年三月。吉彌候根麻呂等。賜下野公。神護景雲三年三月。陸奥國信夫郡人吉彌候部廣國に。下毛野靜屈。玉造郡人吉彌候部念丸等七人に。記傳云。靜屈は。靜戸公を誤れるなり。安達郡に靜戸郷あり。安達と信夫とは隣る郡なり。續後紀に。承和元年五月。下毛野俯見公と云姓を賜ひしこと見ゆ。記傳云。靜屈は。靜戸公を誤れるなり。安達郡に靜戸郷あり。安達と信夫とは隣る郡なり。續後紀に。承和元年五月。近江國人志賀忌寸田舍麻呂等四人。賜姓下毛野朝臣。豐城入彦命之苗裔也。七年二月。陸奥國人丈部繼成等三十六人。賜姓下毛野陸奥公。十二年九月。下毛野國芳賀郡人大麻績部總持等。改本姓。賜下毛野公姓。などあり。○等之始祖也。本に等字なし。今水戸本に據る。此は必ずある例なり。さて記にも。豐木入日子命者。上毛野。下毛野君等之祖也。とあり。豐城命の裔は。上件の外にも。姓氏錄に敷多見えたり。神名式。下野國河内郡二荒山神社。これを神社考に。豐城入彦命と云へり。國人もしかいふめれと。これには説々あり。よく正して載すへし。

六十年癸未

六十年秋七月丙申朔己酉。詔群臣曰。武日照命一云。武夷鳥。又云。天夷鳥。從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅一書云。一名大母隅也。

而使^レ獻^ル。當^ニ是^ノ時^ニ。出^ル雲^ノ臣^ノ之^ノ遠^ク祖^ト出^ル雲^ノ振^ル根^ト主^ト于^テ神^ノ寶^ヲ。是^レ往^ル筑^ル紫^ノ國^ニ。而^{シテ}不^レ遇^フ矣^ハ。其^ノ弟^ト飯^ル入^ル根^ト則^チ被^ル皇^ノ命^ヲ。以^テ神^ノ寶^ヲ付^ク弟^ト甘^シ美^シ韓^シ日^ト狹^ク與^テ子^ト鷓^ト濡^ト淳^ト而^{シテ}貢^ス上^ル。

秋七月。信友校本又舊事紀等。此三字春二月と作り。誤なり。○己酉。十四日なり。○武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。此命は神代下に見えたる。天穗日命の御子。大背飯三熊之大人の御事なり。記には建比良鳥命タケヒラトリノミコトともあり。何れも同じ趣の御名なる事。神代紀注に云り。○從天將來。此命の天降り坐ること。記紀ともに見えぬとも。出雲國造神賀詞に。出雲臣等我遠祖。天穗日命乎。國體見爾遣時爾云々。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。降遣云々。とありて。御父天穗日命は。天上に留り坐し。此命を此國土には降坐して。熊野杵築大宮に仕奉り玉ひしことなど。已に神代紀注に委しく云り。記に天菩比命之子建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖也。とあり。こゝに天菩比命を擧すして。此神をしも擧て。其子孫を出せるは。此國に降り坐て。御裔あればなり。さて記傳云。此御名武夷鳥とも。天日照とも。諸書に有て。何れも比那ヒナなるを。此記にのみ比良ヒラとあり。那と良とは横に通音也。名意は。此神天より降て。邊鄙を平たまひし功を美て。鄙照ヒナテリと稱しなるへし。照ヒナテリを登理と云る例は。萬葉十四に。日之照者。

比賀刀禮婆ヒカトシレハとよめり。式に因幡國高草郡天穗日命神社。天日名鳥命神社。出雲國出雲郡阿麻能比奈等理神社あり。文德實錄に。河内國天夷鳥命神みゆ。と云り。○將來神寶云々。祝詞考頭書に。此命始め國平に天降り給ふ時には。神寶を持て降り玉ふへきならねは。後に大名持命を祭らむ爲に。天降り玉へる度のことなるへし。又穗日命は。皇祖神の命はありしかとも。此祭をとらで。御子日照命を天降して。其事をとらしめ玉ひし事も知られたり。と云れき。さて出雲太神宮は。即杵築大社あり。○矢田部造は。姓氏錄攝津神別。矢田部造。伊香我色雄命後也。大和。矢田部。饒速日命七世孫。大新河命之後也。矢田部首もむなじとあり。矢田部は。記仁德條に。故爲三入田若郎女之御名代。定三入田部。とあるそれにて。天孫本紀に。矢田皇女。難波高津宮御宇天皇。立爲皇后。而不生皇子之。時詔侍臣大別連公。爲皇子女。后號爲氏。便爲氏造。改矢田部連公姓。とあり。大別連公は。新川大連の子。武諸隅公の子。多遲麻連公の子大別連なり。さて八田皇女の御母は。此物部連氏の女にて。大別連は其弟なれば。其由縁を以てそ。八田部をは掌らしめ給ひけん。かくて此氏。天武紀十二年九月。矢田部造。賜姓曰連。とあり。氏人は。推古紀二十三年。矢田部造至自唐。とあり。陽成紀。讚岐寒川郡人矢田部造利人。外記日記に。朱雀帝時矢田部直實。一條帝時矢田部爲忠。除目大成鈔。堀河帝時矢田部宿禰久安。後鳥羽帝時矢田部宿禰宗包あり。後宿禰を賜へるなり。和名抄に。攝津國八田部郡。八部也多部とあり。○武諸隅は。上に云る如く。伊香色雄命の子。大新川命の一男なり。饒速日命八世孫とあり天孫本紀に。武諸隅連公。磯城瑞籬宮御宇天皇即位六十年。

詔群臣曰。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅命。使二分
明檢定獻奏。復命之時。乃爲大連。奉齋神宮。物部膽昨宿禰女清媛爲妻。生一男。一男。一男。一男。其男即
多遲麻大連公なり。○一書云。一名大母隅也。此は一名にはあらず。一説也。同書に。大母隅連公
等祖。は。大新川命の四男にて。武諸隅の弟なり。さて大母隅は。母の下呂を脱したるにもあるへし。
また本のまゝならば。モスミと訓むべきなれど。なほいかとなれば。姑く舊訓のまゝに。モロスミと訓
つ。○出雲振根。姓氏錄右京神別。土師連。天穗日命十二世孫。可美乾飯根命之後也。また攝津土師連。
天穗日命十二世孫。飯入根命之後也。とあり。さらば振根も。十二世孫なりけり。○主于神寶。本に
主字至に作る。惟足本考本及釋紀によりて訂せり。○飯入根。名義未詳。○甘美韓日狹。甘美は美
稱。韓日は乾飯の字の義か。姓氏錄には韓日根とあり。同人なり。○鷓鴣滄。國造本紀に。瑞籬朝
以天穗日命十一世孫。一は三の誤なり。女なる右京神別の二も同じ誤なり。さるは此人の父韓日狹を。右京神別土師宿禰條に。十
き證なり。宇迦都久怒。定賜國造。姓氏錄右京神別。出雲臣。神門臣。天穗日命十二世孫。鷓鴣滄命之後也。
などあり。さて此に子鷓鴣滄とあるは。飯入根の子とせる傳なるへけれど。其は誤にて。此鷓鴣滄は
可美韓飯狹の子なり。其よしは姓氏錄右京なる。土師宿禰。菅原朝臣。秋篠朝臣。大枝朝臣等を。乾
飯根命の後とあるに。鷓鴣滄をも國造系圖に。氏祖命。亦名宇賀都久怒命。出雲臣土師連。菅原秋篠大
枝神門等氏祖。とあるにて。彌明らけし。
通證に。鷓鴣滄を。今千家北島即此裔也。と云るも此によく合へり。さて姓氏錄
攝津に。土師連。天穗日命十二世孫飯入根命之後也。とあるは誤なり。同じ兄弟

にて。共に土師の祖なるへきよしなし。韓飯根の土師祖なること。正しき證多あるからには。
飯入根の方は誤なること云までもあらず。此人は子もなかりしにやありけん。詳ならず。

既而出雲振根從筑紫還來之。聞神寶獻于朝廷。責其弟飯入根曰。曰。
數日當侍。何恐之乎。輒許神寶。是以既經年月。猶懷忿恨。有殺
弟之志。仍欺弟曰。頃者於止屋淵。多生菱。願共行欲見。弟則隨兄而
往之。先是兄竊作木刀。形似眞刀。當時自佩之。弟佩眞刀。共到淵頭。
兄謂弟曰。淵水清冷。願欲共游泳。弟從兄言。各解佩刀。置淵邊。沐
於水中。乃兄先上陸。取弟眞刀。自佩。後弟驚而取兄木刀。共相擊矣。弟
不得拔木刀。兄擊弟飯入根而殺之。故時人歌之曰。椰句毛多菟。伊頭
毛多鷄流餓。波鷄流多知。菟頭邏佐波磨杓。佐微那辭珥阿波禮。

忿恨。本に恨忿とあり。今集解に。原倒。據古本改。とあるに従ふ。○仍欺弟。本に仍字なし。今
並河本熱田本集解及釋紀に従て補つ。○止屋淵。出雲風土記に。神門郡鹽治郷。本字止屋。郡家東北六

里。阿遲須積高日子命御子。鹽冶昆古能命坐之。故云^{ヤムヤ}止屋。神龜三年改^ト字鹽冶。神名式に。神門郡鹽冶神社。鹽冶比古神社。風土記に夜牟夜社と作り。本にヤミヤと訓めれど。此風土記に依て訂すべし。後には詠りてエンヤと云り。淵は今知りかたし。○蕪。釋紀玉篇云。蕪蕪水草。叢^{ナリ}生水中。葉圓在^ツ莖端。長短隨^ニ水深淺。江東食。などは。蕪字に就たる注なり。古は水草を總て毛と云り。多くは藻字を書たり。奥津藻邊津藻川藻玉藻なども云り。次に玉蕪とある即それなり。下文蕪此云毛の訓註。ここに入へざるなり。○欲見。欲字傍訓攪入と。集解に云り。○弟則隨。本に弟字脱したり。今考本に據る。水戸本には則字下にあり。考本の方まされり。○先是云々。此以下記には。倭建命の出雲國に入坐て。出雲建を殺さむと欲玉ひし時の事とせり。いたく異なり。○竊作木刀。記には竊以^ニ赤檣^一作^ニ詐刀^一とあり。和名抄。櫛子以知比。字鏡には。杞また櫛を一^{イチヒ}比の木とあり。記傳云。今も伊知比と云。伊知加志とも云て。檀の類なり。と云り。○當時自佩。當字信友校本に無し。集解にも。古本に據て削れり。○欲共遊沐。集解に沐を泳字誤として改めたり。されど記にも。共沐^ニ肥河^一とあり。上にも云る如くなれば。輒く改めかたし。次なる沐^ニ於水中^一の沐も同じ。○取弟真刀自佩。記には。爾倭建命自^ニ河先上^一。取^ニ佩出雲建之解置横刀^一。而詔^レ爲^ニ易刀^一。故後云々。とあり。されど此にはさる詞もなく。後弟驚とあれば。弟を欺きて。真刀に替しなりけり。○共相擊。記には於是倭建命^ニ詔^レ云。伊奢合^レ刀云々。とあり。記傳に云。そもく上代に刀易とて爲しことは。たゞに刀を取交て。佩はかりには非て。其刀を合せ試る態の有しなるべし。若然らずは。今ゆくりなく。如是は詔

ふましければなり。此は刀易には定まれる態なればこゝろ。如此は詔ひけぬ。且たと取交て佩むのみは。何のためともなし。さて其刀合せの委曲き状は。如何爲しことならむ。今知かたし。と云れたり。此も其意に見たらむに叶ふべし。○時人歌之曰。記には倭建命の御歌とせり。○椰勾毛多菟。此句神代紀に注しつ。記には夜都米佐須とあり。記傳云。八都雲刺にて。八雲立と同じ。さて夜久毛を。夜都久毛と云るは。萬葉に八世を夜都世とよめると同例なり。其餘八峯を夜都袁と云なども同じ。續紀十一に。歌曲の名に。八雲刺曲と云あり。これも同じ。八雲立曲と云意の名と聞ゆれば。夜都米佐須夫理と訓て。夜都米と相照して。共に夜都久毛の切れるなることを知へし。さて久毛の毛を米と云るは。もとより通音なる中に。雲は殊に久米とも云へし。上卷豊雲野神の下にも云る如く。久毛と許母理と。本同言なれば。籠の意にて久米とも云べし。雲は物を覆ひ籠る物なればなり。さて立を刺と云は。師の。物の立昇るを刺昇るとも常に云なり。と云れたるか如し。萬葉三に。八雲刺出雲兒等ともあり。○伊頭毛多鷄流餓。出雲梟帥かなり。梟帥の事は既に云る如く。一人の稱にはあらねども。時人が出雲臣の兄弟を。出雲梟帥と云しまゝに詠るなり。こゝにては。飯入根を指て云なり。神名帳に。大和國山邊郡出雲建雄神社と云あり。○波鷄流多知。所^ル佩劍なり。かの木刀を云。○菟頭羅佐波磨積。記傳云。契冲。黑葛多纏なり。黑葛を以て多く柄を纏なり。と云り。但し柄のみならず。鞘をも纏るを云なるへし。都豆良は。延喜式などに黑葛と書り。和名抄類に。馬鞭草は和名久末豆々良とあるは。別に一種なるへし。萬葉十四に波麻都豆良。又安蘇夜麻

都豆良。古今集四戀に。梓弓引野つぐら。宇津保物語後隆に。青つぐらを大きな籠にくみて云々。拾遺集物名に。野を見れば春めきにけり。青つぐら籠にやくまくし。若菜つむへく。今も此物を以て。組たる大なる籠を。都豆良と書紀釋に。上古以葛纏大刀と云り。さて多てふことは。佐波爾佐波那理などのみ用ひて。ただ佐波とのみ云る例は。をさく見あたられども。此の佐波は。他言とは聞えず。多にの意なるへし。さて此句は。此刀のたぐ柄鞘に。黒葛を多く纏たる。表方の飭のみなることを云るなり。○佐微那辭珥阿波禮。無身可憐也。佐微は差比とも云。眞身なり。推古紀句禮能摩差比。神代紀韓鋤之劍。神武紀化爲鋤持之神とあり。鋤の事は神代紀の注に云。眞身と云るに同じ。記傳云。阿波禮とは。此黒葛を卷たるを。木刀とも知らず。相撃て殺されたるを。時人のあはれむなりと云り。時人とは。書紀に就て注せる故に云り。記と傳の異なるなり。今此を比へて思ふに。末二句のさま。時人のよめりとせる方。優りて聞ゆ。と云り。

於是甘美韓日狹。鷓濡淳。參向朝廷。曲奏其狀。則遣吉備津彥與武
 淳河別。以誅出雲振根。故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。時丹波
 氷上人。名氷香戸邊。啓于皇太子活目尊曰。己子有小兒。而自然言

之。玉萋鎮石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶御寶主。山
 河之水泳御魂。靜挂。甘美御神底寶御寶主也。是非似小兒之言。
 若有託言乎。於是皇太子奏于天皇。則勅之使祭。

於是甘美韓日狹鷓濡淳參向云々。上に引る國造本紀に。出雲國造。瑞籬朝云々。宇迦都久怒定賜國造とありて。鷓濡淳の國造となりしは。此御代の事なるか。そは何時の頃ならむと考ふるに。栗田寬説に。鷓濡淳の此の時神寶を献れし。忠誠なる心はへを喜し玉ひて。國造とせられしなるへし。と云れたるは然る説なれど。なほ熱按ふに。これより前に神寶を貢上りしは。其父甘美韓日狹に屬て參上りしかは。其父を閤きて。其子を國造と爲し玉ふべきよしなきか如し。其上伯父の飯入根か命にて。此時參上れりしをや。さらは其時の事にはあらず。其後程經て。韓日狹の死後などにや。鷓濡淳をは。國造には定めさせ給ひしものならん。さらは。國造になさせ玉ひしは。遙に後のことにて。此時は兩人暫時帝京に滯留り在て。さて吉備津彥と。武淳河別とを遣はして。出雲振根を誅ひ玉ひし後。程經てそ此兩人は國に還りけん。なほ思ふに。次に故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。とあるも。振根か誅はれし後も。暫時の間。兩人は未都に在り。國には同族の臣等を總括て。政執る者もなかり

しより。大神の御祭も。漸頽廢しさまにそなり行けむ。若此時兩人國に在りなましかは。何てかゝる事のありぬへき。熱く其時代の形勢を思ひ遣りて。考ふべきものをかし。さて畏_ニ此事_一とは。振根か殺されたるを驚見て。神勤を懈みたるを云。○丹波氷上人。和名抄丹波國氷上郡あり。式に同國桑田郡出雲神社は。此時の所由に因てや齋祭り始めけむ。帳考に。和銅元年被_レ立_ニ社壇_一云々とあるは。勸請の始にはあらし。○氷香戸邊は。氷上に因れる名か。詳ならず。戸邊は男の稱名にも云ること。既に云りき。○啓。公式令に。三后皇太子に啓と云るよし詳なり。されど詞には何れも申_ヌなり。○玉蕨鎮石出雲人祭。此以下總て玉勝間に出たる。本居翁の訓により。且其解も。同書に説るまゝを記して。末に重胤の説をも擧たり。訓も同氏のは下にあげたり。本居翁云。鎮石は。行をゆかし。佩をはかしなといふ格にて。志豆伎を延へたる詞にて。玉藻沈_シき嚴藻_イといふ意につゝきたる。出雲の序なり。嚴は清らかなる意にて。水底にしづく玉藻の。清らかなるよしなり。と云り。萬葉古義には。玉蕨沈_シ著_カなり。藻類は水底に沈_シ着_キて。生るものなれはなり。と云り。此方まさるへし。○眞種之甘美鏡押羽振。本居翁云。眞種の意は未考得ず。押羽振とは。鏡を押振り擧て。祭れと云事なり。武郷云。種は住の誤か。さらば眞住_マ之_ノ甘美鏡にて。鏡を褒たる辭とすへし。眞澄鏡の意なり。○甘美御神底寶御寶主。翁云。底寶は寶の至極_キと云なり。物の至り極まる處を底と云。甘美は底へ係れり。御神には係らず。御寶主は寶の主人にて。司長_フのよしなり。これみな鏡を褒稱へたる詞なり。武郷云。底寶の解いかとなり。此は次に山河の水泳御魂とあるか如く。水底に寶の沈

めるを。底寶といへるなり。 ○山河之水泳御魂靜挂。泳を_ニ沐_一に誤る。今信友校本に因る。本居翁云。御魂は御玉にて。山川の底なる玉をいふ。靜掛_シよは。鎮掛_テ祭れとなり。と云り。萬葉十一。水泳_{ミツク}玉爾_ル接有_ニ磯貝_一之。獨戀_ニ耳年者_一經管。水泳玉の例なり。○甘美御神底寶御寶主也。又云。甘美御神云々は。鏡と同じく。玉を褒め稱へたるなり。すべての意は。神寶_{カミ}の至極_キ長_ナなる鏡と玉とを以て。出雲臣これを祭るへしとなり。已上玉勝間四卷 ○次に重胤の説を出す。其訓は。タマモシツカシ。イツモヒトノマツル。マタ子ノウマシカ、ミ。一段。オシハフル。ウマシミカミノ。ソコタカラ。ミタカラヌシ。二段。ヤマカハノ。ミク、ミタマ。シツメカケヨ。三段。ウマシミカミノ。ソコタカラ。ミタカラヌシ。四段。玉蕨鎮石は。鏡の玉蕨の如く沈たるなり。出雲人祭るとよむへし。其眞種之甘美鏡也。押羽振は。水底に放れたるなり。甘美御神底寶御寶主は。その鏡の止事なき寶なることを。示したまへり。山河之水泳御魂は。さきの玉蕨鎮石に應ず。靜掛_シは。それを水中より取_リ上_ゲけ。神殿に掛_ケて靜奉_ムれとなり。甘美御神底寶御寶主とは。くりかへしそのよしを宣ふなり。言すくなく意ふかし。文章の照應にて見へし。このこと玉勝間四卷にもあれども。くたくしきのみにて意通せず。とあり。今按に。重胤か説の方穩かにきこえたり。且玉勝間に。鏡と玉と二種なりと云れしは。聊信かたし。これらなほよく考へし。信友の解もあれど。さしたることもなければ。今出さず。○非_レ似_ニ小兒之言_一。訓ノラスニアラズと訓るは非なり。

六十二年秋七月乙卯朔丙辰。詔曰。農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狹山埴田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝。以寬民業。冬十月。造依網池。十一月作苜坂池反折池。一云。天皇居桑間宮。造是三池也。

丙辰。二日。○農を奈利波比と訓は。古は佃る業を打任せて奈利と云り。そは成就の義にて。五穀の成就へきさまに。勞くより云ふ名なるへし。國作を國生と云るに等し。後に産業を奈利と云るは。産業のものと。旨と佃にあれば。轉じ云るものなるへし。かく轉じ云も。萬葉の歌などに見えて。古きことなり。さて波比は。其狀を云辭なり。種波比氣波比福波比などの類なり。なほ次に重胤の說を引て云り。○狹山。記に。玉垣宮段に。印色入日子命作狹山池と云ことありて。記傳に。和名抄に。河内國丹比郡狹山。佐也。郷あり。今も丹南郡に。神名帳に狹山神社もあり。記に狹山池を作れることあるへきに。無は漏たるか。又垂仁卷にも。此池のこと見えす。續紀に。天平四年十二月。築河内國丹比郡狹山池。此は別池なるへし。天平寶字六年四月。河内國狹山池堤決。以單功八萬三千人。修造と見え。神名帳に。同郡狹山堤神社。大月次。新嘗。とあり。此は此池の堤を守り坐ために。祭れる神にやあらむ。此社。今も池堀川院後百首に。春深き狹山の池のぬぬなはの。くるしげもなく蛙鳴なり。河内志に。丹南郡狹山池。

在狹山村。錦部郡天野小山田二溪。瀦于此。爲池。周廻一里許云々。永祿中安見美作守者重修。慶長中片桐東市正因加修補と云り。今もかくれなく。甚大なる池なり。とあり。○埴田水少。神代紀にも天埴田一には埴田の名あり。土性に因て負へる名か。通證に。今作半田。爲村名とあり。さて按ふに。狹山の田地。水少か故に。多く池溝を開とあれば。必狹山池は。此時に作り玉へる事明らかし。さなくば。狹山埴田云々の詔あるへくもあらず。記傳に漏たるかと云れたるは。さることなり。さて印色入日子命の。作狹山池とあるは。なほ其池を作り廣められたるなどにもあるべし。かゝる例は他にもあり。○池溝。溝を宇奈傳と訓る。垂仁紀神功紀等にもあり。八雲御抄に。宇奈傳は溝の名也とあり。名義は井之手なりと。重胤云り。井は水を縦横に引するに附て云。漢籍に。溝溝也。縦横相交溝也。とある。字義は井の手の言義大に近し。手は道なり。繩手曲之手などの手に同じく。井筋の道なり。○以寬民業。重胤云。此詔は。神代に。天照大神喜之曰。是物者。則顯見蒼生可食而活之也。乃云々。とある御政を。受繼せ給へる者にして。いと尊き御言にまも有ける。農をも業をも。那理波比といふは。上古は貴賤共に。田を佃るを以て。常の産業と爲るか故に。天皇を除ては。皇子等と雖。公民と申す事。古事記玉垣宮段に所見たり。又御民と云も。天皇の大御田を賜りて。耕れる者なるが故なり。出雲風土記に。出雲郡美談郷。郡家西北九里二百四十步。所造天下大神御子。和加布都努志命。天地初判之後。天御領田之長仕奉坐之。即彼神坐郷中。故云三太三。神龜元年。改字美談。即有三正倉と有も。田の長たるを以て。御民とは云るなり。又姓氏錄和泉國神別

に。民直。天穗日命十七世孫。若桑足尼之後也。と有を。神名式に。其大鳥郡に。美多彌神社有など。右に同じく田長なる謂なり。景行紀にも。或伺農業ナリハヒノトキヤと見え。孝徳紀には農月と云ひ。又農作月ハヒと云事見え。萬葉五に。伊幣爾可幣利提。奈利乎斯麻佐爾。十六に。荒雄良者。妻子之産業乎婆。不念呂云々。十八に。萬調麻都流都可佐等。都久里多流。曾能奈里波比乎。安米布良受。日能可佐奈禮波。宇惠之田毛。麻吉之波多氣毛云々。と有る。此歌にては。殊に農作の事を。奈里波比と云意知られたり。又靈異記にも。不能營農。令懈産業。とある産業を。奈利波比と訓み。又收家營造産業。とも所見たり。又遊仙窟に。家業を那利波比と訓り。源語夕顔に。阿波禮甚寒しや。今年こそ那里波比にも恃も所少く。田舎の往來も思係ねは。甚心細けれ。と有を。河海抄に。民業。孟津抄に。稔農の字を當られて。此如く農事を云るなり。と云れたるは。いと詳かなり。なほ紀中別業田宅の字を。ナリトコロ。宅の由なることな。と訓る。共に農作を營む爲に。設けたる。とをも云れたり。上に云ると引合すへし。○依網池は。河内國なり。記傳云。和名抄に。攝津國住吉郡大羅。於保與。神名帳に。同郡大依羅神社四坐。並名神大月。又和名抄に河内國丹比郡依羅。美佐。郷とあり。推古卷に。河内國作依網池と見ゆ。如此河内と津國と。二の依網あれとも。丹比郡と住吉郡とは相接て。大依羅社も依網池も。殊に此二郡界によりて。相近き地なるを以て見れば。本は一なりしが。二國に分屬たるものなり。池は河内國丹比郡の依羅にあるなり。記高津宮段に。作依羅池とあるも同じ。今丹北郡池内村と云にある池なり。然るを或説には。此御世に作られたるは。推古紀なるとは別にして。今も攝津國住吉郡庭井村の邊にある池これなり。と云り。然れども其池古の依網池なるへきこと。古書に證も見えず。河内國なるは。此彼と證あればまかひ

なし。此御代に作とありて。又高津宮段にも。推古紀にも作とあるは。元よりあるが淺。明宮段の大御歌に。美豆多麻流。余佐ミツタマルせ崩れなどせしを。後に又更に。修理直されたらんをも。作とは云ふべければ。妨なし。美能伊氣能韋具比字知。とあるも。此池なりと云り。○苅坂池反折池。此二の池。文字何れの本も同じ。或本に坂折池と書るもあれと。記に因てさかしらせしにもあるへければ。輒くは從ひかたし。また政事要略五十四に。曆錄云。崇神天皇六十二年乙酉七月詔曰。農者天下之本也。然恃溝池乃成。宜作池溝。冬十月造依網池。十一月造苅坂池反折池。とあるも今と同じ。此二の池詳ならず。記云。是之御世作依網池。亦作輕之酒折池也。とあり。記傳云。輕は境岡宮段に出。武郷云。此紀懿德卷。酒折池は。此より外に物に見えず。名の例は。倭建命段に酒折宮あり。武郷云。景行紀二。十八年の下に出。苅坂は輕坂にて。反折は佐加袁理と訓むべきか。若然らば。記も輕之池酒折池なるが。上の池字の脱たるか。又書紀の反字。坂の誤か。又一本には及とあるに依時は。武郷云。並河本。折池なれば。記も酒字池の誤ならむか。はた書紀に酒字の脱たるか。左右に。互にまきはしめて。定め難ければ。姑本の隨に訓つ。さて玉垣宮段。應神紀。十一。萬葉三の歌に。輕池見え。又同卷十二卷などに。獵路池と訓るも。輕路の池なり。と師は云れし。此輕池を酒折池と云しにやあらむ。別にやあらむ。詳ならず。と云れたり。通證にも。未詳。今大瀧池大鳥池。俱在狹山管内。疑謂此歟。と云るは。河内國と見られしなれとも。うれも定めかたし。按に類聚符宣抄。萬壽二年六月七日條に。河内國司申云々。築岡尺度池狹山池北池大破堤。事云々。と云こと見たり。尺度池こまにはよしあらぬか考へし。○桑間宮。所在詳ならず。萬葉六に。住吉乃粉濱之四時美とある。古婆麻久波麻と音通へり。もしくは一處にや。さらば難波なり。

六十五年
戊子

六十五年秋七月。任那國遣蘇那曷叱知令朝貢也。任那者去筑紫國
二千餘里北阻海以在鷄林之西南。

任那國號の義は。垂仁紀に云ふ。此國の事。漢籍に見えたるは。宋書倭傳に。百濟新羅任那秦韓慕韓
とあるを始とす。文献通考には。宋文帝元嘉間。倭王遣使云々。百濟新羅任羅云々。とあり。任羅と
も云しなり。欽明紀二十三年の下に。一云。總言任那。別言加羅國。安羅國。斯二岐國。多羅國。卒麻國。
古嵯國。子佗國。散半下國。乞淪國。稔禮國。合十國。とあり。今の朝鮮の慶尙道の南邊にある國々なり。
猶次々に云べし。○蘇那曷叱知。集解に。按東國通鑑。賀洛國王名。或曰居叱彌。或曰坐知。或曰鏗知。或
曰鉗知。叱知之字方語可レ知。とあり。此に依らば。叱知は王族の稱なるへし。○令朝貢也。信友校本に。
也字一本无とあり。集解には金字をも削りて。朝上原有令。真下有也字。傍訓據入とあり。されど金字を削られしは。私なり。さて此を通證に。外國朝貢之始と云れた
れと。委しからず。そは信友説に。姓氏錄左京皇別吉田連の譜に。崇神天皇の御代。任那國奏曰。臣國東
北有三已汝地。上已汝。中已汝。下已汝。地方三百里。土地人民亦富饒。與新羅國相爭。彼此不能攝治。兵戈相尋。
民不聊生。臣請將軍令治此地。即爲貴國之部也。天皇大悅。勅群卿令奏應遣之人。卿等奏曰。
彥國菴命孫。鹽垂津彥命。頭上有費。三岐如松樹。因號松樹君。其長五尺。力過衆人。性亦勇悍也。天皇令鹽

垂津彥命遣。奉勅而鎮守。彼俗稱宰爲吉。故謂其苗裔之姓。爲吉氏云々。神龜元年賜吉田連姓云
々。と見えたり。此事紀には漏されたれと。十二年紀に。異俗重譯來。海外既歸化。とある頃の事な
るへきこと疑なし。今年なるは。既く彼宰を置れたる後の事なり。其は此年よりほとなく。六十八年の
十二月に。天皇崩玉ひ。垂仁天皇の二年に及びて。蘇那曷叱知を本郷に歸らしめ玉へること見えたる
を思ふべし。と云れたるは。けに然る説なるに附て考るに。彼十二年の頃より。宰を置れたらんには。
今年六十五年まで。凡五十年はかりの間に。朝貢といふことなくては。えあるまじければなり。され
ど其度々のは漏て傳はらず。此時の事の。かく傳はれるか。始の如く思ひ成さるゝなり。此は朝貢の物に見えたる
始とらふへかりける。○二千餘里。此は後の令の制なる。六丁一里を以て。大概に語傳へたりしものなるべし。
雜合に。凡度地五尺爲一歩。三百歩爲一里。さて本の訓に。フタチ、アマリノミチとありては。言足らはぬか如し。フタチサト
アマリノミチと訓べし。さては。村里の數を云る如くにて。いかゞなれと。古はかくても通えたりし
ものと見えて。記の高津宮段なる。枯野と云る船の。燒遺れる材を以て。琴に作りたりしに。其音響
七里とあり。此を記傳に。七里は後の制を以て。語傳たるものとすべし。と云れたるも。此の類なり。
ナハサトニ
續後紀嘉祥二年興福寺僧長歌に。如八十里。城爾芥子拾布。天人波云々。是則集。旅雁を。いく千里ある道なれやあ
とあるも同じ。此等の里は。村里の里にはあらず。思まかふ可からず。
きこと。雲井の旅を雁のなくらむ。とある千里も里數にて。ことと同じ。○鷄林。即新羅國の事
也。鷄林と云ることは。東國通鑑に。新羅脫解王九年春二月。新羅王得小兒闕知。養以爲子。王夜聞

金城西始林間有_二鷄聲_一。遲明遣_二瓠公_一視_レ之。有_二金色小櫃_一掛_二樹梢_一。白鷄鳴_二於下_一。瓠公還告。王使_二人取_レ櫃。開_レ之有_二小男兒_一。在_二其中_一。姿貌奇偉。王喜謂_二左右_一曰。此豈非_二天祚_一我_レ以_レ胤乎。名_二闕智_一。闕智鄉言小兒之稱。以_二其出_二于金櫃_一。姓_二金氏_一。有_二鷄怪_一。改_二始林_一名_二鷄林_一。因以爲_二國號_一。とあり。唐書に。龍朔三年詔以_二新羅國_一爲_二鷄林_一。とはあれども。鷄林は一名と見えて。なほ其後も。新羅の號を彼國にても用たり。

六十八年
辛卯

六十八年冬十二月戊申朔壬子崩_〆。時年百二十歲。明年秋八月甲辰朔甲寅葬_二于山邊道上陵_一。

本に六十八年の上に。天皇踐祚四字あり。今は信友校本に此四字なきに従て削りつ。必後人の攙入なり。かゝる例紀中にあることなし。ざるを通證に。据_二前後例_一。天皇二字當_二移在_二崩字上_一。踐祚二字疑衍。と云れ。集解には。按此文獨繫以_二天皇踐祚四字_一。與_二紀例_一異。蓋史變文也。など云るは。みな窮むてかゝる説を立たるなり。○壬子。五日なり。○百二十歲。記には壹佰陸拾捌歲とあり。記傳云。百二十歲とあるに依れば。大御父天皇の九年に生坐るなり。然るに其二十八年正月立爲_二皇太子_一。年十九とあるは。一年差へり。其年は二十歲にあたり。若又かの十九とあるに依るときは。崩年百十九な

り。とあり。大日本史云。年一百十九。注據下水鏡及本書立爲_二太子_一。年十九之文上とあり。さて記に。右の文の次に。戊子年十二月崩。と云七字の細注あり。記傳云。此は皆後に書加へたる物ぞと。一わたり誰もおもふことなれども。猶熟思ふに。是も甚古き事とそおもはるゝ。其故は何れも其支干年月。皆書紀に記せると異なり。たゞ下卷の最末に至りては。書紀と合へり。若いたゞ後世の人の所爲ならむには。必書紀の年紀に依てこそ記すべきに。彼紀と同じからざるは。必他古書に據ありてのことと見えればなり。支干年月などは。上代のは。必しも書紀の如きのみにはあらず。そのかみ古書とも。各異なることあるべければ。此と彼れとは。正しくは合まじきことわりなり。さて此注。若後世人のならば。たとひ世にさる古書とも。遺りてはありとも。書紀をさしおきて。其には據まじきことなり。さて最末に至りては。書紀と合るは。近御世にて詳なれば。何れの書も異ならざりしか故なるへし。又此御世より先の段には。かゝる注なきは。其據れる書に。開化までは崩の年月を記さざりし故なるべし。此はた後世人ならば。必書紀に依て。神武天皇より以來漏さず皆注すべきなり。故思ふに。若くは安麻呂朝臣の一書に據て。自書加へられたる物にもあらむか。たとひ彼朝臣には非ずとも。必古き世の人のしわざにてはあるへし。と云れたり。まことにさる言なり。此支干に據て。近き頃種々の考とも論とも多かれど。何れも推測なれは。ここに記さす。此紀を讀ものは。此紀の支干に據てあるより他なし。○明年秋八月甲辰朔云々葬。ここにかくありながら。又垂仁紀には元年十月癸卯朔癸丑葬とあり。これ一の傳にかくありしに據られたまひしなるへければ。何れを誤とも定め論ふへきにはあらねども。かく忽前後の御紀の違へるを。訂し玉さりしは。思ひ漏されたるなり。○甲寅。十一日也。○山邊道上陵。記には山邊道_〆勾之岡上とあり。記傳云。諸陵式に。山邊道上陵。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在_二大和國城上郡_一。兆域東西二町

南北二町。守戸一烟。とあり。

又衾田墓手白香皇女。在大和國山邊郡云々。無守戸。令山邊道勾岡上陵兼守。とあるは。書紀に依て記されたるなり。然るに此には記の如く。勾岡上陵とあるは。延喜のころも如此申し

しなり。道上とのみにては。景行天皇の御陵とまがふへし。又景行天皇の御陵も。山邊道上とあり。此は此記も書紀も式も同じ。山邊は。和名抄に大和國

山邊夜麻乃倍郡とありて。神名式に山邊御縣坐神社もあり。さて此郡は城上郡の北に隣ナラべり。後撰集に。

初瀬へ詣つとて。山邊と云わたりにて。伊勢。草枕たひとなりなは山のへに。白雲ならぬ我や宿らむ。

更科日記初瀬にまうつる道の處に。東大寺云々。石上云々のつきに。其夜山邊と云處の寺に宿りて。など見えて。中昔まで山邊と云

地のありて。もと其地名より郡名にもなれるなり。さて其山邊と云は。山邊郡の南方より。城上郡へ

かけて。廣き地名にて。此二の御陵崇神景行のあたりは。城上郡に屬る地なるなり。かの山邊郡にある衾田墓を。此御陵戸に兼守らしむとあるにて。此御陵の山邊郡の境に近きこと知られたり。されは此御陵の山邊も。隣の郡名の山邊と。本は一なりけり。さて道マカリ勾之

岡は。道は長谷の方より。山城國の方へ往來ふ大道にて。此筋。今世にも大道なり。勾之岡といふは。其大道の曲る

處に在故の名なるへし。たゞ山邊勾之岡とは書して。道之としも云るは。此御陵大道の近き邊なりし故なるべし。書紀に道上とあるも是故なり。さて勾之名有る地は。大和國內に。此彼見えたれども。此は一別にて。たゞ此國の名なり。

さて御陵は。大和志に。在澁谷村南。陵畔有家四と云り。とあれと。近き頃諸陵寮にて改正になりたる

陵墓一覽に。此天皇の御陵をは。城上郡柳本村とありて。景行天皇のを。同郡澁谷村と爲たり。彼

手白香皇女の御墓を。山邊郡中山村と。同一覽に云へれば。まことに柳本村の方なるへし。既に聖跡圖

志。陵墓一隅抄等にも。別所村なるを此天皇のとし。澁谷村なるを。景行天皇のと定めたり。別所村

なるを。爾佐牟射山ニサンサと云は。御陵山ミサキと云ことにて。即柳本村のと一つなるへければ。大和志に云る

方は。誤なりと定むへし。なほ此事。景行天皇御陵の下に委く云を見よ。

日本書紀卷第五終

昭和五年五月十五日印刷
昭和五年五月二十日發行

(日本書紀通釋 全六冊 非賣品)



製複許不

著作者

飯田武郷

相續者

飯田季治

發行者

東京市小石川區竹早町三十一番地
川俣馨一

印刷者

東京市本所區番場町四番地
井上源之丞

東京市小石川區竹早町三十二番地

發行所

内外書籍株式會社

振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 三〇五四番
三二六九番

刷印場工分所本社會式株刷印版凸

212523



